

14. 21-775
1200501163530
75

14.21



始



昭和七年三月

農業水利制度
參考資料
第一輯

プロイセン水法並同法施行細則

農林省農務局

凡例

本調査ハ農業水利立法ノ參考ニ資セン爲メプロイセンノWassergesetz vom
7 April 1913. 竝ニ Ausführungsanweisungen zum Wassergesetz vom 7 April 1913. ヲ譯出シタ



月

農林省農務局



皇林台製海魚



印

出版

Waterbury & Company
Printed and Published by Waterbury & Company
101 Broadway, New York, U.S.A.

一、プロイセン水法

二、プロイセン水法施行細則

~~717-167~~
14,21-775

一九一三年四月七日ノ水法

目次

第一章 水流	一
第一節 水流ノ觀念及種類(第一條—第六條)	一
第二節 水流ノ所有關係(第七條—第十八條)	四
第三節 水流ノ利用	九
第一款 總則(第一九條—第二四條)	九
第二款 一般使用(第二五條—第三九條)	一三
第三款 所有者ノ利用(第四〇條—第四五條)	一七
第四款 特許(第四六條—第八六條)	二〇
第五款 調停(第八七條—第九〇條)	三七
第六款 堰水工作物	三九
第一項 總則(第九一條—第一〇五條)	三九

一、プロロガシムノ水法
二、プロロガシムノ水法

第二項 貯水池(第一〇六條—第一一二條)…………… 四七

第四節 水流及其ノ沿岸ノ維持(第一一三條—第一五一條)…………… 四八

第五節 水流及其ノ沿岸ノ改良工事(第一五二條—第一七五條)…………… 六五

第六節 國及州ノ第二種水流改良工事分擔(第一七六條—第一八一條)…………… 七四

第七節 水利登記簿(第一八二條—第一九五條)…………… 七五

第二章 水流ニ屬セサル水(第一九六條—第二〇五條)…………… 八〇

第三章 水利組合…………… 八四

・ 第一節 總則(第二〇六條—第二三七條)…………… 八四

第二節 一部加入強制組合(第二三八條—第二四四條)…………… 九六

第三節 全部強制組合(第二四五條—第二四七條)…………… 九九

第四節 組合設立ノ手續(第二四八條—第二七四條)…………… 一〇一

第五節 組合規約ノ變更(第二七五條—第二七七條)…………… 一〇一

第六節 組合ノ解散及清算(第二七八條—第二八二條)…………… 一一一

第七節 本法施行前ニ設立セラレタル組合(第二八三條)…………… 一一二

第四章 洪水危険ノ豫防…………… 一一二

第一節 水流ノ洪水排出區域ニ於ケル警察制限(第二八四條)…………… 一一二

第二節 水流ノ氾濫區域ノ防護(第二八五條—第二九〇條)…………… 一一四

第三節 東海ノ海堤(第二九一條)…………… 一一七

第四節 洪水排出ノ障碍除却(第二九二條—第二九三條)…………… 一一七

第五節 堤防組合(第二九四條—第三一八條)…………… 一一九

第六節 堤防組合ニ屬セサル堤防(第三一九條—第三二二條)…………… 一二九

第七節 「ハンノーフェル」州及「シユレスウイヒ・ホルスタイン」州ニ對スル特別規定(第三二三條—第三二九條)…………… 一三一

第五章 強制權(第三三〇條—第三四一條)…………… 一三四

第六章 水利警察官廳(第三四二條—第三五五條)…………… 一四〇

第七章 水利検査官(第三五六條—第三六六條)…………… 一四五

第八章 水利顧問(第三六七條—第三六九條)…………… 一四八

第九章 水利審判所(第三七〇條—第三七三條)……………一四九

第十章 罰則(第三七四條—第三七八條)……………一五一

第十一章 經過規定及附則(第三七九條—第四〇一條)……………一五三



一九二三年四月七日ノ水法

第七章 水流

第一節 水流ノ觀念及種類

第一條 (1) 水流トハ自然又ハ人工ノ河床ニ於テ繼續シテ又ハ斷續シテ地上ヲ流ルル水ニシテ其ノ地上ノ水源及其ノ水ノ流出スル池沼湖(池沼、水溜及之ニ類スル集水)竝常ニ其ノ地下ヲ流ルル部分ヲ含ミタルモノヲ謂フ(自然水流、人工水流)

(2) 魚類ノ飼養若ハ保管又ハ其ノ他ノ目的ヲ以テ澁水シ且人工的設備ニ依リテ水流ヨリ引水シ又ハ之ニ排水スルコトニ依リテノミ水流ト連絡スル土地ハ之ヲ水流ト看做サス

(3) 溝渠ハ所有者ノ異ル土地ノ水ノ疏通ニ供セラルトキニ限リ之ヲ水流ト看做ス 人工水流ノミ流出スル池沼湖ハ水流表ニ別段ノ定ナキ限リ之ヲ水流ト看做サス 動力用水路(水車用溝渠ノ如キ)及灌溉用水路ハ水流ト認ムヘキトキハ之ヲ人工水流ト推定ス

(4) 自然水流ハ之ニ人工的變更ヲ加ヘタル後ト雖之ヲ自然水流ト看做ス

第二條 (1) 本法ニ於テ

一 第一種水流ト稱スルハ附錄表第一ニ掲クル自然水流ノ部分及同第二ニ掲クル人工水流ノ部分ヲ謂ヒ

二 第二種水流ト稱スルハ第四條ニ依リ作製スヘキ表ニ掲ケラルル自然水流及人工水流ノ部分ヲ謂ヒ

三 第三種水流ト稱スルハ其ノ他ノ凡テノ自然水流及人工水流ノ部分ヲ謂フ

(2) 自然水流ヨリ分岐シ再ヒ之ニ合スル自然水流(附屬派流)及自然水流ノ河口派流ハ幹流カ其ノ分岐點ニ於テ屬スル水流ノ種類ニ屬ス但シ附錄ニ別段ノ定アルモノ又ハ第三條第一項若ハ第四條ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條 (1) 第一種水流表ハ法律ニ依ルモノニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

(2) 前項ノ變更ニ因リ水流ニ關スル權利ノ行使ヲ妨ケラレ又ハ土地カ害セラレタル者アルトキハ國ハ被害者ニ其ノ損失ヲ補償ス 補償ニ付争アルトキハ縣參事會之ヲ決定ス 此ノ決定ハ其ノ送達後三月以内ニ通常裁判所ニ出訴シテ之ヲ取消スコトヲ得 水流ノ種類ノ變更ニ因リ生シタル利益ハ之ヲ補償額ヨリ控除ス但シ此ノ利益カ第一一條第三文又ハ第一三一條第二文ニ依リ既ニ控除セ

ラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 (1) 第二種水流表ハ州知事(ホーヘンツォルレン州(Land))ニテハ縣知事(之ヲ作製ス

(2) 此ノ水流表ニハ第一種水流ニ屬セサル自然水流及人工水流ノ部分ニシテ水利經濟上重要ナルモノヲ掲クルコトヲ要ス 水流表ニハ自然水流ト人工水流トハ之ヲ區別シテ掲クルコトヲ要ス

第五條 (1) 水流表ハ關係縣ニ於テ之ヲ公開ス 公開ハ地方公布例ニ依リ且郡部(Landkreis)ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ告示スルコトヲ要ス 此ノ水流表ニ對シテハ最終ノ告示後州知事(又ハ縣知事)ノ指定スル六週間以上ノ期間内ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得 異議ヲ申立ツヘキ期間並場所ハ告示中ニ之ヲ指定スルコトヲ要ス

(2) 期間内ニ申立テラレタル關係者ト討議スヘキ異議ニ關シテハ州會、ホーヘンツォルレン州(Land)ニ在リテハ縣參事會之ヲ決定ス 其ノ決定ニ對シテハ二週間以内ニ農林大臣ニ訴願スルコトヲ得 州知事(縣知事)モ亦訴願權ヲ有ス

(3) 異議終了シ又ハ期間空過シタル後州知事(縣知事)ハ水流表ヲ終局的ニ決定ス 其ノ決定ハ關係縣ノ公報ニ之ヲ告示スルコトヲ要ス

(4) 水流表ハ水流登記簿官廳(第八三條)ニ於テ之ヲ公衆ノ閱覽ニ供ス 其ノ抄本ハ郡長、市部(Stadtkreis)ニ在リテハ地方警察官廳ニ於テ之ヲ備付ケ且之ニ通曉セシムルコトヲ要ス

第六條 水流表ノ變更ニ對シテハ第五條ヲ適用ス但シ其ノ變更ノ告示ヲ以テ水流表ノ公開及其ノ告示ニ代フ

第二節 水流ノ所有關係

第七條 附錄ニ掲クル第一種水流ノ所有權ハ第九條第一項ノ場合ヲ除ク外國ニ屬ス

第八條 (1) 第二種及第三種水流ノ所有權ハ第九條ノ場合ヲ除ク外沿岸地所有者ニ分屬ス

(2) 前項ノ所有權ノ限界ハ次ノ如ク定ム

一 相對スル沿岸ノ土地ニ對シテハ平水位ニ於テ水流ノ中央ヲ流ノ方向ニ下ル線ニ依ル

二 相隣ル沿岸ノ土地ニ對シテハ沿岸地ノ境界線ト沿岸線(第一二條)トノ交叉點ヨリ前號ニ掲

クル中央線ニ垂直ニ引キタル線ニ依ル

(3) 平水位トハ數年間ニ於ル高水位ノ日ト低水位ノ日トヲ平均シタル水位ヲ謂ヒ潮汐ノ干満アル地方ニ於テハ通常満潮水位ヲ謂フ

(4) 國境河川ニ在リテハ所有權關係ニ付別段ノ定ナキ限り普國沿岸地所有者ノ水流所有權ハ國境ニ及フ

第九條 (1) 本法施行ノ際第一種水流ノ所有權ニシテ國以外ノ者ニ第二種又ハ第三種水流ノ所有權ニ

シテ沿岸地所有者以外ノ者ニ屬スルトキハ其ノ所有權ハ本法ノ施行ニ因リテ變更ヲ受クルコトナシ第一種自然水流ノ所有權ハ從來ノ所有者ニ於テ豫メ土地登記簿ニ之ヲ登記セサルトキ又ハ其ノ登記ヲ申請セサルトキハ本法施行後十年ヲ經過スルコトニ因リテ國ニ歸屬ス

(2) 第三二條ニ掲クル地方ニ於テハ本法施行ノ際他ノ所有ニ屬セサル第二種水流ハ之ヲ管理スル堤防水門組合ノ所有ニ屬ス

(3) ヘツセン・ナツサウ州ニ於テハ第二種及第三種自然水流ニシテ市町村其ノ維持義務ヲ負擔スルモノハ其ノ市町村ノ所有ニ屬ス(第一一七條第一項)市町村其ノ維持義務ヲ負擔スルモノ其ノ所有權ガ該市町村以外ノ者ニ屬スルトキハ從來ノ所有權ハ本法ノ施行ニ因リテ變更ヲ受クルコトナシ但シ從來ノ所有者ニ於テ其ノ權利ヲ土地登記簿ニ登記セサルトキ又ハ其ノ登記ヲ申請セサルトキハ本法施行後二年ヲ經過スルコトニ因リテ其ノ所有權ハ市町村ニ歸屬ス

(4) 沿岸地所有者ノ存續シタル水流所有權ニハ第八條ヲ適用ス

第十條 (1) 第一種自然水流ニシテ第九條第一項ニ依リ國ニ於テ其ノ所有權ヲ有セサルモ其ノ維持ヲ爲スモノハ國ハ勅令ヲ以テ其ノ所有權ヲ取得スルコトヲ得 其ノ勅令ハ取得セラルヘキ水流ノ部分ノ存スル縣ノ公報ニ之ヲ告示ス

(2) 從來ノ所有者ハ補償ヲ受ク 其ノ所有者ニ從來課セラレタル負擔ハ補償額ヨリ之ヲ控除ス 其

ノ他ノ點ニ付テハ一八七四年六月十一日ノ公用徵收法（法律集二二一頁）第七條乃至第九條第一條第一三條第二四條乃至第四九條ヲ適用ス

第十一條 第三條第一項ニ依リ第一種水流カ第二種若ハ第三種水流トナリ又ハ第二種若ハ第三種水流カ第一種水流トナルモ其ノ所有關係ハ變更セラルルコトナシ但シ後ノ場合ニハ勅令ニ依リ國ハ補償ヲ爲シテ其ノ水流ノ所有權ヲ取得スルコトヲ得 所有者ニ從來課セラレタル負擔ノ消滅ニ因リ所有者ニ生スル利益ハ補償額ヨリ之ヲ控除ス但シ第三條第二項又ハ第一三一條ニ依リ既ニ控除セラレタル利益ハ此ノ限ニ在ラス 第一〇條第一項第二文及第二項第三文ハ之ヲ適用ス

第十二條 (1) 水流ト沿岸地トノ境界線（沿岸線）ハ野草生茂ノ限界ニ依リ此ノ限界カ平水位ヨリ高キトキハ平水位ニ依リ之ヲ定ム

(2) 沿岸線ハ水利警察官廳、沿岸地所有者其ノ他ノ關係者ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ムルコトヲ得 關係者ハ其ノ費用ヲ以テ水利警察官廳ニ對シ沿岸線ノ確定ヲ請求スルコトヲ得

(3) 沿岸線ノ確定ハ之ヲ關係者ニ告知スルコトヲ要シ關係者ハ告知送達後四週間以内ニ行政訴訟ヲ提起シテ其ノ取消ヲ求ムルコトヲ得 州知事又ハ縣知事水利警察官廳ナルトキハ水利警察官廳ハ行政訴訟ニ於テ凡テ準法律行爲ニ付自己ヲ代理セシムヘキ委員ヲ選任スルコトヲ要ス 行政訴訟ノ管轄權ハ縣參事會ニ屬ス

(4) 沿岸線確定後水流ニ變更アルトキハ沿岸線ハ第一項乃至第三項ニ依リ更ニ之ヲ定ムルコトヲ得 第十三條 (1) 水流ハ其ノ所有者又ハ權利者ノ申請アルトキニ限り之ヲ土地登記簿ニ登記ス

(2) 沿岸地所有者ノ水流上ノ持分ノ登記ニ付申請アルトキハ其ノ持分ハ地租臺帳ニ從ヒ地租臺帳ニ記載ナキトキハ單ニ水流上ノ持分トシテ之ヲ土地登記簿ニ登記ス

第十四條 流水水流ノ河床ヲ廢棄シ又ハ水流ノ河床中ニ平水位（第八條第三項）ヲ越ユル土地ノ隆起ニシテ沿岸ニ接續セサルモノ（島嶼河洲及之ニ類スルモノ）ヲ生スルモ其ノ乾涸地ノ所有權ハ變更セス

第十五條 (1) 自然ノ出來事ニ因リ第一種水流其ノ河床ヲ廢棄シ新河床ヲ生スルトキハ其ノ新水流ハ國ノ所有トナル

(2) 新河床ノ從來ノ所有者ハ其ノ所有權ノ喪失ニ對シ國ノ補償ヲ受ク 此ノ補償ニ對シテハ民法施行法第五二條及第五三條第一項並一八七四年六月十一日ノ公用徵收法（法律集二二一頁）第四七條ヲ適用ス

(3) 舊河床國ノ所有ニ屬セサルトキハ其ノ所有者ハ其ノ受益ノ限度ニ於テ國ノ補償ヲ分擔スルコトヲ要ス

第十六條 (1) 第二種又ハ第三種自然水流ニ關シ第一五條ノ場合生スルトキハ新水流ハ沿岸地所有者ノ所有トナル へッセン・ナツサウ州ニ於テ第二種及第三種水流カ市町村ニ屬スルトキハ新水流

ハ其ノ貫流スル市町村ノ所有トナル 前ハンノーフエルノツエルレルフェルド廳及エルピンゲロ
 一デ廳ノ縣ニ於テ並オステローデ郡ノ中一八五三年七月二日ノ勅令（ハンノーフエル法律集第一
 章一〇九頁）及一八五五年十一月七日ノ勅令（ハンノーフエル法律集第一章二九七頁）ニ依リ前
 シヤルツフェル廳及オステローデ廳ヲ置キタル部分（Teil）ニ於テハ新水流ハ國ノ所有トナル
 シユレジエン草野法ニ依リ廢棄河床カ草野權者ノ所有ニ屬スルトキハ新水流ハ其ノ者ノ所有トナ
 ル

(2) 廢棄河床ノ所有者、新河床ノ從來ノ所有者、新舊水流ノ沿岸地所有者其ノ他舊水流又ハ新水流
 ノ河床ニ關シ權利ヲ有スル者ハ共同シテ又ハ單獨ニテ一年以内ニ水流ヲ原狀ニ回復スヘキ權利ヲ
 有ス 水利警察官廳ハ警察處分ヲ以テ其ノ工事ノ種類及範圍ヲ定メ及其ノ期間ヲ伸長スルコトヲ
 得 此ノ處分ハ訴願ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得 訴願ノ裁決ハ終局的トス

(3) 復舊工事ノ許否ニ關スル關係者ノ爭ハ行政訴訟ニ依リ之ヲ決定ス 行政訴訟ノ管轄權ハ縣參事
 會ニ屬ス 行政訴訟ハ前項ニ定メタル期間内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス 此ノ期間ハ行政訴訟ノ
 繫屬中其ノ進行ヲ停止ス

(4) 原狀ヲ回復シタルトキハ從來ノ所有關係ハ復舊ス

第十七條 (1) 漸次ノ沖積ニ依リテ生シタル寄洲又ハ附洲ハ第八條第二項第二號ニ定ムル限界ニ依リ

沿岸地所有者ニ屬ス

- (2) 水面ノ自然又ハ人工ニ因リテ低下シタル爲生シタル沿岸地ノ擴大ニ付亦同シ
- (3) 水流ノ一部ヲ成スモ水流トシテ其ノ沿岸地所有者ノ所有ニ屬セサル池沼湖ニ於ル寄洲、附洲又
 ハ減水ニ因リテ生シタル周縁地ハ從來ノ所有權ノ限界内ニ於テ池沼湖ノ所有者ニ屬ス但シ從來ノ
 沿岸地所有者カ從來ノ範圍ニ於テ池沼湖ノ一般使用ヲ爲ス爲必要アルトキハ池沼湖ノ所有者ハ其
 ノ者ノ池沼湖ニ達スル通行ヲ許容スルコトヲ要ス

第十八條 自然力ニ依リテ水流ノ沿岸ヨリ分離セラレ他ノ土地ト結合セル土地ハ其ノ土地ト區別シ得
 サルニ至レルトキ又ハ土地ノ所有權者其ノ他ノ權利者カ裁判上若ハ水利警察官廳ニ届出ツルニ依リ
 テ之ヲ取去ル權利ヲ行使セサルコト結合ノ時ヨリ一年ニ亘ルトキハ結合セル土地ノ構成部分トナ
 ル

第三節 水流ノ利用

第一款 總 則

第十九條 (1) 土砂、石木、鑛渣、固形物及粘質物並獸屍ヲ水流中ニ投棄スルコトヲ得ス 此等ノ物
 質カ水流中ニ流入スル虞アルトキハ之ヲ水邊ニ放置スルコトヲ得ス 水利警察官廳ハ水ノ疏通ニ

支障ナク又ハ水ヲ不潔ナラシメ他人ニ損害ヲ與フル虞ナシト認メタルトキハ其ノ例外ヲ許スコトヲ得維持費ヲ増加スルトキハ其ノ維持義務者ノ同意ヲ得タルトキニ限り其ノ例外ヲ許スコトヲ得

(2) 第一項ノ規定ハ魚餌ノ投入ニ對シテハ之ヲ適用セス但シ其ノ投入ニ因リ水ヲ不潔ナラシメ他人ニ損害ヲ與フルトキハ水利警察官廳ハ之ヲ禁止スルコトヲ得 魚類ノ飼養又ハ保管ノ爲人工ニ依リ水流ヲ池形ニ擴張セルモノニ投餌スル場合亦同シ

(3) 公益上必要アルトキハ水利警察官廳ハ命令ヲ以テ水流ヨリ植物、泥土、土砂、石礫ヲ採取スルコトヲ取締又ハ制限スルコトヲ得

第二十條 (1) 水流ニ於テ大麻及亞麻ヲ精白スルコトヲ得ス

(2) 適當ナル精麻所ヲ設置シ得サル地方ニ於テ精麻ノ爲水流ノ使用ヲ必要トスルトキハ縣參事會ハ市町村又ハ其ノ一部ニ對シ前項ノ禁止ノ例外ヲ許スコトヲ得 許可アルモ損害ヲ生スルトキハ市町村ハ其ノ賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二十一條 水利警察官廳ハ利用權ナキトキ又ハ一般使用ニ關スル規定ニ依リテ利用カ許容セラレサルトキハ水流ノ利用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得 其ノ處分ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第二十二條 (1) 第一種及第二種水流ニ於テ工作物ノ設置又ハ其ノ重要ナル變更ヲ爲スニハ水利警察官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス 第三種水流ニ對シテハ警察命令ヲ以テ此ノコトヲ定ムルコトヲ

得 法定手續ニ依リ又ハ法定維持義務ヲ履行スル爲設置スル工作物ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

(2) 水ノ疏通ヲ維持スル爲警察命令ヲ以テ第一種及第二種水流並第二八五條ノ適用ナキ第三種自然水流ニ付沿岸線(第一二條)ヲ去ル一定距離内ニ於テ工作物ヲ設置スルニハ水利警察官廳ノ許可ヲ受クヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第二十三條 (1) 一般使用ノ程度ヲ越エ水其ノ他ノ流動物ヲ水流ニ注入セントスル者ハ豫メ之ヲ水利警察官廳ニ届出ルコトヲ要ス 水利警察官廳ハ其ノ注入カ警察上支障アリ又ハ第四一條ノ制限ニ牴觸スト認ムルトキハ理由ヲ附シテ之ヲ禁止シ其ノ他ノ場合ニハ其ノ注入ニ付警察上支障ナキ旨届出人ニ通知シ且其ノ他ノ公布例ニ依リ之ヲ告示スルコトヲ要ス 警察官廳ハ其ノ拒否ヲ排除シ得ル豫防方法ヲ指示スルコトヲ得

(2) 水利警察官廳ハ第二種及第三種水流ニ關シテハ急迫ノ場合ヲ除ク外水利検査官ノ意見ヲ徵シタル後決定ス

(3) 通知(第一項)送達セラレ又ハ拒否ヲ排除スル爲水利警察官廳ノ指示シタル豫防方法ヲ講スルニアラザレハ注入ハ之ヲ許可セス

(4) 注入權カ特許ニ依リテ與ヘラレ若ハ本法施行ノ際現存シ且第三七九條乃至第三八一條ニ依リテ存續スルトキ又ハ注入カ他ノ主務警察官廳ニ依リテ許可セラレ若ハ工業法第一六條乃至第二五條

ニ依リテ許容セラレタルトキハ前數項ノ規定ハ之ヲ適用セス

- (5) 州知事(ホーヘンツォルレン州(Land))ニ於テハ縣知事(ハ水利検査官及水利顧問(第三六七條)ノ意見ヲ徵シタル後注入カ一般慣例ノ程度ヲ越エス且現在ノ狀況ニテハ之ニ因リ損害ヲ生スル虞ナキトキハ全水流又ハ個々ノ水流ニ付一定ノ種類又ハ數量ノ流動物ノ注入ニハ届出ヲ要セサル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二十四條 (1) 水流ヲ不法ニ不潔ナラシメタルニ因リテ生シタル損害ニ對シテハ第二三條ニ反セサルトキト雖其ノ不潔ヲ生セシメタル工作物ノ起業者其ノ責ニ任ス 起業者カ不潔ノ豫防ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ怠ラサリシトキハ其ノ責ナシ

(2) 抵當權者、地債權利者及定期金債權者ハ別段ノ賠償請求權ヲ有セス 其ノ權利ノ目的タル土地ノ所有者カ取得スヘキ賠償ニ付テハ民法施行法第五二條及第五三條ヲ適用ス

(3) 不潔カ數個ノ工作物ニ依リテ生シタルトキハ其ノ起業者等ハ連帶債務者トシテ其ノ責ニ任ス

(4) 各起業者ハ不潔ナラシメタル割合ニ應シ其ノ割合ヲ定メ得サルトキハ平等ニ義務ヲ負フ 起業者中過失アルモノアルトキハ其ノ者ノミ責ヲ負フ

(5) 起業者以外ノ者損害ニ付責ニ任スヘキ規定アルトキハ其ノ適用ヲ妨ケス 起業者ニ過失ナキトキハ起業者ノ場合ノ割合ヲ以テ起業者以外ノ者ノミ損害賠償ノ義務ヲ負フ

(6) 民法第二五四條第八四〇條第一項第二項及第八二五條ハ之ヲ準用ス

第二款 一般使用

第二十五條 (1) 第一種自然水流ハ他人ニ不利益ヲ及ホササル限リ水浴、洗濯、手桶ヲ以テスル汲取家畜ノ水飼、水泳、舟行及氷滑竝家事用及家業用(Wirtschaft)ノ水及氷ノ採取ノ爲之ヲ利用スルコトヲ得 家事用ノ餘水ノ放流ニ付亦同シ但シ共同ノ工作物ニ依ル餘水ノ放流ハ此ノ限ニ在ラス

(2) 第二種第三種水流ニ對シテハ氷ノ採取ノ外前項ノ規定ヲ準用ス但シ舟行及氷滑ハ從來一般慣行ノモノニ限リ之ヲ爲スコトヲ得 舟行及氷滑カ從來一般慣行ナリヤ否ヤ又ハ其ノ範圍ニ付爭アルトキハ縣知事之ヲ決定ス 此ノ決定前所有者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

(3) 前項ノ規定ハ第二種及第三種水流ノ人工ニ依リテ池形ニ擴張セラレタルモノニハ之ヲ適用セス 第二六條及第三五條ノ場合ヲ除ク外邸宅、庭園及公園ヲ貫流スル水流中沿岸地所有者ノ所有ニ屬スル部分ニ付テハ一般使用ヲ爲スコトヲ得ス 第一項第二項ノ規定ハ貯水池(第一〇六條)及第二種又ハ第三種自然水流ノミ流出スル池沼湖ニハ之ヲ適用セス 斯ル池沼湖及貯水池ニ關シ從來行ハレタル一般使用ヲ今後モ許スヘキヤ否ヤ及其ノ範圍ハ縣知事之ヲ定ム 此ノ決定前貯水池又ハ池沼湖ノ所有者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス 縣知事ハ何時ニテモ此ノ定ヲ取消スコトヲ得

- (4) 家業トハ農業的副業及小規模ノ工業的經營ヲ除キタル農業的家内及農園經營ヲ謂フ
- (5) 他人ノ一般使用ヲ妨クル行爲ハ第三七條ノ規定ニ牴觸スルトキニ限り加害アリタルモノト看做ス
- (6) 人工水流殊ニ第二種及第三種人工水流ニ付テハ第一項、第二項、第四項ニ規定スル一般使用ノ許否及其ノ範圍ハ州知事水利検査官ノ意見ヲ徵シタル後之ヲ定ムルコトヲ得
- 第二十六條 第一種水流ハ公衆ノ交通殊ニ舟行及木材ヲ結合セル流材(筏流)ニ之ヲ利用スルコトヲ得

第二十七條 (1) 第一種自然水流ニ於テハ沿岸地ノ所有者尙必要アル限り沿岸地ノ後方ニ在ル土地ノ所有者モ亦其ノ土地ヲ人畜ノ曳船道トシテ使用セシムルコトヲ要ス 此等ノ土地ノ所有者ハ國カ曳船道ノ適當ナル改修及維持ヲ爲スコトヲ受忍スル義務ヲ負フ

(2) 第二種又ハ第三種水流カ第三條第一項ニ依リ第一種水流トナリタルトキハ一定ノ計畫ニ基ク曳船道ノ受忍義務ニ對シ國ハ土地所有者ニ補償ヲ爲スコトヲ要ス 從來曳船道ナカリシ第一種自然水流ノ部分ニ付亦同シ

(3) 水利警察官廳ハ第一種自然水流ノ個々ノ部分ニ付曳船道ノ自由使用ヲ禁シ得ヘキ旨ヲ規定スルコトヲ得

第二十八條 第一種自然水流ノ沿岸地所有者ハ舟及流材ノ著岸及繫留ヲ許ス義務ヲ負フ但シ沿岸地所有者ノ申請ニ依リ水利警察官廳ノ除外シタル區域ニ於テハ此ノ限ニ在ラス 急迫ノ必要アル場合ニハ私營物揚場ニ付亦同一ノ義務ヲ負フ 沿岸地所有者ハ急迫ノ必要アル場合ニハ一時ノ積荷又ハ舟及流材ノ陸揚ヲ受忍スル義務ヲ負フ

第二十九條 第二七條第一項及第二八條ニ掲クル義務ニ關シ本法施行ノ際現ニ主務官廳ニ於テ發シタル細則アルトキハ其ノ規定ノ適用ヲ妨ケス 水利警察官廳ハ警察命令ヲ以テ新ニ同様ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第三十條 (1) 曳船道ノ違法使用又ハ舟及流材ノ着岸繫留若ハ積荷舟及流材ノ陸揚ヲ受忍シタルニ因リ生シタル損害ニ對シテハ舟及流材ノ所有者其ノ責ニ任ス 此ノ損害賠償請求權ノ消滅時効ハ一年トス 時効ハ損害ヲ生シタル年ノ滿了シタル時ヨリ進行ス

(2) 第一項ニ掲ケタル者ノ責任カ民法以外ノ帝國特別法ニ依リ規律セラルル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス 此ノ者カ更ニ廣キ範圍ニ於テ責ニ任シ又ハ他人カ賠償ノ責ニ任スヘキコトヲ定ムル規定ハ變更セラルルコトナシ

第三十一條 (1) 第二種又ハ第三種水流ニ於テ本法施行ノ際一般慣行トシテ又ハ特別ニ認容セラレタル流材ハ從來ノ範圍ニ於テ之ヲ許容ス 公益上又ハ重大ナル經濟上ノ理由アルトキハ農林大臣ハ

關係水利検査官及水利顧問ノ意見ヲ徴シ新ニ流材ヲ許容シ又ハ其ノ範圍ヲ擴張スルコトヲ得

(2) 木材ヲ結合セル流材ニハ沿岸地ニ於ケル着岸繫留及損害賠償ニ關スル第二八條乃至第三〇條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 (1) 第三一條第一項第二文ノ場合ニ於テ特別ノ施設ヲ以テ豫防セザリシ爲流材ニ依リテ生シタル損害ハ國之ヲ補償スルコトヲ要ス

(2) 補償ニ付争アルトキハ縣參事會之ヲ決定ス 其ノ決定ニ對シテハ送達後三月以内ニ司法裁判所ニ出訴シテ之ヲ取消スコトヲ得 補償金額ノ支拂及供託ニハ公用徴收法ノ規定ヲ適用ス

(3) 農林大臣ハ流材規則ヲ發布スヘシ 同規則ニハ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス

一 流材ノ種類及操縦方法ニ關スル細則

二 水流所有者、沿岸地所有者及堰水權利者ニ課スヘキ義務及制限ニシテ第三一條第二項ニ規定セラレサルモノ

第三十三條 農林大臣ハ第三一條第一項ノ場合ニ於テ管理及維持費用ヲ支辨スル爲同項第二文ノ場合ニ於テ施設及補償費用(第三二條第一項)ヲ支辨スル爲ニモ流材ノ通行料ヲ徴收スルコトヲ得

第三十四條 第三一條第一項ニ依リ許容セラレタル流材ハ同條ニ定ムル方法ニ依リ之ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

第三十五條 一般交通ノ爲第二種及第三種水流ヲ流材以外ニ利用スル場合ニハ第二八條乃至第三〇條第一項及第三四條ヲ準用ス

第三十六條 (1) 水流所有者並本法施行ノ際第三七九條乃至第三八一條ニ依リテ存續スル水流利用權ヲ有スル者ハ必要ナクシテ一般使用ヲ妨害シ又ハ重大ナル理由ナクシテ之ヲ不能ナラシムルコトヲ得ス 其ノ他何人ト雖水流ノ一般使用ヲ妨クルコトヲ得ス

(2) 水利警察官廳ハ前項ノ規定ノ遵守ヲ監視スルコトヲ要ス

第三十七條 一般使用ハ之ニ因リテ他人ノ一般使用ヲ不能ナラシメ又ハ著シク之ヲ困難ナラシムルコトヲ得ス

第三十八條 第二七條第一項、第二八條、第二九條、第三一條第二項及第三二條第三項第二號ノ場合ヲ除ク外一般使用ニハ他人ノ沿岸地ニ立入り若ハ其ノ他ノ利用ヲ爲シ又ハ水流中ニ工作物ヲ設クル權能ヲ含マス

第三十九條 水利警察官廳ハ一般使用ヲ規律シ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得 斯カル處分ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第三款 所有者ノ利用

第四十條 (1) 所有者トシテ水流ノ所有者ニ屬スル水流利用權ハ第一九條乃至第二三條ノ外尙第四一條乃至第四五條ニ定ムル制限ヲ受ク

(2) 前項ノ規定ハ特ニ左ノ權利ニ之ヲ適用ス

- 一 水ヲ使用消費シ特ニ地上又ハ地下ニ於テ直接又ハ間接ニ引水スル權利
- 二 水其ノ他ノ流動物ヲ地上又ハ地下ニ於テ注入スル權利
- 三 水面ヲ高メ又ハ低メ殊ニ流水ノ阻止ニ依リ繼續シテ水ヲ貯溜スル權利

第四十一條 (1) 左ノ利用ハ之ヲ爲スコトヲ得ス

- 一 水ノ疏通ヲ變更シ又ハ水ヲ不潔ナラシメテ他人ニ不利益ヲ與フルコト
- 二 水位ヲ變更シテ水流ニ關スル他人ノ權利ノ行使ヲ妨ケ又ハ他人ノ土地ニ損害ヲ與フルコト
- 三 他人ノ負擔スル水流又ハ沿岸ノ維持ヲ困難ナラシムルコト

(2) 僅少ノ不利益ハ之ヲ問ハス

(3) 水流ノ水位ヲ變更スルコト(第一項第二號)ハ之ニ因リテ地下水水位ヲ變更シ他人ニ不利益ヲ與フルコトアルモ水流カ水ノ自然ノ疏通ヲ爲ス土地ノ通常ノ排水ノ爲之ニ注水シ又ハ水面ヲ低下スルニ因リテ惹起セラレタルモノナルトキハ之ヲ許容ス

第四十二條 一八四三年二月二八日ノ私川法(法律集四一頁)ノ從來ノ施行區域ニ於テ其ノ公布ノ際

(一八四三年三月四日)第二種又ハ第三種水流中ニ適法ニ存在シタル動力機關ニ對シテハ其ノ當時ノ範圍ニ於テ其ノ工作物ノ經營ニ必要ナル水ハ其ノ使用ヲ妨ケラルルコトナシ 當時既ニ特別ノ名義ニ依リ其ノ經營ヲ擴張スル權利存在シタルトキハ其ノ擴張ノ爲ニ必要ナル水量ニ付亦同シ

第四十三條 (1) 第八條ニ依リ水流カ沿岸地所有者ニ屬スルトキハ沿岸地所有者ハ水流ヨリ引用シタル水ニシテ沿岸地及之ト經濟上一體ヲ爲ス其ノ後方地ニ於テ消費セラレサリシモノヲ他人ノ沿岸地ニ到ラサル前水流ニ復歸セシムルコトヲ要ス 對岸地異ル所有者ニ屬スルトキハ各沿岸地所有者ハ流水ノ半ノミヲ引用スルコトヲ得

(2) 沿岸所地有者ハ沿岸地ノ境界ヲ越エテ水ヲ堰止ムルコトヲ得ス

第四十四條 相隣ル水流ノ所有者カ其ノ利用權ノ行使ニ付合意シ又ハ其ノ行使ノ爲組合ヲ組織シタルトキハ其ノ所有地ハ利用權ノ行使ニ付テハ之ヲ一體ノ土地ト看做ス

第四十五條 第三條第二項、第一〇條、第一一條、第三二條第一項、第五〇條、第五一條、第八二條第一項、第一五六條、第一五七條、第二〇〇條第一項第三號及第三三一條第一項ノ場合ニ於テ所有者カ第四〇條第二項ニ掲クル水流利用ノ可能性ヲ侵奪又ハ妨害セラレタルトキハ事情ニ依リ公平上必要ナルトキニ限り補償ヲ爲スコトヲ要ス 喪失シタル利益ノ補償ニ關スルトキハ民法第二五二條ヲ適用ス

第四款 特許

第四十六條 (1) 水流ニ關スル左ノ權利ハ特許ニ依リテ之ヲ取得スルコトヲ得

一 第四〇條第二項ニ掲クル方法ニ於テ水流ヲ利用スル權利

二 港津又ハ獨立ノ水路トナラサル支運河ヲ開設スル權利

三 重要ナル工作物ヲ有スル物揚場ヲ設置スル權利

四 市町村浴場又ハ公衆浴場ヲ設置スル權利

(2) 前項ノ權利ニシテ他ノ法律ノ規定ニ依リテ附與セラレ又ハ其ノ利用カ一般使用ニ關スル規定ニ依リテ許容セラルルモノニ付テハ特許ヲ受クルコトヲ要セス

(3) 特許ハ申請ニ依リ土地所有權ト結合セラルルモノトシテ之ヲ許與スルコトヲ得

第四十七條 (1) 特許ハ本法ニ定メタル理由ニ依ルニアラサレハ之ヲ拒否スルコトヲ得ス

(2) 特許ハ無期又ハ有期ニ之ヲ許與スルコトヲ得

(3) 申請ニ係ル利用ニ因リ水流ヲ不潔ナラシムル虞アルトキハ餘水ヲ清潔ナラシムルコトニ關シ周到ナル條件ヲ附スルニアラサレハ特許ヲ許與スルコトヲ得ス

(4) 特許カ有期ニ許與セラレタルトキハ公益上又ハ經濟上重大ナル理由ナキ限り起業者ハ期間中ニ

必要トナリタル變更ヲ爲シテ特許期限ノ伸長ヲ申請スルコトヲ得

第四十八條 特許ハ一定ノ計畫ニ基ク起業ノ爲ニアラサレハ之ヲ許與セス

第四十九條 (1) 申請ニ係ル水流ノ利用カ公益上重大ナル支障アルトキハ特許ハ之ヲ拒否シ又ハ其ノ支障ヲ除クニ足ル條件ヲ附シテノミ之ヲ許與スルコトヲ要ス 既ニ著手シ又ハ計畫中ニ屬スル水流ノ改良工事カ申請ニ係ル水流ノ利用ニ因リテ妨ケラレ又ハ著シク困難トナルヘキ場合モ亦特ニ之ヲ支障アル場合ト認ムルコトヲ要ス

(2) 第二種又ハ第三種自然水流ノミ流出スル池沼湖竝人工水流及貯水池(第一〇六條)ヲ以テ造リタル集水池ニ在リテハ池沼湖若ハ人工水流ノ所有者又ハ貯水池ノ起業者カ異議ヲ申立ツルトキハ特許ハ之ヲ許與セス

(3) 第二種又ハ第三種水流ニ在リテハ特許セラレタル權利ノ行使カ公益ノ爲設ケラレタル貯水池(第一〇六條)ノ效果ヲ著シク害スル虞アリトシテ水利警察官廳カ特許ニ異議ヲ唱ヘタルトキハ特許ハ只農林大臣ノ認可ヲ得テ又ハ同大臣ノ公益上定メタル特別ノ條件ヲ附シテノミ之ヲ許與スルコトヲ得

(4) 附録ニ特ニ掲ケタル第一種自然水流ニ在リテハ申請ニ係ル利用カ公益上重大ナル支障(第一項)アリトシテ水利警察官廳カ特許ニ異議ヲ唱ヘタルトキハ特許ハ只商工大臣及土木大臣ノ認可ヲ得

テ又ハ兩大臣ノ公益上定メタル條件ヲ附シテノミ之ヲ許與スルコトヲ得 此ノ表示ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第五十條 (1) 申請ニ係ル水流ノ利用ニ依リ他人ノ權利ヲ害スル虞アル不利益ナル效果ヲ生スルモ其ノ起業ト兩立シ且經濟上相當ナル施設ニ依リテ之ヲ防止シ得ヘキトキハ特許ハ此等ノ施設ヲ爲スヘキコトヲ條件トシテノミ之ヲ許與スルコトヲ要ス 此ノ施設ノ維持義務カ同一目的ノ爲現存スル施設ノ維持義務ノ範圍ヲ越ユルトキハ其ノ超過部分ヲ起業者ノ負擔トス 第四一條第一項及第二項ニ掲クル不利益ナル效果ニ在リテハ之ニ依リテ他人ノ權利カ害セラレサルトキト雖此等ノ規定ヲ適用ス

(2) 前項ノ施設不能ニシテ不利益ナル效果ヲ蒙ルヘキ者特許ニ異議ヲ申立ツルトキハ特許ハ之ヲ許與セス 但シ一面他ノ方法ニテハ其ノ起業ヲ適當ニ遂行シ得ヌ又ハ莫大ノ費用ヲ以テノミ遂行シ得 他面之ヨリ生スヘキ利益カ異議申立人ノ損害ヲ著シク超過スルトキ及異議申立人ノ水流利用權カ特別ノ名義ニ基クモノニシテ且公益上ノ理由アルトキハ此ノ限ニ在ラス 此ノ場合ニ於テハ一九一二年一月一日以後所有者トノ間ノ法律行為ニ依リテ設定セラレタル權利ハ之ヲ問ハス

(3) 地下水位ノ變更ハ水流カ自然ノ水ノ疏通ヲ爲ス土地ノ通常ノ排水ノ爲ニスル水ノ注入又ハ水面ノ低下ニ因リテ生シタルトキハ之ヲ不利益ナル效果ト看做サス

第五十一條 (1) 第五〇條ニ掲クル不利益ナル效果カ施設ニ依リテ防止セラレサルトキハ起業者ハ其ノ被害者ニ賠償スルコトヲ要ス

(2) 賠償ハ定期給付ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得 特許官廳ハ一定期間ヲ經テ賠償關係ヲ再審シ且他ノ決定ヲ爲シ得ヘキ旨ヲ留保スルコトヲ得

第五十二條 (1) 水流ノ自然ノ疏通又ハ水位ヲ不利益ニ變更シタルトキ竝水流又ハ其ノ沿岸ノ維持義務ヲ加重シタルトキト雖被害者カ自己ノ維持義務ヲ適法ニ履行セハ不利益ヲ避ケ得ヘカリシトキハ損害ヲ賠償スルノ限ニ在ラス

(2) 地下水位ヲ不利益ニ變更シタルトキ亦同シ之ニ因リテ生シタル損害ハ事情ニ依リ公平上必要ナルトキニ限り之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第五十三條 (1) 他人ノ土地又ハ工作物カ水流ノ利用ニ困リ害セラレ從來ノ豫定ニ從ヒ適當ニ使用シ得サル虞アルトキハ其ノ土地又ハ工作物ノ所有者ハ起業カ其ノ土地又ハ工作物ヲ有償ニテ讓受クヘキコトヲ請求スルコトヲ得

(2) 起業者ノ讓受ケタル土地カ全部又ハ一部起業ノ目的ノ爲ニ將來最早ヤ必要ナキニ至リ之ヲ讓渡スヘキトキハ一八七四年六月十一日ノ公用徵收法(法律集二二二頁)第五七條ノ法定先買權ニ關スル規定ヲ準用ス

第五十四條 水流ノ利用ノ對價ハ之ヲ起業者ニ課スルコトヲ得ス

第五十五條 集水池(Sammelbecken)、貯水池(Talsperren)、水ヲ清潔ニスル工作物及之ニ類スルモノモ亦第五〇條ニ所謂施設ニ屬ス 斯カル施設ノ維持ヲ分擔スヘキ義務ハ條件トシテ之ヲ起業者ニ課スルコトヲ得

第五十六條 (1) 水流又ハ其ノ沿岸ヲ維持シ竝特許セラレタル權利ノ行使ヲ監督スル爲必要ナル費用ヲ負擔スヘキ義務ハ條件トシテ之ヲ起業者ニ課スルコトヲ得

(2) 損害ノ有無及範圍ヲ確認シ易カラシムル爲適當ナル處置(量水標ノ觀測、地下水位ノ觀測等)ヲ爲スヘキ義務ハ之ヲ起業者ニ課スルコトヲ得

第五十七條 申請ニ係ル水流ノ利用カ一般使用ヲ不能ナラシメ又ハ之ヲ著シク困難ナラシムル虞アルモ其ノ起業ト兩立シ且經濟上相當ナル施設ニ依リ此等ノ效果ヲ防止シ得ヘキトキハ斯カル施設ヲ爲シ且第五〇條第一項第二文ニ依リ之ヲ維持スヘキ義務ハ條件トシテ之ヲ起業者ニ課スルコトヲ得

第五十八條 風景ノ著名ナル地方ニ於テ起業ト兩立シ且經濟上相當ナル施設ニ依リテ風致ノ重大ナル毀損ヲ防止シ得ルトキハ斯カル施設ヲ爲シ且第五〇條第一項第二文ニ依リ之ヲ維持スヘキ義務ハ條件トシテ之ヲ起業者ニ課スルコトヲ要ス

(2) 其ノ他ノ場合ニ於テモ風景ノ著名ナル地方ノ風致毀損ヲ防止スルニ適當ナル條件ヲ附スルコト

ヲ要ス但シ其ノ條件カ起業ノ目的及經濟ト兩立スルトキニ限ル

第五十九條 起業者ニ對シテハ其ノ課セラレタル條件ノ遵守ノ爲及第七〇條第三項ニ依リ決定カ後日ノ手續ニ留保セラレタル損害賠償請求權ヲ確保スル爲擔保ヲ提供セシムルコトヲ得 擔保額ハ最近三年間ニ生スヘキ損害見込額ヲ超過スルコトヲ得ス且毎年補充セシメテ此ノ額ヲ維持スルコトヲ要ス 國及地方團體ハ擔保ヲ提供スルコトヲ要セス

第六十條 (1) 特許スルニハ起業ヲ完成シ且其ノ經營ヲ開始スヘキ期間ヲ指定スルコトヲ要ス

(2) 其ノ期間ハ之ヲ伸長スルコトヲ得

第六十一條 (1) 使用水量ノ分配ニ付又ハ各種ノ利用期間若ハ適當ナル經營施設ノ決定ニ付兩立シ得サル數個ノ起業ニ對スル特許與ノ順位ハ先ツ其ノ起業ノ公益上ノ價值ニ依リ次ニ其ノ經濟上ノ價值ニ依リ之ヲ定ム

(2) 數個ノ起業同價值ナルトキハ既存ノ起業ハ新起業ニ優先シ一定ノ場所ニ限ル起業ハ其ノ限ラサル起業ニ優先シ水流所有者ノ起業ハ沿岸地所有者其ノ他ノ者ノ起業ニ優先シ沿岸地所有者ノ起業ハ其ノ他ノ者ノ起業ニ優先ス

第六十二條 獨逸ニ國籍ヲ有セサル起業者又ハ主タル營業所ヲ獨逸帝國內ニ有セサル營利會社特許ヲ申請シタルトキハ主務大臣ノ指揮ニ依リ之ヲ拒否スルコトヲ要ス

第六十三條 特許ヲ申請シ得ル起業ノ準備ニ付テハ一八七四年六月十一日ノ公用徵收法（法律集二二一頁）第五條ヲ準用ス 同條ニ規定スル告示ハ之ヲ罷ムルコトヲ得 特許ノ申請ニ決定スヘキ官廳ヲ以テ主務官廳トス

第六十四條 (1) 特許ノ申請ニ關シテハ縣參事會（特許官廳）之ヲ決定ス

(2) 特許ノ申請ハ速ニ之ヲ審理スルコトヲ要ス

第六十五條 (1) 特許ノ申請ニハ必要ナル圖面及説明書ヲ添付スルコトヲ要ス

(2) 申請カ判然許スヘカラサルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ直ニ之ヲ却下スルコトヲ得

(3) 其ノ他ノ場合ニハ申請ニ係ル水流ノ利用ハ特許官廳ノ裁量ニ依リ其ノ效果ノ及フヘシト認ムル凡テノ市町村（又ハ私領地（Gutsbezirk）ニ於テ其ノ他ノ公布例ニ依リ之ヲ告示スルコトヲ要ス告示ハ町村（Land Gemeinde）ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ爲スコトヲ要ス

(4) 特許官廳ノ裁量ニ依リ利用ノ不利益ナル效果ヲ蒙ル虞アリト認ムル凡テノ知レタル者ノ氏名ハ同時ニ之ヲ告示中ニ指示スルコトヲ要ス

第六十六條 (1) 告示ニハ提出セラレタル圖面及説明書ヲ閱覽シ得ヘキ場所竝特許ニ對スル異議ノ申立又ハ施設ノ設置若ハ其ノ維持ノ請求又ハ補償ノ請求ヲ書面又ハ口頭ニテ爲シ得ヘキ官廳ヲ指定スルコトヲ要ス 尙告示ニハ異議申立期間ヲ指定スルコトヲ要ス 其ノ期間ハ二週間乃至六週間

ニシテ告示ヲ掲載シタル公報ノ最終發行日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス

(2) 申請人ニ於テ秘密トナスコトヲ要スル經營施設又ハ經營方法ノ説明ハ告示用ノ添付書類ト分離シ特別ノ書面及圖面ニテ之ヲ提出スルコトヲ要ス

第六十七條 (1) 告示ニハ指定期間内ニ特許ニ對シテ異議ヲ申立テサル者ハ異議申立權ヲ喪失スルコト及特許セラレタル權利ノ行使ニ因ル不利益ナル效果ニ對シテハ第八二條ニ掲クル請求權ノミヲ主張シ得ヘキコトヲ注意スルコトヲ要ス

(2) 告示ニハ前項ノ期間ハ最初ノ申請者ノ申請ニ係ル利用ヲ妨クル虞アル他ノ水流利用權ノ特許ノ申請ニモ之ヲ指定スルコトヲ要ス 其ノ際其ノ期間經過後提出シタル特許ノ申請ニ對シテハ同一ノ手續ニ於テハ最早之ヲ審査セサル旨注意スルコトヲ要ス

(3) 添付書類（第六五條）提出ノ爲ニハ適當ノ猶豫期間ヲ與フルコトヲ得

第六十八條 (1) 第六一條及第六七條第二項ニ定ムル要件ヲ具備スル二箇以上ノ特許申請カ相異ル特許官廳ニ提出セラレタルトキハ最初ノ申請ニ對シ管轄權アル官廳之ヲ決定ス

(2) 前項ノ申請カ同一日ニ到達シタル場合ニハ一八八三年七月三十日ノ王國行政法（法律集一九五頁）第五八條第一項第二號ヲ準用ス

第六十九條 (1) 特許ニ要スル法定條件ノ存否ハ特許官廳職權ヲ以テ之ヲ審査ス 特許官廳ハ尙管轄

警察官廳ニ代リ申請ニ係ル水流利用カ警察法規ニ違反スルコトナキヤヲ審査スルコトヲ要ス

- (2) 特許官廳ハ水利警察官廳其ノ他公益維持ニ關係アル官廳ニ協議スヘシ
- (3) 鑛山所有者特許ヲ申請シタルトキ又ハ其ノ他ノ者鑛山採掘地域ニ於テ特許ヲ申請シタルトキハ管轄鑛山官廳ニ協議スルコトヲ要ス

第七十條 (1) 特許官廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ特許ノ申請(第六一條、第六七條第二項)、之ニ對スル異議申立、施設ノ設置及維持ノ請求並賠償ノ請求ニ關シ其ノ提起者ト口頭審理ヲ爲スコトヲ要ス 此ノ審理ニハ缺席者アル場合ト雖之ヲ行フヘキ旨ヲ示シテ起業者並異議申立人又ハ請求人ヲ呼出スコトヲ要ス

(2) 特別ノ私法上ノ名義ニ基キ異議又ハ請求提起セラレタルトキハ其ノ名義ノ有無ニ關スル訴訟ハ通常裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ要ス 特許官廳ハ訴訟ノ終結スルマテ特許申請ニ關スル決定ヲ延期スルコトヲ得 特許官廳ハ名義ノ存在カ疏明セラレ且之ヲ認諾シテ第五十條ニ依リ特許ヲ拒否スヘキトキハ拒否ノ決定ヲ爲スコトヲ要ス 決定ヲ延期スル場合ニハ起業者ニ對シ訴訟ヲ提起スヘキ期間ヲ指定スルコトヲ要ス 訴訟ノ進行カ起業者ニ依リ不當ニ遅延セシメラルルトキハ特許手續ハ之ヲ續行スルコトヲ得

(3) 賠償ノ請求ニ對スル決定ハ損害ノ有無又ハ範圍豫見セラレサルトキハ之ヲ第八二條ニ依ル後日

ノ手續ニ留保スルコトヲ要ス 第五三條ノ場合ニ於ル請求ノ決定ハ其ノ法定要件ノ存在カ確定的ニ豫見セラレサルトキハ起業者ノ申請ニ依リ之ヲ後日ノ手續ニ留保スルコトヲ要ス

(4) 所有權取得ノ請求(第五三條)ハ第一項ニ定ムル審理ノ終結スルマテニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第七十一條 特許申請ニ關スル決定書ハ之ヲ起業者及關係官廳及異議ヲ申立又ハ請求ヲ爲シタル者(第七〇條第一項)ニ送達スルコトヲ要ス 特許カ申請事項ヲ更正シ又ハ異議申立若ハ請求ヲ拒否シテ許與セラルル場合ニハ決定書ニ理由ヲ附スルコトヲ要ス

第七十二條 特許決定書ハ左ノ事項ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 特許セラレタル權利及起業ノ詳細ナル表示及其ノ權利カ土地所有權ト結合セラルヘキモノナルトキハ(第四六條第三項)其ノ土地ノ詳細ナル表示
- 二 第四七條第二項第三項、第四九條第一項第三項第四項、第五〇條第一項及第五五條乃至第六十條ニ依リテ定メラレタル規定

三 第六七條第一項ノ注意ニ基キテ定メラル權利ノ除外

四 第六一條及第六七條第二項ニ依ル申請拒否セラレタルトキハ其ノ申請ニ關スル決定

五 第七〇條第二項ニ依リ通常裁判所ニ移送セラルヘキ訴訟ノ表示

六 異議申立及請求ニ關スル決定及第七〇條第三項ノ場合ニハ決定ノ留保

七 第五三條ノ場合ニハ起業者ニ於テ其ノ所有權ヲ取得スル義務アル土地又ハ工作物ノ詳細ナル表
示

八 起業者ノ給付スヘキ損害賠償ノ確定

第七十三條 堰水權ノ特許ノ場合ニハ決定書ハ尙左ノ規定ヲ具備スルコトヲ要ス

一 流量又ハ水ノ疏通ニ影響アル工作物ノ構造ニ關スル規定

二 貯水時間ニ關スル規定

三 確定セラレタル堰水高ニ關スル規定尙水面ヲ一定ノ水位以上ニ維持スヘキトキハ其ノ最低水位
ニ關スル規定

四 使用水量ノ制限ヲ必要トスルトキハ使用水量ニ關スル規定

五 堰水ノ不利益ナル效果ヲ防止スル爲必要トスルトキハ使用水量ニ關スル規定

六 適當ナル場合ニ起業者カ無償ニテ經營ノ休止ヲ受忍スヘキ時間（第一〇二條第二項）ニ關スル
規定

七 適當ナル場合及貯水池（第一〇六條）ニ關スルトキハ何時ニテモ堰水工作物ノ經營ヲ休止シ又
ハ之ヲ除却シ得ルヤ否ヤ及其ノ休止又ハ除却ノ條件（第九九條第三項）ニ關スル規定

第七十四條 起業者カ特許決定ニ基キ第五三條ニ依リ土地ヲ取得スヘキ義務ヲ負フトキハ特許官廳ハ

遲滯ナク土地登記簿官廳ニ其ノ義務ニ關スル附記ノ登記ヲ請求スルコトヲ要ス 此ノ附記ハ土地登
記簿ノ公信力ニ關シ起業者ノ所有權移轉ノ請求權ヲ確保スル豫告登記ト同一ノ效力ヲ有ス

第七十五條 特許手續ノ費用ハ起業者ノ負擔トス 但シ理由ナキ異議申立又ハ請求ニ依リテ生シタル
費用ハ特許申請ニ對スル決定ヲ以テ其ノ提起者ニ之ヲ課スルコトヲ得

第七十六條 (1) 特許ノ申請ニ關スル決定ニ對シテハ起業者ノ給付スヘキ賠償ニ關スル場合ヲ除キ起
業者及特許アリタルトキハ其ノ他ノ當事者（第七一條）モ亦二週間以内ニ水利審判所ニ訴願スル
コトヲ得

(2) 特許ノ申請ニ關スル決定ヲ以テ起業者ノ給付スヘキ賠償ヲ定メタルトキハ三月以内ニ通帝裁判
所ニ出訴スルコトヲ得 此ノ期間ハ起業者ニ對シテハ特許ニ關スル決定ノ效力發生シタル日、其
ノ他ノ關係者ニ對シテハ特許ノ效力ニ關スル特許官廳ノ通知到達シタル日ヨリ之ヲ起算ス 起業
者通常裁判所ニ出訴シタルトキハ第一審ノ費用ハ常ニ起業者ノ負擔トス

第七十七條 (1) 特許セラレタル權利ノ行使ハ第七六條第二項ニ依ル出訴方法カ期間ノ空過、放棄若
ハ確定判決ニ依リ起業者ニ對シテ終結シタルトキ又ハ第五一條乃至第五三條ニ依ル協議若ハ確定
賠償額ノ給付若ハ供託アリタルコトノ證明セラレタルトキニアラサレハ之ヲ開始スルコトヲ得
ス 定期給付ニ依リ賠償ヲ爲スヘキトキ（第五一條第二項）ハ次ノ三年間ノ總額ヲ供託スルヲ以

(2) 起業者ノ申請ニ依リ特許決定ヲ以テ又ハ特許決定ノ補充決定ヲ以テ及訴願手續ニ於テモ亦特許申請人官廳ノ定メタル擔保ヲ供託シタルトキハ特許申請ノ終局決定前ト雖其ノ申請シタル水流ノ利用ヲ開始シ得ヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

(3) 國及地方團體ハ擔保ヲ供スルコトヲ要セス

(4) 權利ノ行使カ第一項及第二項ニ依リ許容セラルル前開始セラレタルトキハ水利警察官廳ハ其ノ行使ノ停止及設置シタル工作物ノ除却ヲ命スルコトヲ得

第七十八條 (1) 第五三條ノ場合ニ於テ前條第一項ノ條件完備シタルトキハ特許官廳ハ遲滯ナク土地登記簿官廳ニ對シ土地所有權カ起業者ニ移轉シタル旨ノ登記ヲ請求スルコトヲ要ス 所有權ノ移轉ハ登記ニ依リテ完成ス

(2) 起業者ノ所有ニ移レル土地カ第三者ノ權利ヲ負擔シ又ハ封地組合、世襲財產組合、世襲地組合若ハ使用貸借組合ニ屬スルトキハ民法施行法第五二條及第五三條第一項並一八七四年六月十一日ノ公用徵收法(法律集二二一頁)第四七條ヲ適用ス

第七十九條 起業者ニハ特許セラレタル權利及特許ノ目的タル起業ヲ記載シタル特許證ヲ附與スルコトヲ要ス 必要アルトキハ認證アル説明書及圖面ヲ之ニ添付スルコトヲ要ス

第八十條 (1) 特許證ハ左ノ稅率ニ依リ印紙稅ヲ負擔ス

特許セラレタル權利ノ價値

- 千馬克未満ノトキ 一馬克
- 千馬克以上五千馬克未満ノトキ 五馬克
- 五千馬克以上一萬馬克未満ノトキ 一〇馬克
- 一萬馬克以上二萬馬克未満ノトキ 二〇馬克
- 二萬馬克以上五萬馬克未満ノトキ 五〇馬克
- 五萬馬克以上七萬五千馬克未満ノトキ 七五馬克
- 七萬五千馬以上十萬馬克未満ノトキ 一〇〇馬克
- 十萬馬克以上ハ五萬馬克ヲ増ス毎ニ五〇馬克ヲ加フ

(2) 水流利用ノ爲必要ナル工作物ノ認可カ一九〇九年六月三十日ノ印紙稅法(法律集五三五頁)ノ稅表第二ニ依リ印紙稅ヲ要スルトキハ兩課稅中高額ノモノヲ徵收ス

(3) 期間伸長ノ場合(第六〇條第二項)ニハ前二項ニ依ル印紙稅ノ四分ノ一ヲ徵收ス但シ一馬ヲ下ルコトヲ得ス

(4) 起業カ公共ノ利用ヲ目的トスルトキハ印紙稅ハ之ヲ徵收セス 但シ此ノ免除ニ依リ印紙稅法ノ

稅表第二二ニ依ル納稅義務ハ變更セララルコトナシ

(5) 印紙稅法ノ規定ハ之ヲ準用ス

第八十一條 (1) 特許セラレタル權利ハ訴訟方法ヲ以テ之ヲ訴求スルコトヲ得 所有權ニ基ク請求權ニ關スル規定ハ之ヲ準用ス 權利ハ特許ノ目的タル起業ト分離スルコトヲ得ス且其ノ起業ト共ニ權利承繼人ニ移轉ス

(2) 權利ハ土地所有權ト結合セラレタルトキ(第四六條第三項)ハ之ト分離スルコトヲ得ス且其ノ土地所有權及起業ト共ニ權利承繼人ニ移轉ス 此ノ權利ハ申請ニ依リ其ノ土地ノ土地登記簿ニ之ヲ附記ス 土地カ分割セラレタルトキハ特許セラレタル權利ハ其ノ行使ニ付利益ヲ受ケサル部分ニ對シ消滅ス

第八十二條 (1) 特許セラレタル權利ノ行使ニ因ル不利益ナル效果ニ對シテハ被害者ハ其ノ行使ノ停止又ハ之ニ基キテ設置シタル工作物ノ除却ヲ請求スルコトヲ得ス 被害者ハ第五〇條乃至第五五條ニ依リ不利益ナル效果ヲ防止スヘキ施設ノ設置及維持ヲ請求シ又斯カル施設カ起業ト兩立セス又ハ經濟上相當ナラサルトキハ賠償ヲ請求スルコトヲ得 被害者カ第六六條第一項ニ掲クル期間ノ經過 其ノ不利益ナル效果ヲ豫見シ又ハ豫見シ得ヘカリシニ拘ラス其ノ期間經過前特許ニ對シ異議ヲ申立テス又ハ施設ノ設置若ハ賠償ノ請求ヲ爲ササリシトキハ其ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス



被害者カ天災其ノ他避クヘカラサル事由ニ依リ期間ヲ遵守シ得サリシ旨疏明スルトキハ期間經過後ト雖請求ヲ爲スコトヲ妨ケス

(2) 請求權ノ消滅時效ハ被害者カ不利益ナル效果ノ開始ヲ知リタル時ヨリ三年トス 請求權ハ起業者カ特許セラレタル權利ヲ行使シタル翌年ヨリ三十年間之ヲ行使セサルトキハ消滅ス

(3) 決定ハ特許官廳之ヲ行ヒ第七〇條第二項第一文第二文第七一條及第七六條ハ之ヲ準用ス 第七三條ノ場合亦同シ第七〇條第三項第二文ノ場合ニハ第七八條ヲ適用ス

第八十三條 水利警察官廳ハ起業者ヲシテ特許決定ヲ以テ課シタル條件ヲ履行セシムルコトヲ要ス

第八十四條 (1) 公益上重大ナル不利益又ハ危險アル爲國、地方團體其ノ他ノ公共團體又ハ水利警察官廳ノ請求アルトキハ特許官廳ハ其ノ決定ヲ以テ何時ニテモ起業者ニ補償シテ特許ヲ取消シ又ハ制限スルコトヲ得 此ノ取消又ハ制限カ公共團體又ハ其ノ團體員ノ利益トナルトキハ公共團體又ハ其ノ團體員ハ利益ヲ受クル限度ニ於テ手續ノ費用及補償ヲ負擔スルコトヲ要ス 其ノ他ノ場合ニハ國之ヲ負擔ス

(2) 決定ニハ理由ヲ附スルコトヲ要シ其ノ決定ニ對シ關係者ハ第七六條ニ掲クル上訴ヲ爲スコトヲ得

(3) 特許セラレタル權利カ土地所有權ト結合セララル場合(第四六條第三項)ニ其ノ土地カ第三者

ノ權利ヲ負擔シ又ハ封地組合、世襲財産組合、世襲地組合若ハ使用貸借組合ニ屬スルトキハ民法
 施行法第五二條及第五三條第一項竝一八七四年六月十一日ノ公用徵收法（法律集二二一頁）第四
 七條ヲ適用ス

(4) 第一項ニ依リ補償義務アル者ハ虚偽ノ證明ニ依リテ特許ヲ得タル者ニ對シ通常裁判所ニ出訴シ
 テ補償金及費用ノ償還ヲ請求スルコトヲ得

第八十五條 (1) 左ノ場合ニハ水利警察官廳ノ具申ニ依リ特許官廳ハ其ノ決定ヲ以テ無償ニテ特許ヲ
 取消スコトヲ得

一 特許カ重要ナル點ニ付不正ナル立證ニ基キテ許與セラレ且起業者カ其ノ不正ニ付惡意ナルコ
 トカ立證セラレタルトキ又ハ其ノ特許ニ依リ公益上重大ナル不利益若ハ危險ヲ招キタルトキ但
 シ善意ノ第三取得者及其ノ承繼人ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

二 起業者カ特許セラレタル權利ノ行使ヲ廢止シ殊ニ其ノ權利ニ基キ設置シタル工作物ヲ除却シ
 又ハ休止シタルトキ

三 特許セラレタル權利ノ行使カ起業ニ不用又ハ過冗トナリタルトキ

四 水利警察官廳ノ催告アルモ起業者其ノ義務ニ屬スル條件ノ重要ナル點ヲ履行セサルコト數回
 ニ及ヒ又ハ起業ノ着手若ハ經營開始ニ付定メラレタル期間ヲ遵守セサルトキ

(2) 特許カ取消サレタルトキハ其ノ手續ノ費用ハ起業者之ヲ負擔シ取消サレサルトキハ具申者之ヲ
 負擔ス

(3) 特許官廳ノ決定ニハ理由ヲ附スルコトヲ要ス其ノ決定ニ對シテハ起業者、又具申カ拒否セラレ
 タルトキハ具申者モ亦第七六條第一項ニ依リ訴願スルコトヲ得

(4) 特許カ取消サレタルトキハ水利警察官廳ハ起業者ヲシテ無償ニテ工作物ノ不利益ナル結果ニ對
 シ適當ナル豫防方法ヲ講セシメ又ハ全ク工作物ヲ除却シテ原狀ヲ回復セシムルコトヲ得

第八十六條 (1) 第四六條第一項ニ掲クル水流利用權カ本法ノ規定ニ依リ水流所有者ノ資格ニ於テ水
 流所有者ニ屬シ又ハ本法施行ノ際現存シ第三七九條乃至第三八一條ニ依リテ存續スルトキハ權利
 者ハ其ノ權利ヲ特許官廳ノ決定ニ依リ確保セラレムコトヲ請求スルコトヲ得

(2) 第四六條第三項、第四七條第一項第三項、第四八條、第四九條、第六四條乃至第七三條、第七
 五條、第七六條及第七九條乃至第八五條ハ之ヲ準用ス第八〇條第一項ニ付亦同シ印紙稅ハ同項所
 定ノ率ノ四分ノ一ノミヲ徵收ス其ノ額ハ一馬克ヲ下ルコトヲ得ス

(3) 本條ノ規定ニ依リテ確保セラレタル權利ハ特許セラレタル權利ト同一ノ效力ヲ有ス

第五款 調 停

第八十七條 (1) 第四六條第一項ニ掲クル方法ニ依リ數人ノ權利者ノ利用スル爲水流ノ水量充分ナラサルトキ又ハ相異ル利用方法カ互ニ他ヲ排斥スルトキハ各權利者ハ利用ノ水量、時間及方法ヲ調停手續ニ依リテ規律セラレムコトヲ申請スルコトヲ得 本規律ハ之ニ因リテ得ラルヘキ總利益カ損害ヲ著シク超過セサルトキハ之ヲ拒否スルコトヲ得

(2) 本規律ハ調停手續上ノ各關係者ノ利益ニ公平ニ適合セシメ且一般使用ノ需要ヲ參酌シテ之ヲ爲スコトヲ要ス 此ノ場合ニ生スル損害ハ關係者ノ受クル利益ニ依リテ償ハレサル限り之ヲ關係者ニ賠償スルコトヲ要ス 關係者ハ其ノ評價利益ノ割合ニ應シ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

(3) 公用徴收ニ依リテ取得セラレタル權利ハ其ノ權利者ノ同意アルニアラサレハ之ヲ調停ニ服セシムルコトヲ得ス

第八十八條 (1) 權利者ノ經營施設ノ變更ニ依リ調停ヲ爲シ得ルトキハ關係者ノ申請ニ應シ權利者自ラ其ノ變更ヲ爲シ又ハ經營ニ妨ケナキ限り其ノ變更ヲ受忍スヘキコトヲ調停手續ニ於テ權利者ニ命スルコトヲ得

(2) 申請又ハ其ノ變更ニ要スル費用ヲ負擔スルコトヲ要ス 申請人ハ經營休止ニ因リテ生スル損害ヲモ賠償スルコトヲ要ス 其ノ變更ニ因リテ經營及維持ノ費用ヲ加重シタルトキ亦同シ但シ之ニ因リテ生スル利益ニ依リ償ハレサルトキニ限ル

第八十九條 調停手續ニ對シテハ左ノ規定ノ外尙第六四條、第六五條第一項第二項、第六九條乃至第七一條、第七六條及第七七條ヲ準用ス

一 各關係者ニ對シ其ノ利用權ノ將來ノ行使ニ關シ殊ニ現存ノ水ニ付テノ持分、其ノ利用時間、堰水高及遵守スヘキ制限及負擔ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スヘシ

二 調停手續ニシテ繫屬中ノ特許手續ト關聯セルモノハ之ト併合スルコトヲ得

第九十條 調停手續ノ費用ハ關係者其ノ評價利益ノ割合ニ應シ之ヲ負擔ス

第六款 堰水工作物

第一項 總 則

第九十一條 水ノ疏通ヲ遮止シテ水位ヲ高メ又ハ水ヲ貯溜スルコトヲ目的トスル水流中ノ工作物(堰水工作物)ニ對シテハ一時ノ目的ノ爲ニ設ケラルルモノヲ除ク外次條以下ノ特別規定ヲ適用ス

第九十二條 (1) 特許セラレタル權利ニ依リ又ハ產業警察ノ許可ニ依リ施設セラルル堰水工作物ニハ少クトモ一個ノ量水標ヲ設置スルコトヲ要ス 量水標ニハ夏季中並冬季中守ラルヘキ堰水高ヲ又水位ヲ一定ノ最低高以上ニ保持スル必要アルトキハ其ノ最低高ヲモ明記スヘシ

(2) 堰水高ヲ定ムル點ハ可成確實不變ナル定點ニ準據シテ之ヲ定ムルコトヲ要ス

- (3) 水利警察官廳ハ量水標ヲ設置シ且之ニ關スル證書ヲ作製スルコトヲ要ス 堰水工作物ノ起業者及可成其ノ他ノ關係者モ其ノ設置ニ關與セシムルコトヲ要ス
- (4) 量水標ノ設置ハ監督官廳ニ訴願スルコトニ依リテノミ之ヲ取消スコトヲ得
- (5) 水門及之ニ類スル閉鎖装置ノ上端ハ閉鎖セラレタル堰水工作物ニ在リテハ量水標ニ許サレタル最高ノ堰水高ヲ越ユルコトヲ得ス

第九十三條

(1) 本法施行ノ際既ニ存在シタル堰水工作物ニシテ量水標ノ設置ナキモノ及本法施行後設ケラレ特許又ハ産業警察ノ許可ヲ要セサル堰水工作物ニシテ量水標ノ設置ナキモノニ對シテハ關係者ノ申請アルトキハ堰水標及許サルヘキ堰水高ニ付争ナキ限リ第九二條ニ依リ量水標ヲ設置スルコトヲ要ス 但シ申請人ハ自己カ堰水標者ニアラサルトキハ堰水標ノ行使ニ因リ不利益ヲ蒙リタルコトヲ疏明スルコトヲ要ス 量水標ハ職權ニ依リテモ之ヲ設置スルコトヲ得

(2) 特許ヲ要セサル堰水工作物ハ工業法第一六條ニ所謂水力機關 (Wasserkraftwerk) ノ爲ニスルニアラサル堰水工作物ニ在リテ堰水標ノ存在ニ付テハ争ナキモ許サルヘキ堰水高ニ付テハ法律上拘束力アリ且判然タル定ナキコト關係者一同之ヲ認メ又ハ訴訟ニ依リ確定セラレタルトキハ關係者ノ申請ニ依リ郡參事會 (市參事會) ハ堰水標者ノ利益及關係土地所有者及他ノ堰水標者ノ利益ヲ公平ナル算定ニ依リ調和 (Ausgleichen) セシムル如ク保持スヘキ水位ヲ確定スルコトヲ要ス

(3) 許サルヘキ堰水高ニ關スル訴訟ノ繫屬中又ハ第二項ニ依ル手續ノ繼續中關係者ノ申請アルトキハ郡參事會 (市參事會) ハ保持スヘキ水位ヲ終局的決定ヲ以テ假ニ定ムルコトヲ得 此ノ定ハ繫屬中ノ訴訟又ハ第二項ニ依ル手續ニ依リテ保持スヘキ水位ノ決定セラルルマテ之ヲ適用ス

第九十四條 (1) 堰水標者及堰水工作物經營者ハ量水標及定點ノ保持、明認シ得ヘキコト及接近シ得ヘキコトニ留意シ量水標及定點ノ毀損又ハ變更アルトキハ遲滯ナク之ヲ水利警察官廳ニ届出テ且其ノ公ノ検査ニハ無償ニテ夫役ヲ供スルコトヲ要ス

(2) 量水標及定點ノ性質ニ影響ヲ及ホス行爲ハ水利警察官廳ノ許可ヲ受クルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス 量水標ノ更新、移轉又ハ更正ニ對シテハ第九二條第三項及第四項ヲ準用ス

第九十五條 (1) 量水標ノ設置又ハ移轉ノ手續ノ費用ハ堰水標者之ヲ負擔スルコトヲ要ス 但シ理由ナキ申請又ハ異議申立ニ因リ生リ生シタル費用ハ其ノ申請人又ハ異議申立人ニ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

(2) 量水標ノ維持及更新ノ費用ハ堰水標者ノ負擔トス

(3) 費用ノ決定ニ對シテハ訴願ニ限リ監督官廳ニ之ヲ爲スコトヲ得

第九十六條 堰水標者及堰水工作物ノ經營者ハ工作物竝水ノ疏通ニ必要ナル凡テノ設備ヲ適法ニ、殊ニ水ヲ浪費シテ他ノ權利者ニ不利益ヲ與フルコトナキ如ク維持スルコトヲ要ス 水利警察官廳ハ之

ニ付堰水権者及堰水工作物ノ經營者ヲ強制スルコトヲ得

第九十七條 (1) 堰水工作物カ其ノ構造ノ不備ナルニ因リ洪水ノ爲破損又ハ缺壞シ因リテ他人ニ損害ヲ與フル危険ヲ生スルモ而モ其ノ危険ヲ堰水工作物ノ改築又ハ補強工事ニ依リ給付能力ヲ減スルコトナクシテ排除又ハ輕減シ得ルトキハ申請ニ依リ堰水権者ヲシテ其ノ改築又ハ補強工事ヲ爲サシムルコトヲ得

- (2) 水流維持義務者並其ノ他ノ關係者ハ申請スル權利ヲ有ス
- (3) 改築費ハ堰水権者、水流維持義務者及其ノ他改築又ハ補強工事ニ利害關係アル者其ノ受益ノ割合ニ應シ之ヲ分擔ス
- (4) 改築中經營休止ノ爲堰水権者ノ蒙ムルヘキ損害ハ公平ナル算定ニ依リ之ヲ費用ニ合算ス 改築ニ因ル維持費ノ増加ニ付亦同シ 堰水工作物ノ維持費カ改築若ハ補強工事ニ依リ輕減シ又ハ其ノ他ノ利益堰水権者ニ生スルトキハ其ノ利益ハ改築費中ヨリ之ヲ控除ス
- (5) 改築若ハ補強工事ノ條件及方法ニ付又ハ補償額若ハ擔保提供額ニ付又ハ給付セラレタル擔保ヨリ工事費ヲ支拂フコトニ付又ハ此ノ擔保ヲ關係者ニ分配スルコトニ付又ハ改築ノ着手及完成ノ期間ニ付爭アルトキハ縣參事會ハ凡テノ考慮スヘキ利益不利益ヲ公平ニ調停シテ之ヲ決定ス
- (6) 此ノ決定ニ對シテハ關係者ハ第七六條ニ掲クル上訴ヲ爲スコトヲ得

(7) 水利警察官廳ハ其ノ決定ヲ以テ堰水権者ニ課シタル負擔金ヲ強制徴收スルコトヲ得

第九十八條 (1) 第九七條ノ場合ニ於テ公益上重大ナル不利益又ハ危険アルトキハ水利警察官廳ハ監督官廳ノ指揮ヲ受ケ堰水工作物ノ改築又ハ補強工事ヲ命スルコトヲ得

(2) 其ノ他ノ場合ニハ第九七條ニ依ル但シ關係者ノ利益ヲ越ユル部分ノ費用ハ國之ヲ負擔スルコトヲ要ス

第九十九條 (1) 量水標ノ設備アル堰水工作物ハ水利警察官廳ノ許可ヲ受クルニアラザレハ繼續シテ其ノ經營ヲ休止シ又ハ之ヲ除却スルコトヲ得ス

(2) 前項ノ許可ハ他人カ堰水工作物ノ經營休止又ハ除却ニ因リ損害ヲ受ケ且堰水権者及水利警察官廳ニ對シ堰水権者ノ選擇ニ從ヒ堰水工作物ノ維持費ヲ補償シ又ハ之ニ代リテ堰水工作物ヲ維持スル義務ヲ負フトキニ限り之ヲ拒否スルコトヲ得 此ノ者ハ又堰水権者ニ對シ其ノ他ノ不利益ヲ補償シ及其ノ義務履行ノ爲擔保ヲ供スル義務ヲ負フコトヲ要ス 堰水工作物維持ノ爲堰水権者ニ補償セラルヘキ費用ノ額ニ付其ノ他ノ賠償及擔保ノ提供ニ付合意成立セサルトキハ縣參事會之ヲ決定ス 縣參事會ノ決定ニ對シテハ關係者ハ二週間以内ニ水利審判所ニ訴願スルコトヲ得

水利警察官廳ハ堰水権者ノ申請ニ依リ第一文及第二文ニ掲クル義務ヲ履行スルニ要スル期間又其ノ義務ヲ履行セサルトキハ許可ノ與ヘラルル期間ヲ指定スルコトヲ要ス 其ノ指定期間ハ之ヲ告

示スルコトヲ要ス 告示ノ方法ハ水利警察官廳之ヲ定ム 國及地方團體ハ擔保ヲ供スルコトヲ要セス

(3) 特許セラレタル權利ニ基キ設置セラルル堰水工作物ニ對シテハ特許決定ニ別段ノ定ナキ限り第一項第二項ヲ適用ス

第百條 他人ノ土地又ハ工作物ニ危險若ハ不利益ヲ及ホシ水ノ利用權ノ行使ヲ侵害シ又ハ水流ノ維持ヲ困難ナラシムルトキハ妄ニ堰水ヲ突然放流スルコトヲ得ス

第百一條 (1) 堰水工作物ニ於テハ量水標ニ依リテ決定シタル高サ以上ニ水ヲ堰止ムルコトヲ得ス

(2) 水若シ其ノ高サヲ越ユルトキハ起業者ハ直ニ第一〇〇條ノ制限内ニ於テ堰水工作物ノ可動部ヲ開キ且凡テノ障碍物(發動機、氷、漂石其ノ他之ニ類スルモノ)ヲ除却シテ水ノ再ヒ量水標ノ高サニ低下スルマテ無償ニテ即刻且間斷ナク水ノ疏通ヲ促進スルコトヲ要ス 洪水ノ虞アルトキハ水利警察官廳ハ起業者ニ對シ無償ニテ且即刻同様ノ方法ニ依リ堰止メタル水ヲ量水標ノ高サ以下ニ低下セシメ若シ堰水工作物ニ對シ特許手續若ハ許可手續ニ於テ又ハ警察官廳ニ依リテ定メラレタルモノアルトキハ尙水位ヲ洪水ノ低下スルマテノ高サニ保持スル義務ヲ負ハシムルコトヲ得

(3) 水面ヲ一定水位以上ニ維持スルコトヲ要スル場合ニハ堰水ハ其ノ高サ以下ニ之ヲ低下セシムルコトヲ得ス 夫レ以下ニ低下シタルトキハ直ニ再ヒ其ノ高サニ達スルマテ水ノ疏通ヲ遮止スルコトヲ要ス

トヲ要ス

(4) 此ノ規定ノ執行ニ關シ必要ナル命令ハ水利警察官廳、緊急ノ場合ニハ地方警察官廳モ亦之ヲ發スルコトヲ得

第百二條 (1) 堰水工作物ノ可動部ヲ開キ又ハ閉ツルコトハ之ニ依リテ水流ノ維持ヲ著シク容易ナラシムルトキハ水利警察官廳ノ命令ニ依リ堰水工作物ノ經營者之ヲ爲ス義務ヲ負フ

(2) 前項ノ命令ニ依ル處置ニ依リ工作物ノ經營妨害セラレ其ノ妨害カ特許決定ニ定メタル時間(第七三條第六號)以上繼續スルトキ又ハ特許決定ニハ時間ノ定ナキモ其ノ妨害特ニ甚シキトキハ堰水權者ハ補償ヲ請求スルコトヲ得

(3) 此ノ補償ハ水流維持義務者之ヲ爲スコトヲ要ス

第百三條 (1) 堰水權ヲ適法ニ行使シタルニ拘ラス水位カ許サルヘキ堰水高以上ニ上リタル爲他人ノ土地若ハ工作物ニ氾濫又ハ其ノ他ノ不利益ヲ及ホシタルトキハ被害者ノ申請ニ依リ堰水權者ニ對シ他人ノ土地又ハ水流ニ不利益ナル效果ヲ防禦シ得ル處置ヲ課スルコトヲ得但シ堰水工作物ヲ變更セラレ又ハ堰水權ヲ侵害セラルルコトナシ

(2) 申請者ハ堰水權ノ侵害ヲ防ク爲必要ナル處置ヲ執ルコトヲ要シ堰水權者ノ請求アルトキハ之ニ對スル擔保ヲ供スルコトヲ要ス 國及地方團體ハ擔保ヲ供スルコトヲ要セス

(3) 手續ニハ第六四條、第六五條第一項第二項、第六九條、第七一條、第七五條第一項及第七六條第一項ヲ準用ス

第四百四條 (i) 國及公共團體ハ十萬立方米以上ノ貯水量ヲ有スル堰水工作物ノ起業者トシテ建設資本ノ償却費及相當利息ヲ包含スル該工作物ノ經營維持費ニ對シ水ノ疏通ノ變更ニ因リテ利益ヲ受クル水流利用權者ヨリ相當ノ寄附金ヲ請求スルコトヲ得 寄附金ハ受益ノ割合ニ應シ之ヲ算定ス

(2) 爭アルトキハ縣參事會行政訴訟ニ於テ之ヲ決定ス

(3) 堰水工作物カ水利組合ニ依リテ經營セラルルトキハ本條ノ規定ニ代ヘ第二三六及第二四二條ヲ適用ス

(4) 第一項及第二項ノ規定ハ一九〇〇年七月三日ノシユレジエン州洪水危險防禦處置法(法律集一七一頁)ニ依リテ設ケラレ又ハ設ケラルヘキ貯水池ニ之ヲ適用ス

第四百五條 工業用、水力機關ノ爲ニスル堰水工作物ニ在リテ堰水權ノ特許必要ナラサルトキハ帝國工業法ニ依ル許可ニ於テハ第七三條第二號第三號ヲ適用ス 堰水權ハ存在スルモ許サルヘキ堰水高ニ付法律上拘束カアリ且判然タル定ナキコト關係者一同之ヲ認メ又ハ訴訟ニ依リテ確定セラレタルトキハ保持スヘキ水位ハ許可官廳ニ於テ第九三條第二項ノ原則ニ依リテ之ヲ定ム

第二項 貯水池

第四百六條 堰堤ノ高サ水流ノ底部ヨリ最頂部マテ五米以上ニシテ其ノ集水池カ堰堤ノ最頂部マテ十萬立方米以上ヲ洪水セシメ得ル堰水工作物ニ對シテハ次條以下ノ規定ヲ適用ス

第四百七條 (1) 貯水池ハ全施設、其ノ構造、維持及經營ニ關スル詳細ナル説明竝他人ニ對スル不利益及危險ヲ防止シ得ル凡テノ設備ニ關スル説明ヲ包含セル目論見書ニ據ルニアラサレハ之ヲ設置スルコトヲ得ス 目論見書ハ貯水池ニ對シ特許又ハ産業警察ノ許可ヲ要セサルトキハ縣知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

(2) 貯水池ノ重大ナル變更ニ付亦同シ

(3) 前二項ノ規定ハ一九〇〇年七月三日ノシユレジエン州洪水危險防止處置法ニ依リ設ケラレ又ハ設ケラルヘキ貯水池ニ之ヲ適用ス

第四百八條 (1) 貯水池ハ縣知事ノ監督ニ服ス 縣知事ハ特ニ構造及維持經營カ目論見書ニ從ヒテ行ハルルコトニ注意スルヲ要シ目論見書ノ實施後ト雖下流ニ在ル土地ノ危險防止上必要ト認ムル保全處分 (Sicherheitsmassregel) ハ之ヲ起業者ニ命スルコトヲ得

(2) 監督費用ノ補償トシテ起業者ヨリ手数料ヲ徵收スルコトヲ得 其ノ額ハ縣知事之ヲ定ム

第九九條 一九〇〇年七月三日ノ法律ノ施行區域ニ在リテハ第一〇七條第一〇八條ノ規定ハ州知事、

縣知事ニ代リ之ヲ行フ

第一百十條 (1) 縣知事カ水流又ハ其ノ附近ノ形狀カ堰堤破壊ノ場合ニ重大ナル危險ヲ生スル虞アリト

決定シタルトキハ第一〇六條記載以外ノ堰水工作物ニ對シテモ亦第一〇七條第一〇八條ヲ適用ス

此ノ決定ハ官報及其ノ他ノ公布例並郡部ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ告示スルコトヲ要

シ之ニ對シテハ監督官廳ニ訴願ノミヲ爲スコトヲ得

(2) 經營開始後始メテ第一項ノ規定ニ基キ貯水池ニ關スル規定ニ服スル堰水工作物ニ在リテハ第九

七條ノ處置並第九七條及第八條ノ處置ニ限リ之ヲ要求スルコトヲ得

第一百十一條 (1) 起業カ數個ノ縣ニ涉ルトキハ州知事、數個ノ州ニ關係アルトキハ農林大臣第一〇七

條及第一〇八條ニ掲クル事項ヲ監督スヘキ縣知事ヲ指定ス

(2) 貯水池カ水利組合ニ依リテ經營セラルヘキトキハ其ノ組合ヲ監督スル縣知事之カ管轄權ヲ有ス

第一百十二條 第一〇七條及第一〇八條ニ基ク縣知事ノ決定ニ對シテハ只二週間以内ニ第一種水流ニ在

リテハ土木大臣ニ其ノ他ノ水流ニ在リテハ農林大臣ニ訴願スルコトヲ得

第四節 水流及其ノ沿岸ノ維持

第十三條 (1) 本法ニ基ク水流及其ノ沿岸ノ維持義務ハ本法ニ規定セル場合ノ外廢止及變更スルコ

トヲ得サル公法上ノ義務トス 本法施行ノ際存在セル水流及其ノ沿岸ノ公法上ノ維持義務ハ本法

ニ於テ存續セシメラレサルトキハ消滅ス

(2) 維持義務ニ關スル合意ハ私法上ノ效果ヲ有スルコトヲ得

第十四條 (1) 維持トハ第一種水流ニ在リテハ舟行可能性及水ノ疏通ノ保持ヲ意味シ其ノ他ノ水流

ニ在リテハ水ノ疏通ノ保持ヲ意味ス

(2) 第一種人工水流ハ水ノ疏通用ニ指定セラレタルトキニ限リ水ノ疏通ノ利益ノ爲之ヲ保持スルコ

トヲ要ス

(3) 舟行可能性ノ保持ハ公ノ船舶ノ交通ニ供セラルル航路ニ限ル 保持ニハ海港ニ到ル特別ノ航路

ヲ含マス

(4) 水流カ官廳ノ確定シタル計畫ニ從ヒ改修セラレタルトキハ維持ハ其ノ改修狀態ノ保持ニ及フ但

シ第一種水流ニ在リテハ土木大臣、其ノ他ノ水流ニ在リテハ農林大臣水流顧問ノ意見ヲ徵シタル

後此ノ狀態ノ保持ヲ不要ト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 (1) 水流ノ維持ハ左ノ者之ヲ負擔ス

一 第一種自然水流ニ在リテハ國

- 二 第二種自然水流ニ在リテハ此ノ目的ノ爲ニ設置セラレタル水利組合
- 三 第三種自然水流竝
- 四 人工水流ニ在リテハ水流所有者又水流所有者不明ナルトキハ沿岸地所有者
- (2) 第二種自然水流ハ水利組合ノ設置セラルルマテハ從來ノ義務者之ヲ維持スルコトヲ要ス
- (3) 維持義務者以外ノ者官廳ノ確定シタル計畫ニ從ヒ水流ヲ改修シタルトキハ其ノ將來ノ維持ハ第一一四條第四項ニ依リ改良工事ノ起業者之ヲ負擔ス 但シ將來ノ維持ハ從來ノ義務者ニ於テ起業者ト合意ノ上水利警察官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ引受クルコトヲ得
- 第十六條 (1) 第二種自然水流カ從來ノ維持義務者ニ依ルモ水利組合ニ依ルト等シク適當ニ維持セラレ得ルトキ又ハ水利組合ヲ設置スルモ公益上ノ利益ナキトキハ其ノ設置ヲ中止スルコトヲ要ス
- (2) 前項ノ水流カ水利組合ニ依ルト等シク市町村(私領地)其ノ他ノ公共團體ニ依リ適當ニ維持セラレ得ルトキハ縣知事ハ其ノ公共團體ノ同意ヲ得テ之ニ其ノ維持義務ヲ移轉スルコトヲ得
- 第十七條 (1) ヘツセン・ナツサウ州ニ於テハ市町村ノ境界ヲ流ルル第二種及第三種自然水流ノ維持ハ市町村之ヲ負擔ス
- (2) 前ナツサウ公國ノ縣ニ於テハ境界地方ノ大部分ノ灌溉又ハ排水ニ供セララルル第二種及第三種人工水流ニ付亦同シ 個々ノ土地ノ灌溉若ハ排水用又ハ動力機關用ニ指定セラレタル第二種及第三種人工水流ハ之ヨリ利益ヲ受クル土地又ハ動力機關ノ所有者之ヲ維持スルコトヲ要ス

- (3) 第二項ノ規定ハビーデンコツ郡ニモ之ヲ適用ス但シ同郡ニ於テハ灌溉用第二種及第三種人工水流ハ之ニ依リテ利益ヲ受クル土地ノ所有者ニ於テ常ニ之ヲ維持スルコトヲ要ス
- 第十八條 (1) シュレジエン草野法ニ依リ第二種又ハ第三種水流ノ所有權ヲ有スル領主權者ハ從來ノ範圍ニ於テ其ノ維持義務ヲ負フ但シ本法施行ノ際反對ノ慣行アルトキハ之ニ從フ
- (2) シュレジエン草野法ノ領域ニ於ル第二種又ハ第三種自然水流ヲ維持スルニハ水利組合ヲ設置スルコトヲ要ス但シ第一項ニ依ル維持義務者カ之ヲ申請シ又ハ水流ヲ適法ニ維持セサルトキニ限ル 後ノ場合ニハ水利警察官廳モ亦申請スルコトヲ得 水利組合ハ義務者ヨリ、其ノ者カ沿岸地所有者ニアラサルトキト雖、組合費用ヲ徵收スルコトヲ得 分擔義務額ハ維持義務者ノ從來ノ維持費ヲ參酌シテ公平ナル算定ニ依リ之ヲ決定スルコトヲ要ス 其ノ義務者ハ分擔金ノ二十五倍額ヲ支出シテ爾後給付スヘキ分擔金ヲ消却スルコトヲ得
- (3) 前二項ノ規定ハ草野權利者其ノ所有權ヲ放棄シタルトキト雖之ヲ適用ス
- 第十九條 (1) 水流維持義務者ハ第一二〇條ノ場合ノ外沿岸ノ缺壞ニ因ル水ノ疏通ノ將來ノ障礙ヲ豫防スル爲又ハ舟行若ハ水流工事ニ因リ沿岸地及其ノ後方地ニ生シタル損害ヲ除ク爲又ハ斯カル

損害ヲ將來ニ向テ豫防スル爲必要ナル水流工事ヲ水流、沿岸地及其ノ後方地ニ於テ爲スコトヲ要ス。此等ノ土地ノ所有者ハ其ノ工事ニ因リ其ノ所有地ノ状態ヲ安全ニシ得タル爲生スル利益ノ割合ニ應シ其ノ費用ヲ分擔スルコトヲ要ス。金錢ノ分擔ニ代ヘ適當ナル場合ニハ勞務又ハ工事材料ヲ給付スルコトヲ得。工事カ舟行又ハ水流工事ニ因リ沿岸地及其ノ後方地ニ生シタル損害ヲ除却シ且斯カル損害ヲ將來ニ向テ防止スル爲必要ナルトキハ分擔金ヲ請求スルコトヲ得ス。

(2) 勞務ヲ課スル前工事ノ計畫及各自ノ豫定分擔額ヲ示シテ所有者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス。

第二百十條 (1) 沿岸地及其ノ後方地ノ所有者ハ満水ノ場合ニ於テ水ノ疏通ヲ著シク阻害スル喬木、灌木、圍障其ノ他ノ物件ヲ清掃スルコトヲ要ス。

(2) 沿岸地及其ノ後方地ノ所有者ハ水流ニ於ル水ノ疏通ヲ阻害スヘキ沿岸ノ缺壞ヲ豫防スル爲必要ナルトキハ沿岸線ノ上方ニ於テ簡單ニシテ特別ノ専門智識ヲ要セス且多額ノ費用ヲ要セサル地均工事及芝植工事ヲ爲スコトヲ要ス。

(3) 前項ノ工事ヲ爲スニハ豫メ沿岸ノ下方ニ於テ沿岸足部ニ保護工事ヲ施スコトヲ要スルトキハ保護工事ノ施行後ニアラサレハ其ノ工事ノ著手義務ハ發生セス。其ノ保護工事ノ要否ハ水利警察官廳之ヲ決定ス。

(4) 水流ノ沿岸カ官廳ノ確定シタル計畫ニ從ヒ改修セラレタルトキハ改良工事起業者ハ第一項ノ場

合ノ外其ノ改修状態ヲ維持スルコトヲ要ス。但シ第一種水流ニ在リテハ土木大臣、其ノ他ノ水流ニ在リテハ農林大臣其ノ状態ノ維持ヲ不要ト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス。

(5) 沿岸ニ建物、障壁、埠頭若ハ之ニ類スルモノアルトキ又ハ此等ノ工作物カ水流中ニ突出セルトキハ其ノ所有者カ維持義務ヲ負フ。

第二百十一條 沿岸維持義務ニ關シテハ關係土地所有者及水流維持義務者合意ノ上水利警察官廳ノ許可ヲ得テ第一一九條第一二〇條ノ規定ニ據ラサルコトヲ得。沿岸維持義務者ノ請求ニ依リ水流維持義務者ハ適當ノ補償ヲ得テ之ニ代リ第一二〇條ノ沿岸工事ヲ施行スルコトヲ要ス。

第二百十二條 水流ニ於ル水ノ疏通ノ妨害カ維持義務者以外ノ者ニ依リ惹起セラレタルトキハ水利警察官廳ハ能フ限リ其ノ者ヲシテ障害物ヲ除却セシムルコトヲ要ス。満水ノ場合ニ水ノ疏通ヲ著シク阻害スル障碍物カ沿岸地ニ在ルトキ亦同シ。

第二百十三條 水流ノ沿岸地所有者ハ其ノ水流ノ所有者ニアラサルト雖第二二條ノ外沿岸保護工事ヲ水流中ニ於テ企ツル權利ヲ有ス。此ノ權利ハ第一二〇條第四項ニ依ル沿岸維持義務者モ亦之ヲ有ス。

第二百十四條 (1) 自然水流カ官廳ノ確定シタル計畫ニ從ヒ改修セラレタルトキハ水流維持義務者ハ水利警察官廳ニ對シ理由ヲ述ヘテ第一二〇條第二項ニ依ル土地所有者ノ沿岸維持義務ヲ之ニ代リ

テ引受クル權利ヲ有ス 水流維持義務者ハ第一二〇條第二項ニ依ル土地所有者ノ負擔額ヲ其ノ沿岸工事ノ費用トシテ徵收スルコトヲ得

(2) 自然水流ノ沿岸カ官廳ノ確定シタル計畫ニ從ヒ改修セラレ且其ノ改修セラレタル範圍ニ於ル水流及其ノ沿岸ノ維持義務カ同一義務者ノ負擔ニ屬スル場合亦同シ

第二百五條 (1) 第二種水流及其ノ沿岸カ洪水危険ノ爲特ニ困難ナルトキ又ハ巨額ノ費用ヲ要スルトキハ農林大臣ハ州議會ノ同意ヲ得テ州組合ニ、ヘツセン・ナツサウ州及ホーヘンツオルレン州ニ於テハ市町村議會ノ同意ヲ得テ縣組合及市町村組合ニ之ヲ移スコトヲ得

(2) 此ノ場合ニ於テ水流維持費ノ徵收及分擔竝各關係者ノ事前負擔ハ一九〇六年四月二三日ノ郡州公課法(法律集一五九頁)第二一條乃至第二七條ニ依リ之ヲ定ム

(3) 州組合(縣組合、市町村組合)ハ其ノ維持スヘキ水流ニ對スル規約(Statut)ニ依リ水流及其ノ沿岸ノ維持ニ協力シ殊ニ其ノ検査ヲ擔任スヘキ關係者ノ代表者ヲ選任スルコトヲ要ス 此ノ代表者ノ組織、選舉及權能ハ規約ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第二百二十六條 (1) 本法ニ依リ維持義務ヲ有スル者ニ代リ

一 一九一二年一月一日マテ國ニ於テ第二種若ハ第三種自然水流又ハ其ノ沿岸ヲ維持シ若ハ維持スヘキ義務アリタルトキハ其ノ維持義務ハ依然國ニ屬ス

二 本法施行ノ際慣例又ハ特別ノ名義ニ基キ第三種自然水流又ハ其ノ沿岸ヲ維持スヘキ公法上ノ義務ヲ有シタル者アルトキハ其ノ者維持義務ヲ負フ

三 本法施行ノ際慣例又ハ特別ノ名義ニ基キ人工水流又ハ其ノ沿岸ヲ維持スヘキ公法上ノ義務ヲ有シタル者アルトキハ其ノ者維持義務ヲ負フ

四 特許決定ヲ以テ又ハ強制權設定ノ決定(第三三〇條以下)ヲ以テ又ハ産業警察ノ許可手續ニ於テ水流又ハ其ノ沿岸ノ維持義務ヲ起業者ニ課シタルトキハ起業者其ノ維持義務ヲ繼續ス

五 國、水利組合又ハ其ノ他ノ公共團體カ維持義務者ト合意ノ上水利警察官廳ノ許可ヲ得テ水流又ハ其ノ沿岸ノ維持義務ヲ公法上ノ效果ヲ以テ引受ケタルトキハ國、水利組合又ハ其ノ他ノ公共團體其ノ維持義務ヲ負擔ス

(2) 從來ノ立法例又ハ規約若ハ條例ニ反セサル規定ニ基キ本法施行前又ハ本法施行後設置セラレタル維持義務者タル團體ニシテ公ノ監督ニ服スルモノハ第一項第五號ニ所謂公共團體ト同等ノ地位ヲ有ス

(3) 水流及沿岸ノ維持義務ノ範圍ハ第一項、第二項ノ場合ニ於テモ第一一四條及第一二〇條第一項乃至第四項ニ從ヒテ之ヲ定ム

第二百二十七條 (1) 本法施行ノ際慣例又ハ特別ノ名義ニ基ク第二種自然水流ノ維持義務存スルトキハ

第一一五條第一項第二號、第一一六條第二項又ハ第一二五條ニ依リ維持ヲ引受ケタル者ハ從來ノ維持義務者ヨリ從來ノ負擔額ヲ維持費トシテ徵收スルコトヲ得 費用分擔額ハ本法施行前十年間從來ノ維持義務者ニ必要ナリシ費用ノ平均額ヲ越ユルコトヲ得ス

(2) 其ノ義務者ハ分擔金ノ二十五倍額ヲ支出シテ爾後給付スヘキ分擔金ヲ消却スルコトヲ得

第二百二十八條 (1) 本法施行ノ際國以外ノ者第一種自然水流ヲ維持スヘキ公法上ノ義務ヲ負擔シタルトキハ國ハ本法ノ施行ニ因リ水流維持義務ヲ免レタル者ヨリ其ノ從來ノ負擔額ヲ維持費トシテ徵收スルコトヲ得 其ノ費用分擔額ハ本法施行前十年間從來ノ維持義務者ニ必要ナリシ費用ノ平均額ヲ越ユルコトヲ得ス

(2) 第一二七條第二項ハ之ヲ適用ス

第二百二十九條 (1) 第二種又ハ第三種水流ニ於テ流材カ一般慣例上又ハ特別ニ許サレタル場所ニテハ國ハ流材可能性ヲ維持スル爲必要ナル處置ヲ爲スコトヲ要ス

(2) 本法施行ノ際國以外ノ者其ノ義務ヲ負擔シタルトキハ其ノ義務ハ變更セラルルコトナシ

(3) 水流維持義務者及流材可能性維持義務者合意ノ上水利警察官廳ノ許可ヲ得テ其ノ一方他ノ義務ヲ引受クルコトヲ得

第三百十條 (1) 關係者ノ中何人カ水流又ハ其ノ沿岸ノ公法上ノ維持義務ヲ負フヘキカニ付争アルト

キハ行政訴訟ニ於テ之ヲ決定ス

(2) 公法上ノ原因ニ依リ水流又ハ其ノ沿岸ノ維持義務ヲ負フ者ニ對スル給付ノ償還請求權ハ其ノ給付カ水利警察官廳ノ命令ニ基キタルト否トヲ問ハス行政訴訟ニ於テ之ヲ決定ス 但シ第一三三條第一項ニ依リ同條ニ掲クル官廳維持工事ニ付決定ヲ爲スヘキトキハ其ノ官廳ハ其ノ工事カ維持義務ノ履行ニ必要ナリシヤ否ヤ及其ノ必要ノ程度ニ付事前裁決 (Vorentscheidung) ヲ爲ス權限ヲ有ス

(3) 管轄權ハ縣參事會ニ屬ス

第三百十一條 第二種又ハ第三種水流カ第三條第一項ニ依リ第一種水流トナリ且之ニ因リテ其ノ維持負擔カ其ノ義務者ニ對シ加重セラレタルトキハ國ハ之ニ補償スルコトヲ要ス 水流維持義務カ國ニ移轉セル爲沿岸維持義務者ノ受クル利益ハ之ヲ補償額ヨリ控除ス但シ此ノ利益カ第三條第二項又ハ第一一條ニ依リ既ニ控除セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百十二條 (1) 第二種又ハ第三種水流カ第一種水流ニ變更セラレ其ノ維持義務國ニ移リタルトキハ國ハ之ニ因リテ水流維持義務ヲ免レタル者ヨリ其ノ從來ノ負擔額ヲ維持費トシテ徵收スルコトヲ得 維持義務カ從來水利組合又ハ市町村ニ課セラレタルトキハ其ノ水利組合又ハ市町村ハ費用トシテ分擔金ヲ支出スルコトヲ要ス 第一二七條第一項第二文及第二項ハ之ヲ準用ス

(2) 第一種水流カ第二種又ハ第三種水流ニ變更セラレタルトキハ其ノ水流ノ維持ハ依然國ニ屬ス
 第三百三十三條 (1) 第一種水流又ハ其ノ沿岸ノ維持ヲ國カ負擔スルトキハ維持工事ニ付テハ第一一四條第一項及第一九條ノ規定ニ從ヒ管理官廳之ヲ決定ス 第二種又ハ第三種水流ニ於ケル流材可能性保持ノ爲國ノ爲スヘキ處置ニ付亦同シ

(2) 其ノ他凡テノ場合ニ必要アルトキハ水利警察官廳ハ水流及其ノ沿岸維持ノ爲第一一四條、第一一九條及第一二〇條ニ依リ施行スヘキ工事ノ方法及程度並其ノ施行ノ時ヲ警察處分ヲ以テ決定ス 此ノ決定ハ一ニ警察命令(維持規則)ニ依リ、第一二六條第二項ニ掲クル既存ノ團體ニ對シテハ其ノ組織法(Verfassung)ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ得

(3) 國以外ノ者第一種人工水流ヲ維持スヘキ義務ヲ有スルトキハ其ノ維持義務者ハ維持ニ關シ第一種人工水流ノ監督官廳ノ許可ヲ得テ一般の規則ヲ定ムルコトヲ得 一般の規則ハ沿岸維持ニ關シテモ之ヲ適用スルコトヲ要ス但シ沿岸維持カ第一種人工水流維持義務者ノ義務ナルトキニ限ル

(4) 維持義務カ州組合(縣組合、市町村組合)ニ移サレタル水流(第一二五條)ニ對シテハ其ノ維持ニ關スル一般の規則(Bestimmung)ハ州規則ニ基キ條例(Regelment)ヲ以テモ亦之ヲ定ムルコトヲ得 條例ハ農林大臣ノ許可ヲ要ス

(5) 第三項又ハ第四項ニ依リ一般の規則(Ordnung)制定セラレタルトキハ維持ニ關スル警察上ノ維

持規則ハ最早之ヲ發スルコトヲ得ス既ニ發セラレタル警察上ノ維持規則ハ其ノ效力ヲ失フ 個々ノ場合ニ爲シタル警察處分ハ一般の規則ニ違背スルコトヲ得ス

第三百三十四條 第一種及第二種自然水流ニ於テハ維持義務者及土地所有者間ノ法律關係ニ對シテハ第一三五條乃至第一四四條ヲ適用ス

第三百三十五條 (1) 維持義務者並其ノ使用人及委任狀ヲ有スル受任者ハ維持工事ノ準備及施行ノ爲沿岸地、物揚及島嶼ニ立入ルコトヲ得

(2) 前項ノ行爲ニ因リ損害ヲ生スルトキハ被害者ハ損害賠償請求權ヲ有ス 但シ僅少ノ不利益ハ之ヲ問ハス

第三百三十六條 (1) 沿岸地所有者ハ補償ヲ得テ護岸(Deckwerken)、水制(Buhnen)、床固工(Sperwerken)ヲ設クル爲又ハ其ノ他ノ維持工事ノ爲必要ナル土地(工事場及休憩所ヲ含ム)ヲ自由ニ使用セシメ又ハ工作物ヲ沿岸ニ施設スルコトヲ許スコトヲ要ス

(2) 沿岸地所有者ハ補償ヲ得テ維持工事ノ爲必要ナル補助工作物ヲ水流ニ沿ヒ又ハ水流中ニ設クルコト、土石、砂礫、木材其ノ他之ニ類スル採取物ヲ沿岸地ニ堆積スルコト、及斯カル物件並建築材料ヲ搬入搬出スルコトヲ受忍シ又勞働者及監督者ノ爲一定ノ通行ヲモ許容スルコトヲ要ス

第三百三十七條 第一三五條第一三六條ノ規定ハ沿岸地ノ後方地及其ノ所有者ニ對シテモ之ヲ適用ス

第三百三十八條 沿岸地所有者ハ沿岸地及其ノ後方地カ農業若ハ林業ニ使用セラレ又ハ未開墾地ナルトキニ限り補償ヲ得テ維持工事ニ必要ナル野石、碎石、砂礫、芝草、粘土其ノ他ノ土砂ヲ之ヨリ採取スルコトヲ許スコトヲ要ス 但シ維持義務者カ他ノ方法ニ依リテ相當ノ費用ヲ以テ此等ノ物件ヲ取得スルコトヲ得ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百三十九條 第一三六條乃至第一三八條ノ場合ニ於テ水流ノ疏通ハ關係者ノ同意アルニアラサレハ土地ノ使用ニ依リ之ヲ妨クルコトヲ得ス 第一三八條ノ場合ニ沿岸ノ現在ノ高サヲ低クスルコトハ之ニ因リテ從來ヨリモ早ク沿岸地ニ洪水ノ氾濫ヲ招ク虞アルトキハ沿岸地所有者ノ同意アルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百十條 (1) 維持工事ニ因リテ生シタル物揚場ハ第八條第二項第二號ニ定ムル境界線内ニ於テハ沿岸地所有者ノ所有ニ屬ス

(2) 水流維持義務者ハ物揚場ヲ造リ且水流ニ不利盜ヲ及ホサスシテ物揚場ヲ草場ニ轉用スル爲保護工事ヲ施ス權利ヲ有ス 此ノ目的ノ爲水流維持義務者ハ法律ノ規定ニ依リ物揚場ノ占有權及使用權ヲ有ス 物揚場ヲ造リ及之ニ保護ヲ施サムトスル維持義務ノ計畫ハ書面ニテ沿岸地所有者ニ之ヲ告知スルコトヲ要ス

(3) 沿岸地所有者ハ水流維持義務者ノ承諾ヲ得ルニアラサレハ物揚場ヲ占有シ又ハ利用スルコトヲ得ス 沿岸地所有者ハ物揚場ノ草繁茂シ若ハ其ノ目的ヲ達スルニ必要ナル工事中止セラレタルトキハ直ニ、又ハ維持義務者ニ草ヲ繁茂セシムル權利ヲ行使セサルトキハ維持義務者ノ承諾ヲ請求スルコトヲ得但シ維持義務者ノ支出シタル費用ヲ超過セサル限度ニ於テ物揚場ノ價額ヲ償還スルコトヲ要ス

(4) 本條ノ規定ハ本法施行ノ維持工事ニ因リ生シタル未繁茂ノ物揚場ニ對シテモ之ヲ適用ス 第一種自然水流ニ在リテハ一八八三年八月二十日ノ治水行政法(法律集三三三頁)ニ依リテ取得シタル權利ハ之ニ依リテ變更セラルルコトナシ

第四百十一條 (1) 水流維持義務者ハ其ノ物揚場ノ占有中第一四二條ノ場合ヲ除キ經濟上必要アル場合ニハ沿岸地ノ所有者又ハ使用權者ニ對シ其ノ水流トノ連絡及物揚場ノ使用ヲ許スコトヲ要ス (2) 物揚場カ渡場、埠頭、其ノ他之ニ類スルモノノ前方ニ位スルトキハ維持義務者ハ其ノ物揚場ノ竣成ヲ能フ限り促進シ又之ニ對スル適當ナル通行ノ方法ヲモ講スルコトヲ要ス (3) 賃貸ノ場合ニ於テ同等ノ申込ニアリテハ沿岸地ノ所有者又ハ使用權者ニ優先權ヲ與フルコトヲ要ス

第四百十二條 維持義務ノ履行ノ爲設ケラレタル工作物カ維持工作物トシテ其ノ義務者ニ依リ維持セラルル間ハ義務者ハ其ノ工作物ヲ害スル虞アル隣接物揚場ノ利用ハ如何ナル利用ト雖之ヲ禁止スル

コトヲ得

六二

第四百十三條 (1) 沿岸地所有者ノ占有ニ歸シタル物揚場ニ芝草又ハ樹木ノ植付ヲ必要トスルニ至リタルトキハ水流維持義務者ハ其ノ沿岸地所有者ニ對シ一定期間内ニ之ヲ爲スヘキコトヲ請求スルコトヲ得 沿岸地所有者カ其ノ請求ニ應セサルトキハ自ラ芝草又ハ樹木ノ植付ヲ爲シ又ハ之ヲ利用シ且其ノ爲ニ沿岸地ニ立入り又ハ之ヲ通行スル權利ヲ有ス

(2) 沿岸地所有者ノ從來ノ費用中利用ニ依リテ償ハレサリシ額ヲ償還シ且必要ナル場合ニハ擔保ヲ供シテ物揚場ノ維持ヲ引受クルトキハ其ノ利用ハ沿岸地所有者ニ之ヲ許スコトヲ要ス

第四百十四條 水流維持義務者竝其ノ使用人及委任狀ヲ有スル受任者ハ測標、基標、航路標識其ノ他ノ標柱ヲ物揚場、島嶼、沿岸地及必要アルトキハ其ノ後方地ニ於テ何時ニテモ設置スルコトヲ得

此等ノ標柱カ目立タルトキ又ハ之ニ因リ耕作ニ際シ危險ヲ受クル虞アルトキハ之ニ適當ノ記號ヲ附スルコトヲ要ス 土地所有者又ハ利用權者ハ之ニ因リテ蒙リタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第四百十五條 (1) 沿岸地所有者カ維持義務ヲ有セサル第三種水流ニ在リテハ沿岸地所有者ハ土石、砂礫、木材及之ニ類スルモノヲ沿岸地ニ堆積スルコトヲ受忍シ又疏水ヲ故障ナク保持スル爲ニ必要ニシテ且自己ニ不相當ノ負擔ナクシテ爲シ得ルトキハ此等ノ堆積物ノ除却ニカムルコトヲ要ス 堆積物ハ沿岸地所有者ノ所有ニ歸ス 沿岸地所有者ノ負擔不相當ニ重キトキハ水流維持義務者ハ

堆積物ヲ除却スル義務ヲ有ス

(2) 工業的起業ニ使用セラルル第三種人工水流ニ在リテハ沿岸地所有者ノ請求ニ依リ維持義務者ハ堆積物ヲ除却シ且其ノ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

(3) 維持義務者竝其ノ使用人及委任狀ヲ有スル受任者ハ維持工事ノ準備及施行ノ爲必要アルトキハ沿岸地ニ立入り且一時之ニ材料ヲ置クコトヲ得 之ニ因リテ生シタル損害ハ之ヲ賠償スルコトヲ要ス

(4) 本條ニ異ル定ヲ有スル特別ノ名義又ハ慣習アルトキハ之ニ據ル

第四百十六條 本節ニ於テ明文ヲ以テ賠償義務ヲ定メサルトキハ維持工事ニ因リテ生シタル損害ハ必要ナル注意ヲ怠ラストモ之ヲ避ケ得ヘカラサリシトキニ限り其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第四百十七條 (1) 第一三六條乃至第一四五條ノ場合ニハ急迫ノ危險ナキ限り其ノ計畫シタル處置ニ著手スル前關係土地ノ所有者又ハ利用權者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

(2) 爭アル場合及第一三五條ニ依ル爭アル場合ニハ水利警察官應之ヲ處分ス

第四百十八條 (1) 第一三一條及第一三五條乃至第一四六條ニ依リ土地所有者又ハ利用權者ノ負擔ニ屬スル賠償、第一一九條、第一二一條、第一二四條、第一二七條、第一二八條及第一三二條ニ依リ給付セラルヘキ分擔金及補償竝第一四〇條第三項及第一四條第二項ニ依リ償還セラルヘキ分擔

六三

金ハ争アルトキハ縣參事會ノ裁決ヲ以テ之ヲ決定ス

(2) 第七六條ノ規定ハ之ヲ準用ス

第四百九條 (1) 第一一九條ノ場合ニハ工事ノ完成後水流維持義務者ノ申請ニ依リ縣知事(州知事)、第二種及第三種水流ニ在リテハ郡長各所有者ノ分擔額表ヲ公開ス 此ノ公開ハ地方公布例ニ依リ、又郡部ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ告示スルコトヲ要ス 最終ノ告示後四週間に内ニ此ノ表ニ對シ異議ヲ申立ツルコトヲ得 異議ヲ申立ツヘキ期間及場所ハ之ヲ告示中ニ指示スヘシ 告示ト共ニ特別ノ通知ニ依リ所有者ニ之ヲ告示スルコトヲ要ス

(2) 期間内ニ申立テラレ必要アル場合ニ關係者ト審理スヘキ異議ニ關シテハ縣參事會之ヲ決定ス

(3) 第七六條第一項ノ規定ハ之ヲ準用ス

(4) 異議終了シ又ハ期間空過シタル後縣知事(州知事)、第二種及第三種水流ニ在リテハ郡長分擔額表ヲ確定ス

第五百十條 (1) 第一三五條乃至第一三八條、第一四〇條第二項第三項第四項第一文及第一四一條乃

至第一四四條ハ公益ニ反スルトキハ城砦、鐵道又ハ公道ノ構成部分タル土地ニ之ヲ適用セス 公益ニ反スルヤ否ヤハ土地所有者ノ申請ニ依リ縣知事之ヲ決定ス

(2) 縣知事ノ決定ニ對シテハ監督官廳ニノミ訴願スルコトヲ得

(3) 第一項ノ場合ニハ土地所有者ハ水利警察官廳ノ詳細ナル規定ニ從ヒ必要ナル維持工事ヲ自ラ施行スル義務ヲ負フ

第五百十一條 條約又ハ其ノ他外國トノ協約ニ反對ノ定ナキ限り維持ニ關スル本法ノ規定ハ普國領域ニ專屬スルニアラサル水流ニ對シテハ一時之ヲ施行セサルコトヲ得 第一種水流ニ在リテハ土木大臣其ノ他ノ水流ニ在リテハ農林大臣之カ管轄權ヲ有ス

第五節 水流及其ノ沿岸ノ改良工事

第五百十二條 第一種又ハ第二種自然水流及其ノ沿岸ハ公益ノ爲次條以下ノ規定ニ依リ之ヲ改修スルコトヲ得

第五百十三條 (1) 改良工事起業ハ其ノ目的物トシテ左ノモノヲ有スルコトヲ得

一 堰堤ノ設置、從來ヨリ大ナル船舶ノ通行ヲ可能ナラシムル爲ノ水路ノ掘鑿、新河床ノ開設及洪水ノ疏通ノ實行又ハ

二 水流ノ維持ノ程度ヲ越エタル其ノ他ノ改良

(2) 沿岸地ニ沿ヒ人工的ニ新地ヲ造ルコトハ第一項第二號ニ所謂改良工事起業ト同等ノ地位ヲ有ス 第五百十四條 工事カ水流ノ維持ノ程度ヲ越エ本節ノ規定ニ服スルヤ否ヤニ關シ争アルトキハ水流警

官廳之ヲ決定ス 此ノ決定ハ監督官廳ニ訴願シテノミ之ヲ取消スコトヲ得

第一百五十五條 (1) 左ノ者ハ改良工事ヲ爲ス權利ヲ有ス

一 第一種自然水流ニ在リテハ國

二 第二種水流ニ在リテハ國、水利組合其ノ他ノ公共團體並第一二六條第二項ニ依リ之ト同等ノ地位ヲ有スル維持義務者タル團體ハ各其ノ維持スヘキ部分ニ付、又水流ノ改良工事ヲ目的トスル組合ハ其ノ組合區域内ノ部分ニ付

(2) 水流ヲ改修スル權利及之ニ關聯シテ沿岸ヲ改修スル權利モ亦勅令ヲ以テ帝國、外國又ハ未タ第一項ニ依リ改修權ヲ有セサル公共團體ニ其ノ同意ヲ得テ之ヲ移轉スルコトヲ得

(3) 改修權利者ハ改良工事ノ爲特許ヲ受クルコトヲ要セス

第一百五十六條 (1) 改良工事ノ起業者ハ土地及工作物ヲ危險及不利益ヨリ保護スルニ必要ニシテ起業ト兩立シ且經濟上相當ナル施設ヲ爲ス義務ヲ負フ 起業者ハ公益上必要ナル施設ヲモ爲スコトヲ要ス 改良工事ノ條件タル公道及之ニ架シタル橋梁ノ變更ハ此ノ施設ニ屬ス 道路又ハ橋梁ノ維持義務者ハ特別ノ名義ニ基ク義務ノ外從來其ノ維持義務履行ノ爲必要ナリシ費用ニシテ道路又ハ橋梁ノ變更ニ因リ不用トナリタル金額ヲ維持費トシテ分擔スルコトヲ要ス

(2) 改良工事ニ因リ他人ノ權利ヲ侵害スル不利益ナル效果ノ生スル虞アルトキハ其ノ權利者ハ其ノ

不利益ナル效果ヲ防止スル施設ノ設置ヲ請求スルコトヲ得 第四一條第一項及第二項ニ掲クル不利益ナル效果ニ付テハ之ニ因リテ權利ヲ侵害セサルトキト雖亦同シ

(3) 改修セラルヘキ水流カ水ノ疏通ヲ爲ス土地ノ通常排水ノ爲疏通ヲ計ル改良工事ヲ爲シタルトキハ地下水位ノ變更アルモ之ヲ不利益ト看做サス

(4) 第五七條ハ之ヲ改良工事ニ準用ス

(5) 國ニ於テ曳船道ノ改良工事又ハ其ノ他ノ目的ヲ以テ沿岸線ノ前面ニ埋立ヲ計畫シタルトキハ國ハ從來ノ沿岸地所有者又ハ利用權者ニ對シ經濟上ノ必要アル限り從來ノ範圍ニ於テ水流トノ連絡及其ノ利用ヲ爲スコトヲ要ス

第一百五十七條 (1) 第一五六條第二項ノ場合ニ於テ同條ニ掲クル施設カ起業ト兩立セス又ハ經濟上相當ナラサルトキハ被害者ハ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得 權利ノ侵害ニ對シテハ水流ニ關スル權利ニ關係ナキ限り被害者ハ改良工事ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

(2) 賠償ハ定期給付ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得 此ノ場合ニハ審査及其ノ他ノ決定ヲ一定期間留保スルコトヲ得 起業ニ因リ權利者ノ得ヘキ利益ハ賠償額ヨリ之ヲ控除ス

第一百五十八條 第一五六條ニ掲クル施設ノ維持負擔カ同一目的ノ爲從來存在セル維持義務ノ範圍ヲ越ユルトキハ其ノ維持モ亦起業者之ヲ負擔ス

第五十九條 (1) 水ノ疏通又ハ地下水位ヲ變更シテ損害ヲ生セシメタルニ因ル賠償、水流又ハ其ノ沿岸ノ維持ヲ困難ナラシメタルニ因ル賠償、竝水流利用權ノ一時的侵害ニ因ル賠償ハ其ノ損害ノ至大ナルトキノ外之ヲ請求スルコトヲ得ス

(2) 地下水位ノ變更ニ因ル損害ハ事情ニ依リ公平上賠償ヲ必要トスルトキニ限り之ヲ賠償スルコトヲ要ス

第六十條 (1) 起業者ハ工事計畫書(第一六三條)ニ依リ必要ナルトキハ凡テノ物揚場、岩礁、島嶼及岬角ヲ移轉又ハ除却スルコトヲ得 損害賠償ハ損害ノ至大ナルトキニ限り之ヲ請求スルコトヲ得

(2) 工事施行ノ際起業者ハ起業ノ目的及經濟ト兩立スル限リ名勝地ノ風致ヲ害セサルコトニ注意スルコトヲ要ス

第六十一條 第一六〇條第一項ニ掲クル土地カ計畫書(第一六三條)ニ依リ除却セラルヘキトキハ之ニ竹木芝草ヲ植付ケ又ハ其ノ他ノ保護工事ヲ爲スニハ起業者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス 計畫書ニ於テ此等ノ土地ノ除却又ハ維持カ豫定セラレタルトキハ其ノ土地ノ全部又ハ一部ノ除却ニ付亦同シ
第六十二條 (1) 第一三五條乃至第一四四條ノ維持義務者及土地所有者ノ法律關係ニ關スル規定ハ之ヲ改良工事起業者及土地所有者間ノ法律關係ニ準用ス

(2) 沿岸地所有者ハ起業ノ遂行ニ重大ナル障害ヲ與フル野生ノ喬木及灌木ニシテ計畫書(第一六三條)ニ從ヒ除却ヲ要スルモノハ起業者ノ請求ニ依リ自己ノ選擇ニ從ヒ無償ニテ自ラ之ヲ除却シ又ハ受忍スルコトヲ要ス

第六十三條 起業者ハ改良工事ノ計畫書ヲ其ノ地ヲ管轄スル縣知事ニ州知事又ハ他ノ縣知事ニ其ノ管理ヲ委任セラレタル第一種自然水流ニ在リテハ其ノ州知事又ハ縣知事ニ提出スルコトヲ要ス 縣知事(州知事)ハ公益上ノ理由ノ存否ヲ審査シ若シ之ナキトハ其ノ改良工事ヲ許ササル旨決定スルコトヲ要ス 此ノ決定ハ監督官廳ニ、即チ第一種自然水流ニ關スルトキハ土木大臣、其ノ他ノ場合ニハ農林大臣ニ訴願シテノミ之ヲ取消スコトヲ得

第六十四條 (1) 計畫書ト共ニ起業ノ簡單ナル説明及設置スヘキ施設ヲ記載シタル拔萃ヲ提出スルコトヲ要ス

(2) 此ノ拔萃ハ縣知事(州知事)ノ裁量ニ依リ起業ノ效果ノ及ヒ得ヘキ市町村(私領地)ニ於テ少クトモ二週間ノ期間中公衆ノ閱覽ニ供スヘシ 拔萃公開ノ時及場所竝計畫書ヲ閱覽シ得ヘキ場所ハ其ノ他ノ公布例ニ依リ又町村(Landgemeinde)ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ告示スヘシ之ト共ニ縣知事(州知事)ノ裁量ニ依リ改良工事ノ不利益ナル效果ヲ蒙ル虞アリト認ムル凡テノ知レタル者ノ氏名ハ之ヲ告示中ニ指示スヘシ

第六十五條 (1) 告示ニハ工事ニ對スル異議ノ申立竝施設ノ設置及維持又ハ補償ノ請求ヲ書面又ハ口頭ニテ爲シ得ル官廳ヲ指定スルコトヲ要ス 告示ニハ又異議申立期間ヲ指定スルコトヲ要ス 期間ハ少クトモ四週間ニシテ最終ノ告示ヲ爲シタル公報ノ發行日ノ翌日ヨリ之ヲ起算ス 水利警察官廳モ亦異議ヲ申立ツルコトヲ得

(2) 市町村(私領地)長モ亦施設ノ設置及維持ヲ請求スルコトヲ得

第六十六條 告示ハ第一六五條第一項ノ期間内ニ改良工事ニ對シ異議ヲ申立テサル者ハ異議申立權ヲ失フヘキコト及計畫書ノ確定(第一六八條)シタル後ハ第一七二條ニ規定スル請求ノ外何等ノ請求ヲモ爲シ得サルヘキコトヲ注意シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第六十七條 期間(第一六五條第一項)ノ經過後縣知事(州知事)ノ受任者ハ異議申立及請求(第一六五條)ニ付關係者ト、必要アル場合ニハ鑑定人立會ノ下ニ口頭審理ヲ爲シ且次テ其ノ審理調書ヲ計畫書ノ決定官廳(第一六八條)ニ提出スルコトヲ要ス 此ノ審理ニハ、缺席者アル場合ト雖之ヲ行フヘキ旨ヲ示シテ起業者竝異議申立人又ハ請求人ヲ呼出スコトヲ要ス

第六十八條 (1) 異議申立及請求ハ土地ノ管轄權アル縣參事會之ヲ決定シ之ニ基キテ計畫書確定ス

第七〇條第二項第一文第二文第四文及第五文ハ之ヲ準用ス 計畫書ハ、異議申立理由アルトキハ異議ヲ排除シタル後始メテ其ノ施行ヲ開始シ得ル旨ヲ留保シテ之ヲ確定ス

(2) 賠償ノ請求アル場合ニ損害ノ有無又ハ程度ヲ豫想シ得サルトキハ其ノ請求ノ決定ハ後ノ手續ニ之ヲ留保ス 縣參事會ハ此ノ際起業者ニ對シ損害ノ有無及程度ノ決定ヲ容易ナラシムルニ適當ナル處置(量水標ノ觀測、地下水位ノ觀測等)ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得

(3) 手續ノ費用ハ起業者ノ負擔トス

第六十九條 決定ニハ理由ヲ附シ且起業者竝凡テノ異議申立人及請求人ニ之ヲ送達スヘシ

第七十條 (1) 決定ニ對シテハ起業者ノ給付スヘキ補償ニ關セサル限リ關係者ハ二週間以内ニ訴願スルコトヲ得

(2) 訴願ニ付テハ、第一種自然水流ニ在リテハ土木大臣、其ノ他ノ場合ニハ農林大臣之ヲ裁決ス

(3) 賠償請求ニ關スル裁決ノ取消ニ對シ及改良工事ノ著手ニ對シテハ第七六條第二項及第七七條ヲ準用ス

第七十一條 (1) 急迫ノ場合ニハ縣參事會ハ終局的ニ確定シタル計畫書ノ變更ヲ許スコトヲ得

(2) 前項ニ依ル變更ハ取消シ得ヘカラサル決定ヲ以テ之ヲ爲ス

(3) 新計畫書ヲ終局的ニ確定スル爲ノ手續ハ遲滯ナク之ヲ遂行スルコトヲ要ス

第七十二條 (1) 計畫書確定(第一六八條)ノ後ト雖改良工事ノ不利益ナル效果ニ對シテハ被害者ハ第一五六條第一五九條ニ依リ防止施設ノ設置及維持又ハ賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ第一六

五條第一項ノ期間經過前既ニ其ノ不利益ナル效果ヲ豫見シ又ハ豫見シ得ヘカリシニ拘ラス期間ノ經過スルマテ改良工事ニ對シ異議ヲ申立テス又ハ防止施設ノ設置若ハ賠償ヲ請求セサリシトキハ此ノ限ニ在ラス 被害者カ天災其ノ他避クヘカラサル事由ニ依リ期間ヲ遵守シ得サリシ旨疏明スルトキハ期間經過後ト雖請求ヲ爲スコトヲ妨ケス 請求權ノ消滅時効ハ被害者カ不利益ナル效果ノ開始ヲ知リタル時ヨリ三年トス 請求權ハ損害ヲ及ホス起業ノ部分ノ完成後三十年以内ニ之ヲ行使セサルトキハ消滅ス

(2) 起業各部ノ完成期ハ縣知事(州知事)關係市町村(私領地)ニ於テ其ノ地ノ公布例ニ依リ又町村ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ告示スルコトヲ要ス

(3) 決定ハ計畫書決定官廳之ヲ爲ス 第七〇條第二項第一文、第一六九條及第一七〇條ハ之ヲ準用ス 第一六八條第二項ノ場合ニモ亦同シ

第七十三條 (1) 第一五三條第一項第二號ニ掲クル改良工事起業ニ在リテハ第一六三條ニ依リ管轄權ヲ有スル縣知事(州知事)ハ起業者ノ申請ニ依リ第一六四條乃至第七〇條ニ於テ一定ノ效果ヲ定メラレタル手續ヲ履行スルコトヲ除外スルコトヲ得

(2) 工事ノ施行前適當ノ方法ニ依リ關係者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス 第一五六條、第一五七條第一項第一文、同條第二項及第一五八條乃至第一六二條ニ基ク關係者ノ請求權ハ變更セラルルコト

ナシ

第七十四條 (1) 水流ノ沿岸地所有者ハ沿岸ノ改良工事カ確定計畫書ニ依リ水流ニ於ケル水ノ疏通ノ維持、安全又ハ改良ノ爲必要ナルトキハ起業者ニ對シ之カ爲ニ相當ナル費用分擔金ヲ給付スルコトヲ要ス 分擔金ハ、沿岸地所有者カ其ノ沿岸地ノ状態ヲ保全シタルニ因リ受クル利益ヲ越ユルコトヲ得ス

(2) 第一項ノ規定ハ沿岸地ノ缺壞ニ因リ水ノ疏通ノ將來ノ障礙ヲ豫防スル爲沿岸線ノ下方ニ改良工事ヲ爲スコトヲ要スル場合ニ之ヲ準用ス

(3) 水流ノ改良工事ニ依リ維持義務者カ其ノ維持負擔ヲ免レタルトキハ(第一一五條第三項)維持義務者ハ其ノ維持負擔ヲ免レタルニ因リ受クル利益ノ額ニ於テ起業者ニ費用分擔金ヲ給付スルトヲ要ス 其ノ分擔額ハ工事完成前十年間從來ノ維持義務者ニ繼續シテ必要ナリシ費用ノ平均額ヲ越ユルコトヲ得ス且其ノ二十倍額ヲ支拂ヒテ之ヲ償却スルコトヲ得

(4) 第一項乃至第三項ノ場合ニ於テ合意成立セサルトキハ起業者ノ申請ニ依リ縣參事會決定ヲ以テ之ヲ裁決ス 費用分擔義務者及其ノ負擔スヘキ分擔金ヲ確定スル手續ニハ第一四九條ノ規定ヲ準用ス 決定ノ取消ニハ第七六條第一項ヲ準用ス

第七十五條 (1) 第一種及第二種人工水流ノ開設及變更ニ對シテハ第一五六條乃至第一五九條第一

六三條第一文及第一六四條乃至第七十二條ヲ準用ス
(2) 第三種人工水流カ開設又ハ變更セラルトキハ第一五六條第二項、第三項、第一五七條乃至第一五九條及第一七二條第一項第三文第四文ヲ準用ス

第六節 國及州ノ第二種水流改良工事分擔

第七十六條 (1) 第二種自然水流ノ維持義務者ハ公益上重要ナル理由アルトキハ水流及其ノ沿岸ノ改良工事ヲモ行フ義務ヲ負フ

(2) 第二種自然水流ノ維持義務者ニ對シ水利警察官廳ノ處分ヲ以テ前項ノ義務ヲ強制スルコトヲ得
第七十七條 (1) 改良工事カ之ニ因リテ義務者ニ生スル利益又ハ義務ノ給付能力ト關係ナキ負擔ヲ義務者ニ課スルトキハ強制權ノ行使ハ國及州ニ於テ其ノ費用ノ支辨ヲ適當ニ分擔シ且之ニ依リテ義務者ヲシテ充分其ノ負擔ヲ免レシムルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

(2) 義務者以外ノ者改良工事ニ因リ利益ヲ受クルトキハ其ノ受クル利益ノ割合ニ應シ其ノ者ヨリ費用ヲ徵收スルコトヲ得
(3) 義務者(第一項)又ハ其ノ他ノ者(第二項)ノ引受クヘキ費用ノ額ニ付爭アルトキハ縣參事會之ヲ決定ス



第七十八條 國ノ分擔額ハ少クトモ州組合ノ分擔金ニ達スルコトヲ要ス

第七十九條 國又ハ州組合ニ對シ費用ノ支辨ヲ分擔スルコトニ付權利ノ主張ヲ爲スコトヲ得ス

第八十條 ヘツセン・ナツサウ州ニ於テハ縣組合、ホウヘンツオルン州ニ於テハ市町村組合ハ州組合ニ代ル

第八十一條 天災事變ニ因リ第二種自然水流其ノ河床ヲ離レ且公益上其ノ原狀回復ノ必要アルトキハ水利警察官廳ハ水流維持義務者ニ其ノ回復ヲ命スルコトヲ得 費用ノ支辨ニ對シテハ第一七七條乃至第一八〇條ヲ準用ス

第七節 水利登記簿

第八十二條 (1) 水流ニ對シテハ第四六條ニ掲クル利用權及第三三一條乃至第三三三條ニ依ル強制權ヲ登記スル爲竝第一一五條及第一一七條ノ規定ト異ル維持義務ヲ登記スル爲水利登記簿ヲ備フ但シ第三種水流ニ對シテハ登記スルコトヲ要スルトキ始メテ之ヲ備フ

(2) 水利登記簿ノ調製ニ關シテハ主務大臣之ヲ定ム

第八十三條 (1) 水利登記簿ノ備付及記入ニ對シテハ縣參事會管轄權ヲ有ス(水利登記簿官廳)
(2) 水流カ數個ノ縣ニ關係セルトキハ主務大臣ハ關係參事會ノ一ニ水利登記簿ノ備付及記入ヲ委任

スルコトヲ得

(3) 水利警察官廳ハ水利登記簿ノ認證アル抄本ヲ備付クヘシ

第八十四條 第八六條ノ場合ノ外水流所有者カ其ノ資格ニ於テ有スル水流利用權竝之ニ基ク他人ノ利用權ハ之ヲ水利登記簿ニ記載スルコトヲ得ス

第八十五條 (1) 本法ノ規定ニ從ヒ官廳ノ設定シタル權利又ハ確保シタル權利ハ第一次ニ決定ヲ爲シタル官廳ノ請求ニ依リ之ヲ登記スルコトヲ要ス

(2) 前項ノ權利ハ第八一條第二項第二文ノ場合ノ外之ヲ土地登記簿ニ登記スルコトヲ得ス

第八十六條 (1) 本法施行ノ際存在シ且第三七九條及第三八〇條ニ依リ存續スル權利ハ權利者ノ申請ニ依リ第一八七條及第一八八條ニ從ヒ之ヲ登記スルコトヲ要ス

申請ハ水利登記簿官廳又ハ水利警察官廳ニ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スヘシ 申請ニハ權利ノ證明ニ供スル爲書類竝第一九〇條第一項ニ定ムル登記ノ效力ニ依リ權利ノ主張ヲ妨ケラルヘキ者ニシテ申請人ニ知レタルモノノ完全ナル氏名簿ヲ添付スルコトヲ要ス 權利カ既ニ土地登記簿ニ登記セラレタルトキハ申請人ハ其ノ權利ニ關スル土地登記簿ノ認證アル抄本ヲ提出スルコトヲ要ス

(2) 申請カ判然理由ナキトキハ理由ヲ附シタル長官ノ決定ヲ以テ之ヲ却下ス 此ノ決定ニ對シテハ

二週間以内ニ委員會ノ裁定ヲ申請シ且其ノ裁定ニ對シテハ水利審判所ニ訴願シ又ハ直接ニ水利審判所ニ訴願スルコトヲ得

第八十七條

(1) 權利カ土地登記簿ニ登記セラレタルトキハ之ト一致シテ水利登記簿ニモ登記スルコトヲ要ス 其ノ他ノ場合ニハ權利ハ其ノ存在ノ證明セラレタルトキ之ヲ登記ス

(2) 特別ノ名義ニ基キ請求セラレタル權利ハ其ノ存在ノ證明ナキ場合ト雖一九一二年一月一日前十年間異議ヲ申立テラルルコトナクシテ申請人及其ノ前權利者ニ依リ行使セラレタル旨疏明セラレタルトキハ之ヲ登記ス 特別ノ名義ニ基カサル權利ハ其ノ權利行使ノ爲存在スル工作物ノ適法ナルコト又ハ其ノ工作物カ一九一二年一月一日前既ニ十年以上存在シタルコトヲ疏明シタルトキハ之ヲ登記スルコトヲ要ス

(3) 登記ノ基礎タル書類又ハ其ノ關係書類ハ原本又ハ認證アル謄本ニテ之ヲ水利登記簿官廳ニ保管ス

第八十八條

(1) 前條ノ條件完備セサルトキハ登記ノ申請ハ之ヲ告示スルコトヲ要ス 告示ハ水利登記簿官廳ノ告示用指定新聞竝水利登記簿官廳ノ裁量ニ依リ請求セラレタル權利ノ效果ノ及ヒ得ヘキ凡テノ市町村(私領地)ニ於テ、地方公布例ニ依リ又町村(Landsgemeinde)ニ關係アルトキハ郡報ニ依リテモ之ヲ爲スコトヲ要ス 水利登記簿官廳ハ尙他ノ告示ヲ爲ス權能ヲ有ス 之ト共

ニ水流所有者及其ノ他凡テノ關係者官廳ニ知ラレタルトキハ告示ニ之ヲ指示スヘシ

- (2) 告示ニハ權利ヲ證明スヘキ書類ヲ閱覽シ得ヘキ場所ヲ掲ケ及水利登記簿官廳ニ異議ヲ申立ツヘキ期間ヲ指定スルコトヲ要ス 期間ハ少クトモ一月ニシテ第一項ニ掲クル新聞ノ發行日ノ翌日ヨリ進行ス 告示ハ其ノ指定期間内ニ何人モ異議ヲ申立テサルトキハ權利ノ登記ハ法定ノ效果ヲ有スルニ至ルヘキコトヲ注意シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

- (3) 期間經過ノ後權利ハ之ヲ登記スヘシ 判然理由ナキ異議ハ理由ヲ附シタル長官ノ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ 此ノ決定ハ第一八六條第二項ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得 期間内ニ申立テラレタル其ノ他ノ異議ハ之ヲ水利登記簿ニ附記スヘシ

第百八十九條 維持義務者(第一八二條第一項)ハ其ノ存在カ證明セラレタルトキハ、水利警察官廳又ハ關係者ノ申請ニ依リ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第百九十條 (1) 水利登記簿ノ登記ハ反對ノ舉證アルマテ之ヲ正當ナルモノト推定ス

- (2) 前項ノ規定ハ土地登記簿ト相違セル登記竝異議ノ附記シアル水利登記簿ノ登記ニ對シテハ之ヲ適用セス

第百九十一條 水利登記簿ニ登記シタル權利カ本法ノ規定ニ從ヒ官廳ニ依リ排除又ハ變更セラレタルトキハ第一項ニ決定ヲ爲シタル官廳ノ請求ニ依リ登記簿官廳ハ水利登記簿ノ更正ヲ爲スコトヲ要ス

第百九十三條 (1) 水利登記簿官廳ハ法律ノ規定ニ反シテ權利又ハ異議ヲ登記シタルコトヲ知リタルトキハ職權ヲ以テ水利登記簿ノ更正ヲ爲スコトヲ決定スルコトヲ要ス

- (2) 水利登記簿官廳ハ登記カ實際ノ法律關係ト一致セサルコト又ハ登記セラレタル異議ノ理由ナキコトヲ證明セラレタルトキハ申請ニ依リ其ノ更正ヲ爲スコトヲ決定スルコトヲ要ス 登記又ハ其ノ更正ニ付利益ヲ有スル者ハ此ノ申請ヲ爲スコトヲ得

- (3) 決定(水利登記簿官廳ノ)ハ理由ヲ附シテ之ヲ申請人竝更正ニ關係アル者ニ送達スヘシ 此ノ決定ニ對シテハ二週間以内ニ水利審判所ニ訴願スルコトヲ得 水利登記簿ノ更正ハ確定力アル決定ニ基キテ始メテ效力ヲ生ス

- (4) 異議ハ通常裁判所ノ請求ニ依リテモ之ヲ登記ス

第百九十三條 水利登記簿及其ノ謄本竝登記關係書類ノ閱覽ハ何人ニモ之ヲ許ス 尙何人ト雖登記簿ノ認證アル謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第百九十四條

- (1) 水利學獎勵ノ爲第一種及第二種水流ニ付テハ其ノ水流ノ狀態、疏通方法及經濟ノ概況ヲ記載セル水流臺帳(Beschreibung)ヲ備フヘシ 土木大臣及農林大臣ハ水流臺帳ノ調製ニ關シ訓令ヲ發スルコトヲ要ス

- (2) 全水流ノ水流臺帳ノ謄本ハ其ノ水流ニ關係アル水利登記簿竝第一八三條第三項ニ依リ備付クヘ

キ抄本ニ之ヲ添付スヘシ
第九十五條 水利登記簿官廳ニ於ケル審理及登記ハ無料トス 但シ告示ニ因リ、謄本ノ交付及認證ニ因リ又ハ判然理由ナキ申請及異議申立ニ因リ生シタル費用ハ申請人又ハ異議申立人ニ之ヲ課スルコトヲ要ス

第二章 水流ニ屬セサル水

第九十六條 土地ノ所有者ハ本法殊ニ水流及其ノ利用ニ關スル規定ニ別段ノ定ナキトキ又ハ第三者ノ權利ヲ害セサルトキハ其ノ地表ハ地下ニ在ル水ヲ處分スルコトヲ得

第九十七條 土地所有者ハ水流以外ノ地表ヲ流ルル水ノ流レヲ人工的ニ變更シテ低地ニ害ヲ及ホスコトヲ得ス

(2) 前項ノ禁止ニハ土地ノ經濟的利用ノ變更ニ因リ水ノ流レヲ變更スルコトヲ含マス

第九十八條 (1) 土地ノ所有者ハ水流以外ノ地表ヲ流ルル水カ他人ノ土地ヨリ自己ノ土地ヘ流レ來ルヲ阻止スル權利ヲ有ス

(2) ホーヘンツォルレン州、ヘツセン・ナツサウ州及從來佛法又ハ普通法ノ施行セラレタルライン州ノ諸地方及シユレスキツヒ・ホルスタイン州ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用ス但シ農業用地ノ所有

者ハ自然ノ地勢上他人ノ農業用地ヨリ水ノ流入スルコトヲ受忍スル義務ヲ有ス

第九十九條 (1) 水流ニ屬セサル池沼湖ノ所有者カ其ノ池沼湖ヲ排水シ又ハ其ノ水面ヲ著シク低下

スルコトハ之ニ因リテ地下水位ヲ變更シ他人ニ害ヲ及ホス虞アルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ通常排水ノ爲必要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

(2) 池沼湖ノ所有者ハ水ヲ不潔ニシテ他人ニ害ヲ及ホス虞アル水其ノ他ノ流動物ヲ池沼湖ニ注入シ又ハ斯カル固形物若ハ粘質物ヲ之ニ投入スルコトヲ得ス 第二三條第一項、第三項及第四項ハ池沼湖ニ關スル權利カ所有者以外ノ者ニ屬スル場合又ハ注入ニ因リ他人ノ水ヲ不潔ナラシムル虞アル場合ニ限り之ヲ所有者ニ準用ス

(3) 從來慣行トナレル池沼湖ノ一般使用ヲ需要アル場合ニ引續キ許スヘキヤ否ヤ及其ノ範圍ハ縣知事之ヲ定ム 池沼湖ノ所有者ノ意見ハ豫メ之ヲ徵スルコトヲ要ス 縣知事ハ何時ニテモ其ノ定ヲ取消スコトヲ得 第三十六條乃至第三十九條ハ之ヲ準用ス

第二百條 (1) 土地ノ所有者ハ地下水ヲ使用又ハ消費スル爲自己ノ家事及家業(第二五條第四項)用以上ノ範圍ニ於テ繼續シテ汲出スコトハ之ニ因リテ左ノ場合ヲ生スルトキハ之ヲ爲スコトヲ得

一 他人ノ汲水工作物若ハ使用泉井ノ水ヲ奪ヒ又ハ著シク減少セシムル場合、若ハ

- 二 他人ノ土地ノ從來ノ利用ヲ著シク害スル場合、若ハ
- 三 水流又ハ池沼湖（第一九九條）ノ水位ヲ變更シ因テ他人ノ權利ノ行使ヲ妨クル場合
- (2) 汲水ニ因リテ生スヘキ利益カ之ニ因リテ生スル損害ヲ著シク超過スルトキ又ハ汲水ノ目的タル起業カ公益ニ適合スルトキハ被害者ハ汲水ノ停止請求權ヲ有セス 但シ損害ヲ豫防シ又ハ之ヲ償フ施設カ其ノ起業ト兩立シ且經濟上相當ナルトキハ被害者ハ其ノ設置ヲ請求スルコトヲ得 損害ヲ防止シ又ハ之ヲ償フコト能ハサルトキハ事情ニ依リテ公平上賠償ヲ必要トスル限度ニ於テ損害賠償ヲ爲スコトヲ要ス
- (3) 賠償ハ起業者ノ申請アルトキハ定期給付ニ依リテモ之ヲ爲サシムルコトヲ得 第五一條第二項 第二文ハ之ヲ準用ス
- 第二百一一條 土地ノ所有者ハ溪谷ノ地下流水ヲ地下工作物ニ依リテ堰止ムルコトヲ得ス
- 第二百二條 (1) 土地ノ所有者ハ地下水、水流又ハ池沼湖（第一九九條）ヲ不潔ナラシメ因テ他人ニ損害ヲ及ホス物質ヲ地中ニ投入又ハ注入スルコトヲ得ス
- (2) 土地ノ肥培ニ付テハ前項ノ規定ヲ通用セス
- 第二百三條 (1) 第一九九條乃至第二〇二條ニ依リ土地所有者ニ屬セサル權利ハ特許ニ依リ土地所有者及其ノ他ノ者土地所有者ノ同意ヲ得テ之ヲ取得スルコトヲ得 使用又ハ消費竝水又ハ其ノ他ノ

流動物ノ注入ハ數人ノ權利者調停手續ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

- (2) 第四七條乃至第五二條、第五五條乃至第七三條、第七五條乃至第七七條、第七九條乃至第八五條及第八七條乃至第九〇條ハ之ヲ準用ス 特許カ第二〇〇條ニ依リ土地所有者ニ屬セサル權利ノ取得ニ關スルトキハ第五一條及第八一條ヲ適用ス但シ事情ニ依リ公平上賠償ヲ必要トスルトキニ限リ發生シタル損害ヲ賠償スルコトヲ要ス
- (3) 池沼湖（第一九九條）ノ水又ハ地下水ノ處分權カ第一九六條乃至第二〇二條ニ依リ土地所有者ニ屬シ又ハ本法施行ノ際存在シ且第三七九條ニ依リ存續スルトキハ第八六條ニ依リ其ノ確保ヲ請求スルコトヲ得

第二百四條 (1) 自己ノ場所的又ハ經濟的ニ關係アル土地ノ境界ヲ越エテ地下水ヲ使用又ハ消費スル爲引用セントスル者ハ警察許可ヲ受クルコトヲ要ス 起業カ村落又ハ夫レヨリ廣キ地方ノ飲用水又ハ使用水ノ供給ニ供セラルルトキハ縣知事又ハ郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳之カ管轄權ヲ有ス 其ノ決定ニ對シテハ起業者ハ監督官廳ニ訴願ノミヲ爲スコトヲ得

(2) 地下水ノ引用權カ特許ニ依リテ得ラレタルトキハ第一項ニ依ル警察許可ヲ受クルコトヲ要セス

第二百五條 水流ニ屬セサル池沼湖ノ所有權ニ付別段ノ規定ナキトキハ其ノ所有權ハ沿岸地所有者ニ分屬ス

第三章 水利組合

第一節 總 則

- 第二百六條 左ノ目的ヲ有スル水利組合ハ本法ノ規定ニ依リ之ヲ設立スルコトヲ得
- 一 第二種若ハ第三種水流ヲ維持シ及水ノ疏通若ハ洪水ノ排出ヲ良好ナラシムル目的ヲ以テ第二種若ハ第三種水流ヲ改修スル爲
 - 二 水流ノ沿岸ヲ維持シ竝水ノ疏通若ハ洪水ノ排除ヲ良好ナラシムル目的ヲ以テ沿岸ヲ改修シ若ハ沿岸地及其ノ後方地ヲ保護スル爲
 - 三 水ノ清潔ヲ保持スル爲
 - 四 土地ヲ排水灌溉シ及排水又ハ灌溉用工作物ヲ維持スル爲
 - 五 土地ヲ干拓シ及干拓用工作物ヲ維持スル爲
 - 六 第一號乃至第五號ニ掲クル以外ノ目的ヲ以テ第二種第三種水流及其ノ沿岸ヲ築造シ及改修スル爲
 - 七 第一種自然水流ヲ維持及改修シ竝第二號ニ掲クル以外ノ目的ヲ以テ第一種自然水流ノ沿岸ヲ維持スル爲

持スル爲

- 八 水流ヲシテ流材又ハ舟行ヲ可能ナラシメ且之ヲ維持シ竝新可航水路及其ノ他ノ舟行用工作物ヲ設置及維持スル爲
 - 九 堰水工作物ヲ設置、維持及利用スル爲
 - 十 第九號ニ該當セサル給水工作物ヲ設置、維持及利用スル爲
 - 十一 洪水排出ノ障碍物ヲ除却スル爲
 - 十二 水ノ湧出地方ニ於テ水ヲ貯溜スル爲
 - 十三 第一七四條第一項及第二項ノ場合ニ於テ分擔金ヲ支辨スル爲
 - 十四 土地耕作上ノ利益ヲ増進スル目的ヲ以テ土地ヲ高メ及堆積スル爲
- 第二百七條 (1) 組合ヲ設立スルニハ起業カ公共ノ福祉ヲ増進シ又ハ共同經濟の利用ヲ圖ルコトヲ立證スルコトヲ要ス
- (2) 組合ノ設立ハ左ノ各號ノ一ニ依リテ之ヲ爲ス
- 一 關係者ノ一致セル議決ニ基ク組合規約ノ認可
 - 二 過半數ノ議決ニ依ル組合規約ノ認可
 - 三 過半數ノ議決ヲモ要セサル組合規約ノ發布

第二百八條 組合規約カ認可又ハ發布セラレタルトキハ其ノ認可又ハ發布ノ爲ニ要スル要件ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第二百九條 (1) 組合ハ權利能力ヲ有ス

(2) 組合ハプロイセンニ其ノ住所ヲ有スルコトヲ要ス

第二百十條 組合員タリ得ル者ハ起業ニ關係アル土地鑛山及工業的工作物ノ各所有者ノ外起業ニ關係アル水利組合竝地方團體堤防組合漁業組合ニ限ル 地上權者ハ所有者ト同等ノ地位ヲ有ス

第二百十一條 (1) 公法上ノ團體、財團及營造物ノ組合加入ニ國ノ認可ヲ要セス

(2) 借地占有者及信託受遺者ハ期待權者ノ同意ナキトキト雖組合ニ加入スルコトヲ得

第二百十二條 (1) 組合ニハ理事ヲ置クコトヲ要ス 理事ハ一人又ハ數人ヨリ成リ數人アルトキハ其ノ一人ヲ以テ理事長トス

(2) 理事ハ裁判上及裁判外ニ於テ組合ヲ代表ス 理事ハ法定代理人ノ地位ヲ有ス 組合規約ニ依リ理事ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得 理事ハ組合業務ヲ執行ス但シ法律又ハ組合規約ヲ以テ理事長又ハ組合員總會ニ委ネタル事項ハ此ノ限ニ在ラス

(3) 理事長タルコトヲ證シタル者ハ理事ヲ代表スル爲受訴裁判所及行政裁判所ニ於テ特ニ代理權ヲ證スルコトヲ要セス

(4) 第二七五條第一項第二項及第二七八條第一項第一號ノ場合ヲ除ク外組合規約ニ依リ組合員ヨリ選任スヘキ委員會ヲ以テ組合員總會ニ代フルコトヲ定ムルコトヲ得

第二百十三條 組合及組合員間ノ法律關係ハ本法ニ其ノ定ナキトキハ組合規約ニ依ル

第二百十四條 (1) 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

- 一 組合ノ名稱及住所
- 二 起業ノ計畫ニ關スル組合ノ目的
- 三 計畫ノ臨時ノ變更
- 四 組合工作物ノ利用及維持
- 五 組合員ノ受クヘキ土地所有權ノ制限及其ノ他組合員ノ負フヘキ義務
- 六 利用及負擔並表決權ノ割當
- 七 豫算ノ作成及計算ノ確定及責任解除
- 八 理事ノ組織及選任、理事ノ權限及理事二人以上ヨリ成ルトキハ理事長ノ權限、理事構成員タルコトヲ證スル方式及理事構成員ノ爲ス議決ノ公證
- 九 組合及總會又ハ之ニ代ル委員會招集ノ要件及方式及其ノ議決ノ公證
- 十 組合員總會又ハ委員會ノ議決ニ附スヘキ事項

十一 検査委員(第二三七條)ノ組織及選任

十二 組合ノ告示ノ方式

十三 法律組合格約又ハ組合機關ノ議決ニ依リ公報ニ告示ヲ爲スヘキトキハ其ノ公報ノ名稱

(2) 組合格約ニハ各所有者ヲ表示シタル關係土地、鑛山及工業的工作物並關係組合(Vereband)ノ表ヲ附スルコトヲ要ス 其ノ表ハ精細ナルコトヲ要ス

第二百十五條 組合ノ業務ニ關シ争アルトキ兩當事者ノ申立ニ依リ決定ヲ爲スコトヲ要スル仲裁々判所ノ設立ニ關スル規定ハ組合格約ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第二百十六條 二人以上ノ組合員ヲ有スル組合ニ於テハ如何ナル組合員ト雖全投票數ノ五分ノ二以上ノ投票ヲ爲スコトヲ得ス

第二百十七條 (1) 組合ハ國ノ監督ニ服ス

(2) 監督ハ組合工作物ヲ適法ニ實施、維持及改築セシメ竝組合ノ事務ヲ法令及組合格約ニ從ヒテ執行セシムルコトニ止マル

(3) 監督ハ第二〇六條第一號乃至第六號ニ掲クル目的ヲ以テ設置スル組合並第二〇六條第九號ノ組合ニシテ貯水池(第一〇六條)ニ關係ナキモノ及第二〇六條第一三號ノ組合ニシテ第一種水流ニ關係ナキモノニ就テハ郡參事會ノ議長タル郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳、第二次ニ縣知事

其ノ他ノ組合ニ就テハ縣知事、第二次ニ州知事之ヲ行フ 組合住所地ヲ管轄スル官廳ヲ以テ主務官廳トス

(4) 監督官廳ハ直接ニ其ノ命令ヲ執行スル權限ヲ有ス

第二百十八條 監督官廳ノ催告アルモ理事又ハ理事構成員ノ組合格約ニ依ル選任ナキトキハ監督官廳ハ缺ケタル構成員ノ適法ナル選任アルマテ其ノ職務ヲ管掌スヘキ代理人ヲ任命スル權限ヲ有ス 監督官廳ハ其ノ代理人ニ對シ相當ナル賠償ヲ定ムルコトヲ得

第二百十九條 (1) 組合カ法令又ハ組合格約ニ依リ其ノ義務トシテ官廳ニ依リ其ノ權限内ニ於テ決定セラレタル事業及支出ヲ組合豫算ニ計上シ又ハ特ニ之ヲ承認スルコトヲ怠リ又ハ拒絕シタルトキハ監督官廳ハ理由ヲ示シテ之ヲ豫算ニ計上シ又ハ臨時支出ヲ爲シ及必要ナル分擔金ヲ徵收スルコトヲ得

(2) 前項ノ處分ニ對シテハ水利組合ハ二週間以内ニ縣參事會ニ出訴スルコトヲ得 縣知事カ監督官廳ナルトキハ縣知事ハ行政訴訟ノ爲凡テノ法律行爲ニ付自己ヲ代理スヘキ委員ヲ選任スルコトヲ要ス

第二百二十條 (1) 組合カ土地ヲ讓渡シ又ハ債務額ノ増加スル場合ヲ除キ債務ヲ負擔スルニハ郡(市)參事會ノ認可ヲ受クルコトヲ要シ又組合カ第一次ニ縣知事ノ監督ニ服スルトキハ縣參事會ノ認可

ヲ受クルコトヲ要ス

(2) 組合規約ニ依リ其ノ他ノ場合ニ於テモ認可ヲ受クヘキコトヲ定ムルコトヲ得

第二百二十一條 監督官廳ノ要求アルトキハ之ニ組合書類ヲ提示シ且組合豫算及決算ノ謄本竝検査委員ノ文書、及理事及組合員總會(委員會)ノ議事ニ關スル文書ヲ提出スルコトヲ要ス 監督官廳ハ組合金庫及全組合作務ヲ臨時検査シ且理事ノ検査及會議竝組合員總會(委員會)ノ會場ニ自ラ又ハ代理人ニ依リ立會フ權限ヲ有ス

第二百二十二條 (1) 組合ハ組合所屬ノ土地ニ組合ノ目的ヲ遂行スル爲必要ナル工作物ヲ設置シ且保持スル權能ヲ有ス

(2) 工作物カ組合目的ノ遂行ニ必要ナリヤ否ヤニ關シ爭アルトキハ監督官廳之ヲ決定ス 此ノ決定ニ對シテハ二週間以内ニ第二次監督官廳ニ訴願スルコトヲ得

(3) 組合員ハ組合工作物ヨリ受クル利益ヲ斟酌スルモ仍其ノ土地、鑛山又ハ工業的工作物ニ對シテ生シタル不利益ニ對シテハ組合ニ其ノ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得 賠償額百マルクヲ越ユルトキハ民法施行法第五二條及第五三條第一項竝一八七四年六月十一日ノ公用徵收法(法律集第二二一頁)第四七條ヲ適用ス

(4) 小作人其ノ他ノ收益權者ハ組合ニ對シ前項ノ損害賠償請求權ヲ有セス

第二百二十三條 組合ノ債務ニ對シテハ組合財産ヲ以テ其ノ責ヲ負フ 組合財産ヲ以テ債務ヲ完済シ得サルトキハ其ノ債務額ハ組合規約ニ定ムル分擔ノ割合ニ從ヒ理事ノ出資ニ依リ之ヲ支辨スルコトヲ要ス

第二百二十四條 (1) 組合負擔ハ公ノ負擔トス 組合負擔ハ起業ニ關係セル土地及鑛山其ノ割當(第一二四條第六號)ニ依リテ定メラレタル範圍ニ於テ其ノ責ニ任ス

(2) 脱退シタル組合員ハ其ノ脱退前課セラレタル分擔金ニ對シ其ノ責ニ任ス

第二百二十五條 (1) 組合員負擔ノ割當ハ組合工作物ヨリ組合員ノ受クル利益ノ割合ニ應シ之ヲ定ムルコトヲ要ス 水ノ清潔保持組合ニ在リテハ組合負擔ノ割當ハ特ニ各組合員カ惹起シタル不潔及此ノ不潔除却ノ爲ニ要スル組合費用ノ割合ニ應シテ之ヲ定ム

(2) 組合員ノ表決權ハ組合負擔ニ對スル組合員ノ割當ニ依リ之ヲ定ムルコトヲ要ス 分擔金義務者ハ何人ト雖少クトモ一個ノ表決權ヲ有スルコトヲ要ス

(3) 表決ニ出席セル關係者ノ一致セル議決ニ依リ第一項及第二項第一文ノ規定ニ定メタルモノト異ル標準ヲ定ムルコトヲ得

第二百二十六條 (1) 組合ニ屬スルヤ否ヤノ爭ハ行政訴訟ヲ以テ之ヲ決定ス

(2) 組合負擔ノ徵收及算定ニ對シテハ被請求人ニ於テ四週間以内ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得 異議

ニ關シテハ理事之ヲ裁決ス 裁決ニ對シテハ二週間以内ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ兩當事者カ仲裁々判所(第二一五條)ニ出訴セサルトキニ限ル 訴訟ハ裁決ノ執行ヲ妨クルコトナシ

(3) 縣參事會ヲ以テ主務官廳トス

第二百二十七條 (1) 理事又ハ理事カ二人以上ヨリ成ルトキハ理事長ハ自己ニ存スル權限ヲ各組合員ニ對シ行使スル爲發スル命令ヲ左ノ各號ニ示ス強制手段ニ依リ執行スル權限ヲ有ス

一 第三者ノ代リテ爲シ得ヘキ作爲ノ義務ヲ強制スヘキトキハ理事又ハ理事長ハ其ノ執行ヲ爲シ且義務者ヨリ假ニ定メラレタル費用額ヲ強制手段ニ依リ徵收スルコトヲ得

二 義務者カ第三者ニ依ル執行ヨリ生シタル費用ヲ負擔シ得サルコトカ確定シタルトキ又ハ第三者ノ代リテ爲シ得サル作爲若ハ不作爲ノ義務ヲ強制スヘキトキハ理事又ハ理事長ハ三十マルク以下ノ罰金刑ニ科スルコトヲ得 罰金ハ組合金庫ニ屬ス

(2) 強制手段ヲ執ルニハ文書ヲ以テ豫告スルコトヲ要ス作爲ノ義務ヲ強制スヘキトキハ豫告ニハ作爲ノ義務ヲ履行スヘキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

第二百二十八條 (1) 理事又ハ理事長ノ命令及強制手段ノ豫告ニ對シテハ監督官廳ニ訴願シ其ノ裁決ニ對シテハ上級監督官廳ニ更ニ訴願シ且其ノ裁決ニ對シテハ高等行政裁判所ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ得 訴訟ハ左ノ各號ノ場合ニノミ之ヲ提起スルコトヲ得

一 現行法殊ニ官廳ノ權限内ニ於テ發シタル命令ヲ適用セサルコトニ依リ又ハ不當ニ適用スルコトニ依リテ取消サルヘキ命令カ發セラレ因テ原告ノ權利カ侵害セラレタルトキ

二 理事若ハ理事長カ強制手段ノ命令又ハ豫告ヲ發シ得ルニ至ル事實上ノ要件存在セサルトキ

(2) 強制手段ノ豫告ニ付定メラレタル上訴ハ同時ニ執行ニ關スル命令ニ之ヲ適用ス但シ命令カ未タ訴願ノ目的トナラサルコトヲ要ス

(3) 理事又ハ理事長ニ對スル訴願ハ理事又ハ理事長ニ、更ニ訴願スルトキハ其ノ裁決官廳ニ之ヲ提出スルコトヲ要ス

(4) 訴願又ハ更ニ訴願ヲ爲スヘキ期間並訴願ノ裁決ニ對スル訴訟提起ノ期間ハ二週間トス

(5) 訴願又ハ更ニ爲スヘキ訴願カ法定期間内ニ第三項ノ規定ニ違背シテ管轄權アル裁決官廳ニ提出セラレタルトキハ其ノ期間ハ許サルヘキモノトス

(6) 強制手段ノ確定及執行ニ對シテハ二週間以内ニ訴願ノミヲ監督官廳ニ提起スルコトヲ得

第二百二十九條 (1) 滯納シタル分擔金並第二二七條ニ定ムル罰金及費用ハ行政訴訟ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得 主務執行官廳ハ監督官廳之ヲ定ム 徵收手續ハ組合所屬ノ土地鑛山及工業的工作物ノ小作人其ノ他ノ收益權者ニ之ヲ準用スルコトヲ得

(2) 組合加入ノ工業的工作物並其ノ工作物内ニ於ケル隔離作業場ノ賃借人ハ前項ノ收益權者ニ屬

ス 隔離作業場ノ賃借人ニ對シテハ其ノ作業場ニ課セラレタル分擔金ニ付テノミ行政上ノ強制執行ヲ爲スコトヲ得

第二百三十條 (1) 理事ハ組合ノ利益ノ爲必要アリト認メタルトキ又ハ組合員總數ノ三分ノ一以上ノ組合員カ書面ヲ以テ組合員總會(委員會)ノ目的タル事項ヲ示シテ其ノ招集ヲ請求シタルトキハ組合員總會(委員會)ヲ招集スルコトヲ要ス

(2) 理事カ前項ノ請求ヲ受ケタル後二ヶ月以内ニ其ノ招集ヲ爲ササルトキハ監督官廳之ヲ招集ス
 第二百三十一條 監督官廳ハ理事ノ構成員ニシテ重大ナル義務違反ニ對シ責ヲ負フモノノ職ヲ解クコトヲ得 解職言渡ノ處分ハ二週間以内ニ高等行政裁判所ニ出訴シテ之ヲ取消スコトヲ得 訴ニ付裁判アルマテ理事構成員ハ其ノ職務ヲ行フ

第二百三十二條 組合ノ同意ヲ得タルトキハ新組合員加入シ又ハ現組合員脫退スルコトヲ得 但シ監督官廳ノ許可アルコトヲ要ス 組合員ノ脫退ニ際シテハ監督官廳ハ債權者ノ利害ヲ參酌スルコトヲ要ス

第二百三十三條 (1) 組合ハ土地鑛山工業的工作物ノ所有者並水利組合若ハ其ノ他ノ組合(第二一〇條)ヲ其ノ請求ニ依リ組合ニ加入セシムル義務ヲ負フ但シ組合所期ノ目的カ是等ノモノニ對シテモ亦組合ノ工作物及其ノ共同使用ニ加入スルコトニ依リテノミ達シ得ラレ且工作物カ必要アル場

合ハ相當改修ノ後共同ノ需要ヲ充タスニ足ルトキニ限ル

(2) 新ニ加入シタル組合員ハ組合工作物ニ加入シ且其ノ共同利用ノ爲ニ設ケタル施設ノ特別費用ヲ負擔スルコトヲ要ス

第二百三十四條 (1) 土地鑛山又ハ工業的工作物ノ脫退ハ組合目的ノ遂行カ不能トナル虞アルトキハ其ノ所有者ノ意思ニ反シテモ組合ニ於テ之ヲ要求スルコトヲ得

(2) 脫退者ニハ補償ヲ給スヘキモノトス但シ組合起業ニ因リテノミ土地鑛山又ハ工業的工作物カ取得スヘキ價值ノ増額ハ補償額ノ算定ニ當リ之ヲ算入セス

第二百三十五條 第二三三條及第二三四條第一項ノ場合ニ於ケル争ニ關シテハ縣參事會行政訴訟手續ヲ以テ之ヲ決定ス

第二百三十六條 土地鑛山又ハ工業的工作物ノ所有者並水利組合又ハ其ノ他ノ組合(第二一〇條)ニシテ組合員ニアラサル者カ組合工作物ヨリ生シタル良キ水利關係ヲ利用シテ工作物ノ經營ヲ爲シ因テ利益ヲ受クルトキト雖其ノ利用ノ爲組合工作物カ組合ノ需要ヲ充タスニ足ラサルニ至ルトキハ組合ハ組合員ニアラサル者ニ對シ組合起業ニ依リ可能トナリタル良キ水利關係ヲ利用スルコトヲ拒否スル權限ヲ有ス 組合員カ組合ニ屬スル土地鑛山又ハ工業的工作物以外ノモノニ對シ良キ水利關係ヲ利用スル場合亦同シ

第二百三十七條 組合工作物ハ少クトモ年一回之ヲ検査スルコトヲ要ス 検査委員會ハ理事又ハ理事構成員及其ノ他ノ組合ヨリ成ル

九六

第二節 一部加入強制組合

第二百三十八條 (1) 組合カ第二〇六條第一號乃至第五號第九號第一一號第一二號又ハ第一四號ニ掲クル目的ヲ以テ設立セラルヘキトキハ組合ニ關係アル土地鑛山工業的工作物ノ所有者竝水利組合其ノ他ノ組合(第二一〇條)ニシテ組合設立ニ反對スルモノハ次ノ場合ニ加入ヲ強制セラル

- 一 起業カ組合ニ依ルニアラサレハ之ヲ適當ニ遂行シ得サルトキ
- 二 組合設立ニ對シ關係者ノ過半数以上ノモノカ同意シ且
- 三 組合負擔ヲ參酌スルモ仍反對者タル土地鑛山工業的工作物竝反對セル水利組合及其ノ他ノ組合(第二一〇條)カ起業ヨリ利益ヲ受クヘキ期待アルトキ、尙清潔保持組合ニ在リテハ起業カ其ノ自ラ惹起シタル不潔ヲ除却スルニ足ルトキ
- (2) 過半数ハ土地ノミカ關係スルトキハ其ノ面積、地租總額ニ依リ又土地カ總テ分割手續ニ服シ此ノ手續ニ於テ特ニ評價セラルルトキハ其ノ評價額又ハ收益ニ依リ之ヲ算定ス 鑛山工業的工作物水利組合又ハ其ノ他ノ組合(第二一〇條)カ單獨ニ又ハ土地ト共ニ關係スヘキトキハ過半数ハ假

メラレタル利益(第二五二條)ニ依リテ之ヲ定ム 此ノ場合ニ於テ反對セル土地所有者カ加入ヲ強制セラルヘキトキハ尙第一文ニ於テ算定セラレタル關係土地所有者ノ過半数ヲ要ス

(3) 適當且經濟上相當ナル工作物又ハ施設ニ依ル起業利用ノ可能性ハ之ヲ第一項第三號ノ意義ニ於ル利益ト看做ス

(4) 起業ヨリ何等ノ利益ヲモ豫期セサル土地所有者ト雖水ノ疏通ヲ圖リ若ハ保持スル爲又ハ排水用若ハ灌溉用工作物ノ貫通ノ爲必要アルトキハ其ノ加入ヲ強制スルコトヲ得 斯カル土地ハ凡テノ組合負擔ヲ免ル 土地カ損害ヲ加ヘラレタルトキハ組合ハ之ヲ補償スルコトヲ要ス 補償請求權ニ付テハ縣參事會之ヲ決定ス 其ノ決定ニ對シテハ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二百三十九條

(1) 實施セラレタル起業カ土地鑛山工業的工作物水利組合又ハ其ノ他ノ組合(第二

一〇條)ニ對シ何等ノ利益ヲモ與ヘサルトキハ組合員ハ其ノ狀態ノ繼續中組合ニ對シ組合分擔金ノ免除ヲ請求スルコトヲ得但シ水ノ清潔保持組合ニ在リテハ其ノ組合カ組合工作物ヨリ利益ヲ受クルノ故ヲ以テ徵收セラルルトキニ限ル 前文ノ組合ニ於テ組合員カ自ラ不潔ナラシムルノ故ヲ以テ分擔金ヲ徵收セラルヘキトキハ不潔ヲ惹起セサル組合員ニ限り分擔金ノ免除ヲ請求スルコトヲ得

(2) 請求ヲ理事カ理由アリト認メサルトキハ第二二六條第二項ニ依リ組合負擔徵收ニ對スル異議申立ノ方法ヲ以テ請求權ヲ主張スヘシ但シ異議ニ關スル裁判ハ組合規約ヲ以テ之ヲ仲裁々判所ニ移

九七

スコトヲ得ス

第二百四十條 (1) 第二三八條第四項ノ場合以外ノ土地又ハ鑛山若ハ工業的工作物カ實施セラレタル起業ヨリ繼續シテ不利益ヲ受クルトキハ組合員ハ組合ヨリ脱退スルコトヲ得

(2) 脱退シタル土地ノ取得カ組合目的ノ遂行上必要ナルトキハ一八七四年六月十一日ノ公用徵收法(法律集二二二頁)ニ依リ組合ニ公用徵收權ヲ附與スルコトヲ得 公用徵收權ノ附與ニ關シテハ縣參事會理由ヲ附シタル裁決ヲ以テ之ヲ決定ス 此ノ裁決ハ二週間以内ニ土木大臣ニ訴願シテ之ヲ取消スコトヲ得 一八八三年七月三十日ノ普國行政法第一一七條ノ裁判長(議長)ハ公用徵收權ヲ附與スルコトヲ得ス

第二百四十一條 第二三九條第二四〇條ノ場合ニ於テ土地鑛山又ハ工業的工作物カ起業ヨリ利益ヲ受クルヤ否ヤヲ決定スルニ當リテハ之ニ課セラルル組合分擔ハ之ヲ參酌セス

第二百四十二條 (1) 土地鑛山又ハ工業的工作物ノ所有者、水利組合其ノ他ノ組合(第二一〇條)ニシテ組合員ニアラサルモノ若ハ組合員ニシテ組合所屬以外ノ土地鑛山又ハ工作物ヲ有スルモノカ設置セラレタル組合工作物ヨリ利益ヲ受クルトキ又ハ水ノ清潔保持組合ノ存スル場合ニ於テ其ノ水ヲ不潔ナラシムルトキハ組合理事ハ其ノ意見ヲ徵シテ組合員ニ通用スル定ニ依リ之ヨリ分擔金ヲ徵收スルコトヲ得 分擔金ハ被徵收者カ組合工作物ヨリ利益ヲ受クル爲徵收セララルトキハ此

ノ利益ヲ超過スルコトヲ得ス

(2) 組合ハ前項ノ規定ニ於テ徵收ヲ受クル所有者及組合(Verein)ノ請求アルトキハ之ヲ組合ニ加入セシムル義務ヲ負フ

第二百四十三條 第二四〇條一第項及第二二條ノ場合ニ於ル爭ニ關シテハ縣參事會行政訴訟手續ヲ以テ之ヲ決定ス

第二百四十四條 (1) 數個ノ土地鑛山工業的工作物水利組合其ノ他ノ組合(第二一〇條)ニ對シテ第二二三條ノ要件存在シ而モ凡テノ所有者又ハ組合カ組合加入ヲ欲シタルトキニアラサルトキハ反對者ハ組合加入ノ義務ヲ負フ但シ加入ニ依リテ生スル費用及組合負擔ヲ捺除スルモ仍反對者ニ受益ノ期待アルトキ及凡テノ關係所有者及組合ノ加入カ第二三八條第二項ニ從ヒ其ノ所有者及組合ノ過半數ニ依ル議決ニ依リテ請求シタルトキニ限ル

(2) 前項ノ手續ニハ組合設置ノ手續ニ關スル第二四八條以下ノ規定ヲ準用ス

(3) 第二五四條ニ依リ選任スヘキ代表者ハ組合トノ交渉ニ於テ又ハ不時ノ行政訴訟ニ於テ第二三三條第二三五條ニ依リ全關係者ヲ代表スルコトヲ要ス

第三節 全部強制組合

第二百四十五條 (1) 左ノ目的ヲ有スル組合ハ關係者ノ同意ヲ得スシテ之ヲ設立スルコトヲ得

- 一 第一一六條ノ要件ナキトキ第二種自然水流ヲ維持スル爲
 - 二 第一一八條第二項ノ場合ニ於テ第二種自然水流ヲ維持スル爲
 - 三 第一一八條第二項ノ場合ニ於テ第三種自然水流ヲ維持スル爲
 - 四 洪水ノ危険ヲ豫防スル必要アルトキ洪水排出ノ障礙物ヲ除却スル爲
 - 五 他ノ方法ニ依リテハ重大ナル支障ヲ來スヘキトキ水ノ清潔ヲ保持スル爲
- (2) 土地鑛山及工業的工作物ノ所有者竝水利組合其ノ他ノ組合(第二一〇條)ニシテ水流ノ適法ナル維持ニ依リテ利益ヲ受クルモノハ第一項第一號乃至第三號ニ掲クル組合ニ加入スルコトヲ要ス 適當且經濟上相當ナル工作物又ハ施設ニ依ル起業利用ノ可能性ハ之ヲ利益ト看做ス
- (3) 第一項第四號ニ掲クル組合ハ洪水ノ危険ヲ蒙ル虞アル土地鑛山及工業的工作物ノ所有者水利組合其ノ他ノ組合(第二一〇條)ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ要ス
- (4) 第一項第五號ニ掲クル組合ハ土地鑛山及工業的工作物ノ所有者水利組合其ノ他ノ組合(第二一〇條)ニシテ水ヲ不潔ナラシメ又ハ組合工作物ヨリ利益ヲ受クルモノヲ以テ之ヲ設置スルコトヲ要ス 現在ノ水カ汚水ヲ無害ニ排除スルニ足ラサルトキハ組合ノ實施スル起業ノ計畫書ニ汚水排除用溝渠ノ築造ヲ定ムルコトヲ得

第二百四十六條 第二三九條乃至第二四四條ノ規定ハ之ヲ準用ス

- 第二百四十七條 (1) 全部強制組合(第二四五條)ノ理事カ監督官廳ノ請求アルニ拘ラス組合作物ノ適法ナル實施、維持又ハ改築ヲ爲ササルトキハ監督官廳ハ組合員總會ノ意見ヲ徵シタル後其ノ區域ノ全部又ハ一部カ組合區域ニ屬スル市町村長ニ理事ノ職務ヲ移スコトヲ得 監督官廳ハ其ノ市町村長ニ相當ノ補償ヲ爲スコトヲ得 組合理事ノ職務執行ヲ市町村長ニ移シタル處分ニ對シテハ第二次監督官廳ニ訴願ノミヲ提起スルコトヲ得(第二一七條第三項)
- (2) 組合理事ノ通常ノ新タナル選任アルマテ組合員總會ハ其ノ都度組合理事ノ職務執行ヲ仍市町村長ニ留保スヘキヤ否ヤニ付意見ヲ徵セラルルコトヲ要ス

第四節 組合設立ノ手續

第二百四十八條 組合設立ノ手續ハ縣知事之ヲ指揮ス 主管縣知事ハ組合區域二縣以上ニ涉ルトキハ州知事二州以上ニ涉ルトキハ主務大臣之ヲ終局的ニ決定ス

- 第二百四十九條 (1) 組合設立ノ手續ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ依リ之ヲ開始スルコトヲ得 組合設立ノ手續ニハ左ノ事項ヲ記載セル計畫書ヲ作成スルコトヲ要ス
- 一 必要ナル圖面及説明書

二 起業ニ要スル費用ノ見積

三 組合ニ關係アル土地鑛山及工業的工作物並組合ニ加入スヘキ水利組合其ノ他ノ組合(第二一條)ノ表示

(2) 計畫書ニハ表決準備ノ爲土地カ關係セルトキハ其ノ面積及地租額ノ評定ニ必要ナル租稅臺帳ノ抄本又土地カ凡テ分割手續ニ服シ此ノ手續ニテ特ニ評價セラルルトキハ其ノ土地ノ價格表又ハ收益表ノ抄本ヲ添付スルコトヲ要ス 鑛山工業的工作物水利組合又ハ其ノ他ノ組合(Verband)カ組合(Genossenschaft)ニ關係スヘキトキハ起業ヨリ受クヘキ利益ノ見積書及此ノ利益カ土地鑛山工業的工作物並組合(Verband)ニ割當テラルヘキ標準ノ表示ヲ必要トス

(3) 手續カ申請ニ依リ開始スルトキハ申請人ハ縣知事ノ請求ニ依リ計畫書及第二項ニ掲クル準備書面ヲ提出スルコトヲ要ス

第二百五十條 (1) 縣參事會ハ申請アルトキハ土地ノ占有者カ組合設置ノ準備ニ必要ナル豫備工事ヲ受忍スルコトヲ要スル旨決定スルコトヲ得之ニ因リテ土地占有者ノ受クル損害ハ之ヲ補償スルコトヲ要ス 補償ヲ確保スル爲縣參事會ハ工事ノ開始前申請人ヲシテ保證ヲ立テシメ且其ノ額ヲ確定スルコトヲ得

(2) 豫備工事ノ許可ハ縣參事會其ノ告示用指定新聞ニ之ヲ告示ス 各豫備工事ニ付申請人ハ少ク

モ二日前時及場所ヲ表示シテ市町村(私領區)長ニ届出ツルコトヲ要ス 市町村長ハ特別ニ又ハ地方公布例ニ依リ一般ニ之ヲ關係土地占有者ニ告知スルコトヲ要シ且損害ヲ直ニ決定シ及査定スル爲申請人ノ費用ヲ以テ之ニ宣誓セル鑑定人ヲ附スル權限ヲ有ス 査定セラレタル損害ハ訴訟方法ヲ以テスル他ノ確定ヲ留保シテ直ニ權利者ニ支拂ハルルコトヲ要シ之ニ反スルトキハ市町村(私領區)長ハ關係者ノ申請ニ依リ豫備工事ノ繼續ヲ妨クヘキ義務ヲ負フ

(3) 建物及圍障アル邸内又ハ庭園ニ立入ルニハ土地占有者之ニ對シ明示ノ承諾ヲ與ヘサルトキハ申請人ハ其ノ都度地方警察官廳ノ特別許可ヲ受クルコトヲ要ス 地方警察官廳ハ之ヲ占有者ニ告知シテ空地ヲ開放セシムルコトヲ要ス

(4) 建物ノ破壊及樹木ノ伐採ハ如何ナルモノト雖縣參事會カ其ノ決定ヲ以テ許可シタル後ニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(5) 前項ノ決定ハ終局的トス

第二百五十一條 (1) 手續開始ノ申請カ判然許スヘカラサルトキ不能ナルトキ又ハ不適當ナルトキハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ直ニ之ヲ却下スルコトヲ得

(2) 其ノ他ノ場合ニハ縣知事ハ關係者ト交渉セシムル爲委員ヲ指名ス 職權ヲ以テ手續ヲ開始スルトキ亦同シ

第二百五十二條 委員ハ組合規約ヲ作成シ第二四九條ニ掲クル準備書面未タ有ラサルトキハ之ヲ作成シ又土地ノミカ關係スルニアラサルトキハ起業ヨリ各關係者ノ受クヘキ利益ヲ假ニ定ムルコトヲ要ス 水ノ清潔保持組合ニ在リテハ關係者ノ惹起シタル不潔ヲ除却スルコトモ之ヲ利益ト看做シ利益ハ不潔ノ程度(範圍)ニ依リ之ヲ定ム

第二百五十三條 委員ハ次ニ計畫書及組合設置ニ付關係者ノ議決ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第二百五十四條 (1) 組合ノ設立カ議決セラレタルトキハ委員ハ組合規約及其ノ他委員ノ必要ト認ムル凡テノ事項ニ關スル議決尙第二三八條ノ場合ニ於テ必要アルトキハ加入強制ノ適用ニ關スル議決ヲ爲サシムルコトヲ要ス 此ノ目的ノ爲關係者ハ代表者ヲ選任スルコトヲ得

(2) 第二三八條ノ場合ニハ反對者ハ贊成者及反對者カ各別ニ其ノ代表者ヲ選任シ其ノ數ハ組合設置ニ對スル贊否ノ投票ノ割合ニ殆ト相應スルコトトスルコトヲ請求スルコトヲ得 代表者ノ數ハ委員之ヲ定ム

(3) 代表者ハ明示ノ反對議決ナキトキハ計畫書ノ變更ヲ企圖スルコトヲ得

第二百五十五條 第二五三條第二五四條ニ從ヒテ爲スヘキ議決ハ一期日又ハ數期日ニ之ヲ爲スコトヲ得

第二百五十六條 (1) 代表者ノ議決ハ多數決ニ依ル各代表者ハ一個ノ表決權ヲ有ス

(2) 代表者ハ委員ノ許可ヲ得テ組合規約ノ認可又ハ發布アリタル場合ノ爲設立セラルヘキ組合ノ名ニ於テ契約ヲ爲スコトヲ得

第二百五十七條 組合設立ニ關スル議決ヲ除キ組合規約ノ認可アルマテ關係者總體ヲ以テスル議決ハ凡テ投票期日ニ於ケル出席者ノ過半數ヲ以テ足ル 組合負擔ノ割當又ハ組合員ノ投票比例ニ付第二二五條ニ定ムルモノト異ル標準ヲ定ムヘキ議決ハ此ノ限ニ在ラス 過半數ハ關係土地ノ地租額又ハ分割手續ニ於ケル評價若ハ收益(第二四九條第二項)ニ依リ又組合ニ鑛山、工業的工作物水利組合若ハ其ノ他ノ組合(第二一〇條)ノ關係セルトキハ假ニ定メラレタル利益(第二五二條)ニ依リ之ヲ算定ス

第二百五十八條 第二四五條第一項ニ掲クル組合ノ設立カ否決セラレタルトキハ委員ハ強制組合設立ノ要件ニ關シ及組合規約ニ關シ關係者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第二百五十九條 土地鑛山又ハ工業的工作物ノ共有者ニ屬スル投票ハ投票期日ニ出席シタル共有者ノ多數カ其ノ持分ノ大小ニ依リテ算定セラルル意味ニ於テ投票スルモノト看做ス

第二百六十條 (1) 關係者ノ異議申立竝加入強制ヲ適用スル要件及費用(第二七二條第三項)補償ノ不時ノ申請ハ必要アルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シタル後又ハ之ヲ立合ハシメテ關係者又ハ其ノ委任ヲ受ケタル代表者ト共ニ之ヲ審理スルコトヲ要ス

(2) 委員カ假ニ爲シタル利益ノ決定ニ對シ異議カ申立テラレタルトキハ委員ハ其ノ決定ヲ相當變更

スルコトヲ要ス但シ關係者ノ多數カ其ノ異議申立テ理由アルモノト認メタルトキニ限ル 其ノ他ノ場合ニハ縣知事之ヲ決定ス 斯クシテ生シタル決定ハ組合規約ノ許可アルマテ之ヲ必要ナル議決ト看做ス

第二百六十一條 審理期日ニ於ル秩序ノ維持ハ委員ノ義務トス 委員ハ審理中不當ノ行狀ヲ爲シタル關係者鑑定人其ノ他ノ者ヲ刑事訴追ニ依リテ二十マルク以内ノ過料ニ處スルコトヲ得

第二百六十二條 關係者及其ノ代表者ト共ニスル審理ニ關シテハ調書ヲ作成スルコトヲ要ス 此ノ調書ニハ過料(第二六一條)ノ確定及其ノ理由ヲモ記載スルコトヲ要ス 調書ハ委員及調書作成者又鑑定人意見ヲ徴セラレタルトキハ鑑定人之ニ署名スルコトヲ要ス 代表者選任セラレタルトキハ代表者モ亦調書ニ署名スヘシ

第二百六十三條 (1) 審理期日ニハ遅クトモ期日ノ一週前關係者ニ呼出狀ヲ發スルコトヲ要ス 急迫ノ場合ニハ呼出期間ヲ三日ニ短縮スルコトヲ得 呼出狀ニハ審理事項ヲ表示スルコトヲ要ス

(2) 組合規約ノ議決前豫メ其ノ草案ヲ八日間公表シ且其ノ呼出狀ニハ其ノ公表ノ場所及時ヲ告知スルコトヲ要ス

(3) 加入強制ヲ行フコトヲ許ササル組合ノ設置ニ關シ投票スル爲ノ呼出狀ヲ除キ呼出狀ハ缺席者又ハ不投票者ハ多數ノ投票ニ賛成スルモノト看做ス旨ヲ注意シテ之ヲ發ス

第二百六十四條 (1) 呼出狀送達ノ手續ニハ第二六五條乃至第二六八條ニ抵觸セサル限り職權ニ依ル

送達ニ關スル民事訴訟法ノ規定(第二〇八條乃至第二一三條第一六六條以下)ヲ準用ス但シ委員又ハ其ノ任命セル吏員ヲ以テ裁判所書記ニ代フ

(2) 送達ヲ執行スル爲委員ハ廷丁ニ代ヘ他ノ吏員又ハ宣誓セル使丁ヲモ利用スルコトヲ得

第二百六十五條 (1) 市町村(私領地)ニ於テ數人ニ呼出狀ヲ送達スヘキトキハ回章ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得 此ノ場合ニハ呼出狀ハ送達ヲ受クヘキ凡テノ人ニ認知セシムル爲之ヲ提示シ又ハ讀ミ聞カセ且其ノ認證アル謄本ヲ其ノ書類ニ掲ケラレタル人ニ預ケ置クコトヲ要ス 其ノ預置ハ市町村長ニ又ハ回章ノ宛名人ニ之ヲ爲スコトヲ得

(2) 本法第二六四條第二項ノ規定及送達ノ場所方法及時並送達書ノ作成ニ關スル民事訴訟法第一八〇條乃至第一八四條第一八八條乃至第一九一條ハ回章ニ依ル送達ニ之ヲ準用ス

(3) 送達ヲ受クヘキ人自身ニ送達セラレサルトキハ其ノ被選舉人ニ對シ書面ヲ以テ送達書類ヲ第一項ニ依リ預置シアル旨告知スルコトヲ要ス 其ノ過程ハ送達書ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス 認知又ハ告知ヲ拒絕シタル場合ニハ拒絕ノ記載ノミニテ足ル

(4) 回章ヲ以テ送達ヲ爲シタルトキハ尙郵便ニ依リ呼出狀ノ寫ヲ各關係者ニ送付スヘシ

第二百六十六條 (1) 送達代理人ノ設置ニ關スル民事訴訟法第一七四條及第一七五條第一項第一文ノ

規定ハ之ヲ適用セス 次ノ規定ヲ以テ之ニ代フ

(2) 關係者カ獨逸帝國內ニ住居ヲ有セス又獨逸帝國內ニ住居ヲ有スル代理人ヲモ設置セサリシトキハ委員ハ期間ヲ指定シテ送達代理人ノ設置ヲ命スルコトヲ得

第二百六十七條 公示送達(民事訴訟法第二〇四條)ハ帝國官報及關係縣ノ公報ニ各一回限り呼出狀ヲ掲載シテ之ヲ爲ス 貼付ハ之ヲ爲サス

第二百六十八條 委員カ審理中指定スル期日ニ調書ヲ以テ期日ノ指定ヲ受ケタル者ヲ呼出スニハ呼出狀ハ之ヲ發スルヲ要セス

第二百六十九條 委員ハ呼出狀ノ適法ナルコトヲ認證スルコトヲ要ス

第二百七十條 (1) 少數者ノ強制加入(第二〇七條第一項第二號第二三八條)ノ場合ニ於テ及強制組合ノ設置ニ際シテハ審理ノ終了後縣參事會ハ加入強制ヲ適用スヘキ要件ノ存否ニ關シ決定スルコトヲ要ス但シ之ニ關シ爭ナキトキハ此ノ限ニ在ラス

(2) 縣參事會ノ決定ニ對シテハ關係者及縣知事ハ二週間以内ニ水利審判所ニ訴願スルコトヲ得

(3) 組合規約ハ縣知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス 強制組合ニ對シテハ組合規約ハ縣知事之ヲ發布ス

(4) 組合規約ハ組合ノ費用ヲ以テ關係縣ノ公報ニ之ヲ告示スルコトヲ要ス 告示ハ組合規約ノ日附

及第二一四條第一號第二號第九號第十號第一二號第一三號ニ掲クル事項ニ之ヲ限定スルコトヲ得

第二百七十一條 組合設置ノ後直ニ監督官廳ハ組合規約ノ規定ニ從ヒ組合理事ヲ選任セシムルコトヲ要ス

第二百七十二條 (1) 本手續上ノ審理及行爲ハ裁判所其ノ他ノ官廳ノ爲スモノト雖之ニ手数料及印紙稅ヲ課セス 徵稅臺帳ノ抄本及土地登記簿ノ抄本ノ作成及認證モ亦此ノ行爲ニ屬ス

(2) 却下セラレ又ハ取下ケタル申請又ハ異議申立ニ依リテ生シタル費用ハ之ヲ申請人又ハ異議申立人ニ課スルコトヲ得 其ノ他ノ費用ノ中手續ニ干與シタル官吏ノ旅費旅行手當及日當ハ國庫其ノ他ノ費用ハ水利組合之ヲ負擔ス

(3) 組合カ設置セラレ其ノ設置ニ必要ナル設備工事ノ目的ニ從ヒ申請人ノ消費シタル費用カ委員ノ審理決定前申請セラレタルトキハ縣知事ハ其ノ費用ノ捕償ヲ組合ニ負擔セシムルコトヲ得

第二百七十三條 (1) 委員ノ爲シタル手續ノ指揮ヲ目的トスル訴願ニ關シテハ縣知事之ヲ終局的ニ裁決ス

(2) 過料(第二六一條)ニ對スル訴願ニ關シテハ縣參事會之ヲ終局的ニ決定ス 此ノ訴願ハ二週間以内ニ提起スルコトヲ要ス

第二百七十四條 組合設置ノ手續ノ指揮ハ州知事又ハ數州ニ關係アルトキハ主務大臣之ヲ總務委員會ニ移スコトヲ得 此ノ場合ニハ總務委員會ヲ以テ縣知事ニ代フ

第五節 組合規約ノ變更

第二百七十五條 (1) 組合目的ヲ新ニ附加スヘキ組合規約ノ變更ニハ組合員總會ノ一致セル議決アルコトヲ要ス但シ其ノ目的カ之ヲ遂行スル爲新ニ設置セラルヘキ組合ニ加入スルコトヲ強制シ得ルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス 此ノ場合ニハ第二三八條第二項ニ依リテ算定シタル組合總會ノ多數決ヲ以テ足ル但シ凡テノ反對組合員ニ對シ加入強制ノ其ノ他ノ要件ノ存スルコトヲ要ス

(2) 組合負擔ノ割當又ハ組合員ノ投票比例ニ對シ第二二五條ニ定ムルモノト異ル標準ヲ定ムル組合規約ノ變更ニハ尙一致セル議決ヲ要ス

(3) 其ノ他ノ組合規約ノ變更ハ組合規約ニ別段ノ定ナキトキハ組合員總會(委員會)ニ依リ多數決ヲ以テ之ヲ決定スルコトヲ得

第二百七十六條 組合規約ノ變更ハ縣知事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二百七十七條 許可ヲ受ケタル變更ハ第二七〇條第四項ニ依リ之ヲ告示ス

第六節 組合ノ解散及清算

第二百七十八條 (1) 組合ハ左ノ場合ニ之ヲ解散スルコトヲ得

- 一 組合員及總會カ三分ノ二以上ノ投票ヲ以テ解散ヲ議決シタルトキ
- 二 組合員只二人トナリ其ノ一人ヨリ解散ノ申請アリタルトキ
- 三 組合規約ノ許可アリタル時ヨリ一年以内ニ起業ノ實施ニ著手セサルトキ又ハ開始シタル實施カ少クモ一年停止シ且其ノ停止カ組合員ノ故意過失ニ依リテ生シ若ハ之ニ因リテ組合規約許可ノ根本條件カ變更セラレタルトキ

(2) 組合ノ解散ハ縣知事之ヲ爲ス

第二百七十九條 (1) 組合ノ解散ハ縣知事ノ處分カ理事ニ送達セラレタルトキ其ノ效力ヲ生ス

(2) 解散ハ組合ノ費用ヲ以テ監督官廳其ノ指定ノ告示用新聞ニ之ヲ告示スルコトヲ要ス

第二百八十條 (1) 組合ノ解散後清算ハ理事又ハ組合規約若ハ組合ノ議決ニ依リ其ノ爲任命セラレタル者之ヲ爲ス

(2) 清算手續ニハ民法典第四八條第二項第三項及第四九條乃至第五三條ヲ準用ス

第二百八十一條 清算ノ終了スルマテ國ノ監督及從來ノ組合員相互間並之ト第三者トノ間ノ法律關係

ニ對シテハ本法及組合同規約ノ規定ヲ適用ス但シ清算ノ本質上土地ノ規定ニ依ルヘキトキハ此ノ限ニ在ラス

第二百八十二條 (1) 清算終了シタル後解散シタル組合ノ帳簿及書類ハ監督官廳之ヲ保管ス

(2) 組合員及其ノ權利ノ承繼人ハ其ノ帳簿及書類ヲ閱覽シ及利用スル權利ヲ有ス

第七節 本法施行前ニ設立セラレタル組合

第二百八十三條 (1) 本法施行ノ際既ニ存在シタル公法上ノ水利組合ニハ本法ニ依リテ設置シタル水利組合ニ適用スル規定ヲ準用ス

(2) 仲裁々判所ノ管轄權(第二一五條第二二六條第二項)ニ關スル從來ノ組合同規約ノ別段ノ規定ハ併シ仍効力ヲ有シ其ノ他別段ノ規定モ第一項ニ於テ適用シ得ルモノト定メタル規定ヲ組合同規約ヲ以テ變更シ得ルトキ又ハ之ヲ組合同規約ニ委ネタルトキ亦同シ

第四章 洪水危險ノ豫防

第一節 水流ノ洪水排出區域ニ於ケル警察制限

第二百八十四條 (1) 洪水ノ危險ヲ豫防スル爲縣知事又ハ數個ノ縣ニ關係アルトキハ州知事ハ一八八

三年七月三十日ノ普國行政法(法律集一九五頁)第一三七條及第一三九條ニ依リ且又郡及數郡ノ一部ニ對シテモ左ノ内容ヲ有スル警察命令ヲ發スルコトヲ得

甲 左ノ行爲ヲ爲スニハ部長ノ許可ヲ受クヘシ

一 洪水排出區域ニ於テ土地ヲ掘鑿シ竝沿岸地及必要アルトキハ其ノ後方地ヨリ粘土、岩石及其ノ他ノ物質ヲ採取スルコト

二 洪水ノ自由ニ疏通シ之ニ因リテ洗ヒ去ラルル虞アル土地ニ竹木ヲ栽植スルコト

乙 郡長ハ左ノ行爲ヲ禁止スルコトヲ得

一 土砂石木鑛滓其ノ他洪水ノ疏通ヲ妨クルニ足ル物件ヲ洪水排出區域ニ放置スルコト

二 洪水ノ疏通スヘキ土地竝第一種及第二種水流ノ沿岸地及必要アルトキハ其ノ後方地ヲ耕作、開墾、草刈、牧畜等ニ因リ弛緩セシムルコト

三 第一種及第二種水流ニ在リテハ損害ノ發生ヲ豫防スヘキ施設ヲ爲サシテ沿岸地ヲ木材其ノ他ノ物件ノ揚卸又ハ家畜ノ水飼ニ利用スルコト

丙 郡長ノ命令ニ依リ土地所有者ハ洪水排出區域内ニ在ル野生ノ灌木及喬木竝其ノ區域外ニ在ル凡テノ灌木喬木ニシテ水路ニ倒レ又ハ流水ニ依リテ洗ヒ去ラルル虞アルモノハ無償ニテ其ノ選擇ニ依リ自ラ之ヲ除却シ又ハ其ノ除却ヲ受忍スル義務ヲ負フ

- (2) 市部及警察行政カ郡長ノ監督ニ服セサル市ニアリテハ地方警察官廳郡長ニ代ル
- (3) 甲第一號及第二號乙第二號ノ場合ニハ土地ノ區域ハ警察命令ヲ以テ之ヲ定ム
- (4) 警察命令ニ於テハ百五十馬克以内ノ罰金ヲ課スルコトヲ得
- (5) 警察命令ノ發布前其ノ草案ハ六週間市町村及私領地ニ於テ閱覽ノ爲之ヲ公開スヘシ
- (6) 治水行政カ第一種水流ノ維持及改修ヲ爲スニ際シ竝堤防行政廳(第三〇九條)カ堤防組合ノ區域内ニ於テ其ノ職權ヲ行使スルニ際シテハ第一項ニ依リテ發セラレタル命令ノ規定ニ服スルコトナシ

第二節 水流ノ氾濫區域ノ防護

- 第二百八十五條 (1) 洪水ノ際危険ヲ生スル虞アル水流ニ對シテハ第二八六條ニ依リ氾濫區域ヲ確定スルコトヲ要ス但シ其ノ區域カ洪水ヲ自由ニ疏通セシムル爲築堤セラレス且本節ノ規定ニ服スヘキトキニ限ル
- (2) 前項ノ氾濫區域ニ於テハ許可ヲ得スシテ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 一 盛土及地上工作物(堤防、堰堤及其ノ他堤防類似ノ施設、建物牆壁其ノ他ノ建設物、煉瓦製造所圍障、樹木ノ植込ミ及之ニ類スル工作物)ノ新築又改築

二 堤防、堰堤及其ノ他堤防類似ノ施設ノ全部又ハ一部ノ除却

- (3) 緊急ノ場合ニ危険ノ繼續中施設スヘキ防禦手段ハ許可ヲ要セス 此ノ一時的施設ヲ尙存續セシムヘキトキハ危険除却ノ後許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二百八十六條 (1) 本節ノ規定ヲ適用スヘキ水流ハ州ノ區域ニ對シテハ其ノ管轄州知事ホーヘンツオルレン州ニ對シテハ縣知事ノ作製スル表ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

- (2) 前項ノ表ニ於テハ各水流ニ付第二八五條第二項及第三項ノ規定ヲ氾濫區域ノ全部及水流ノ全長ニ對シ又ハ氾濫區域若ハ水流ノ一部ニ對シテ適用スヘキヤ否ヤヲ定ムルコトヲ要ス 同表ニ於テハ第二八五條第二項ノ盛土及工作物中洪水ノ排出ニ影響スルコト少キ爲許可ヲ要セサル事項又ハ水利警察官廳カ取消ヲ留保シテ許可シ得ヘキ事項ヲ定ムルコトヲ得

- (3) 表ハ各水流ニ付必要ナル場合ニハ平面圖ヲ添付シテ之ヲ公開ス 其ノ他第五條及第六條ヲ適用ス但シ其ノ抄本ハ郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳ニ之ヲ備付ケ且之ニ通曉セシム

- (4) 本法施行ノ際一九〇五年八月十六日ノ洪水豫防法(法律集三四二頁)第一二條ニ依リ既ニ表ヲ作製シタルトキハ表ヲ新ニ作製スルコトヲ要セス

第二百八十七條 (1) 許可(第二八五條)ニ對シテハ第一種水流ニ在リテハ縣參事會其ノ他ニ在リテハ郡(市)參事會管轄權ヲ有ス

(2) 重要ナル場合ニハ許可官廳ハ決定前、水流改良工事官吏、水流維持義務者又ハ沿岸ノ維持若ハ改修ヲ目的トスル水利組合ノ理事其ノ他ノ關係者及組合堤防ノ堤外地ニ關スルトキハ堤防組合理事ノ意見、尙許可ノ申請ニ疑アルトキハ申請人ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス 許可官廳ハ期間ヲ指定シ期間經過ノ後ハ異議申立ヲ爲シ得サルヘキコトヲ豫告シテ異議ノ申立ヲ公示催告スルコトヲ要ス

(3) 催告ハ郡報ニ、許可官廳ノ裁量ニ依リ尙地方公布例又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ告示スルコトヲ要ス 市部ノミニ關係アルトキハ其ノ公布例ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第二百八十八條 (1) 許可ハ洪水防禦ヲ理由トスルニアラサレハ之ヲ拒否シ又ハ之ニ負擔ヲ命シ若ハ制限ヲ附スルコトヲ得ス

(2) 工作物ノ新築ニ對スル許可ハ其ノ洪水ノ排出ニ及ホス不利益カ申請人ノ費用ニ依ル他方ノ改良ニ依リテ相殺セラルヘキトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

(3) 改築スヘキ工作物ノ位置カ現在ノ工作物ノ位置ト同シク且其ノ排出ノ障礙從前ト異ラサルトキハ異議ノ申立アリ且補償ヲ爲シタルトキニ限り改築ノ許可ハ之ヲ拒否スルコトヲ得 補償ハ異議申立人之ヲ爲スコトヲ要ス 補償額ハ縣參事會之ヲ決定ス 此ノ決定ハ送達後三月以内ニ通常裁判所ニ出訴シテ之ヲ取消スコトヲ得

第二百八十九條 許可官廳ノ決定ニ對シテハ法定期間内ニ異議申立ヲ爲シタル者、又許可ヲ拒否セラレ又ハ許可ニ負擔若ハ制限ヲ附セラレタルトキハ申請人ハ四週間以内ニ農林大臣ニ訴願スルコトヲ得

第二百九十條 第二八五條ニ定ムル規定ノ施行ヲ確實ニスル爲ニ必要ナル命令ハ第一種水流ニ在リテハ縣知事、其ノ他ノ水流ニ在リテハ郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳之ヲ定ム

第三節 東海ノ海堤

第二百九十一條 (1) 東海ノ潮害ヲ防禦スヘキ堤防ハ縣參事會ノ許可ヲ受クルニアラサレハ新築、増築、改築及其ノ全部又ハ一部ノ除却ヲ爲スコトヲ得ス

(2) 本條ノ施行ニ必要ナル命令ハ縣知事之ヲ定ム

(3) 第二八五條第三項、第二八七條第二項第三項、第二八八條第一項及第二八九條ハ本條ノ堤防ニ之ヲ適用ス

第四節 洪水排出ノ障礙除却

第二百九十二條 (1) 洪水ノ危險ヲ豫防スル爲洪水排出ノ障礙トナルヘキ盛土及地上工作物(堤防、

堰堤及其ノ他堤防類似ノ施設、建物、塙壁其ノ他ノ建設物、煉瓦製造所、圍障、樹木ノ植込ミ及之ニ類スル工作物）ヲ全部又ハ一部除却スル必要アルトキハ一八七四年六月十一日ノ公用徵收法ニ依リ徵收權ヲ附與ス

(2) 徵收權ノ附與ハ縣參事會水利警察官廳ノ意見ヲ徵シタル後理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ決定ス 此ノ決定ハ二週間以内ニ土木大臣ニ訴願シテ之ヲ取消スコトヲ得 一八八三年七月三十日ノ普國行政法（法律集一九五頁）第一一七條ニ依ル會長ノ徵收權ノ附與ハ之ヲ許サス

(3) 徵收權カ國又ハ地方團體ニ附與セラレタルトキハ除却ニ因リテ利益ヲ受クル土地若ハ工作物ノ所有者竝組合（Verband）及公共團體ヨリ其ノ受クヘキ利益ニ應シ工事費ヲ徵收スルコトヲ得 此ノ分擔金ハ各被徵收者ニ對シ其ノ受クヘキ利益ノ限度ヲ超過スルコトヲ得ス 起業者ノ申請ニ依リ縣參事會ハ分擔金ノ額ヲ決定ス 此ノ決定ニ對シテハ二週間以内ニ水利審判所ニ訴願スルコトヲ得

第二百九十三條 第二三八條又ハ第二四五條第一項第四號ニ依リ洪水排出ノ障礙除却ノ爲設置セラレタル組合ニ、起業ノ爲之ニ因リテ組合ニ生スル利益又ハ其ノ給付能力ニ關係ナキ負擔カ生スルトキハ國及州組合ハ其ノ費用ノ支出ヲ分擔スヘシ 國ノ分擔金ハ州組合ノ分擔金ヲ下ルコトヲ得ス
ヘツセン・ナツサウ州ニ在リテハ縣組合、ホウヘンツオルレンニ州在リテハ市町村組合州組合ニ代

ル 本條ニ依リ國及州組合ニ對スル權利ハ設定セララルコトナシ

第五節 堤防組合

第二百九十四條 (1) 共同ノ危險ヲ避クル爲又ハ土地ノ耕作ヲ助長スル爲必要アルトキハ堤防及之ニ附屬スル保安、排水及灌溉用工作物ヲ共同シテ新築、増築及維持スル爲氾濫ニ覆ハルル土地ノ所有者ニ於テ其ノ過半數（第二九六條）カ其ノ設立ニ同意スルトキハ之ヲ設立スルコトヲ得 其ノ他ノ關係者殊ニ沿堤土地ノ所有者ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

(2) 共同ノ危險ヲ避クル爲ニハ關係者ノ同意ナキト雖堤防組合ハ之ヲ設立スルコトヲ得 此ノ場合ニハ豫メ水利顧問（第三六七條）ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

第二百九十五條 堤防組合ハ左ノ目的ノ爲ニハ特ニ之ヲ設立スヘシ

- 一 未タ堤防ノ設ケナキ低地ノ所有者ヲシテ第二九四條ニ掲クル工作物ヲ共同シテ新築及維持スル義務ヲ負擔セシムル爲
- 二 既ニ堤防ノ設ケアル低地ノ所有者ニ、從來個々ノ關係者ノミニテ施設及維持シタル工作物ヲ共同シテ改良及維持スル義務ヲ負擔セシムル爲
- 三 第二號ニ掲クル工作物及之ニ依リテ保護セラルル土地ノ所有者ヲ既存ノ堤防組合ニ加入セシム

ル爲

四 既存ノ堤防組合ノ工作物ヲ増築シテ堤防ノ設ケナキ土地ニ延長スル爲

第二百九十六條 (1) 堤防組合ノ設立ニ關スル表決ニ於テハ過半數ハ築堤スヘキ土地ノ面積並地租總額ニ依リ又土地カ凡テ分割手續ニ服シ特別ノ評價ヲ爲スヘキモノナルトキハ其ノ評價又ハ收入ニ依リ之ヲ計算ス

(2) 前條第三號及第四號ノ場合ニハ第一項ニ依リ既存ノ堤防組合ニ屬セサル土地ノ過半數ヲ得ル外新組合ノ設立ニ對シ既存堤防組合ノ同意シタルトキニアラサレハ第二九四條ニ所謂過半數ヲ占メタルモノト看做サス

第二百九十七條 堤防組合ノ設立手續ニ關シテハ水利組合ノ設立手續ニ關スル第二四八條乃至第二七三條ノ規定ヲ準用ス

第二百九十八條 (1) 堤防ノ保持、堤防ノ新築又ハ灌漑若ハ排水工作物ノ新設及増設ニ付共同ノ利害關係ヲ有スル數個ノ堤防組合ハ左ノ議決ヲ爲スコトヲ得

- 一 個々ノ組合ヲ解散シテ一個ノ堤防組合ニ合同スルコト
- 二 組合ヲ解散スルコトナク共同事業ヲ施行スル爲聯合堤防組合ヲ設立スルコト
- (2) 新堤防組合ノ法律關係ハ縣知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要スル組合規約ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ

要ス

(3) 關係堤防組合中新堤防組合ノ設立又ハ其ノ組合規約ニ同意セサルモノアルトキハ新堤防組合ハ賛成堤防組合ニ屬スル土地カ第二九六條第一項ニ定ムル標準ニ依リ反對堤防組合ニ屬スル土地ヲ超過スルトキニ限り第二九七條ニ依リ發布セラルヘキ組合規約ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得

(4) 組合規約ノ認可又ハ發布ト共ニ解散セル堤防組合ノ權利義務ハ新設堤防組合ニ移轉ス

第二百九十九條 (1) 堤防組合ニ理事ヲ置ク 理事ハ堤防長トシテ組合ヲ統理ス理事數名アルトキハ其ノ一人堤防長トナル

(2) 堤防長ノ選舉ハ監督官廳(第三〇二條)ノ認可ヲ要ス 其ノ認可ヲ拒否セラレタルトキ又ハ理事ハ其ノ構成員ノ選舉成立セサルトキハ監督官廳ハ第二一八條ノ職權ヲ行使スルコトヲ得

(3) 其ノ他ノ場合ニハ第二一二條第二項乃至第四項ヲ準用ス

第三百條 監督官廳ノ要求アルトキハ堤防組合ハ技術的業務ノ爲監督官廳ノ認可ヲ得タル技術的専門知識アル吏員ヲ置クコトヲ要ス 堤防組合カ此ノ義務負擔ニ應セサルトキ又ハ其ノ認可カ拒否セラレタルトキハ監督官廳ハ第二一八條ノ職權ヲ行使スルコトヲ得

第三百一條 (1) 堤防組合及其ノ構成員間ノ法律關係ハ本法ニ規定ナキトキハ組合規約ノ定ムルトコロニ據ル

(2) 組合規約ニ對シテハ第二一四條ヲ準用ス

第三百二條 (1) 堤防組合ハ國ノ監督ニ服ス

(2) 監督ハ共同ノ工作物ヲ適法ニ實施、維持及改築セシメ竝組合ノ事務ヲ法令及組合規約ニ從ヒテ執行セシムルニ止マル

(3) 監督ハ其ノ堤防カ全部又ハ一部第一種水流ノ堤防ナル堤防組合ニ在リテハ縣知事、第二次ニ州知事、其ノ他ノ堤防組合ニ在リテハ郡參事會ノ議長タル郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳、第二次ニ縣知事之ヲ行フ 堤防組合ノ住所地ヲ管轄スル官廳ヲ以テ主務官廳トス

(4) 堤防組合ノ區域内ニ下級堤防組合設立セラルルトキハ下級組合ノ監督ハ第一次ニ主タル堤防組合ノ堤防長之ヲ行フヘキコトヲ組合規約ニ定ムルコトヲ得 此ノ場合ニハ第三項ニ依リ主タル堤防組合ノ第一次及第二次ノ監督官廳ハ第二次及第三次ニ下級堤防組合ノ監督ヲ行フ本章ニ於テ監督官廳ニ對シ訴願ヲ爲スヘキトキハ訴願ハ第一次ニ主タル堤防組合ノ堤防長ニ之ヲ爲シ第二次ニ主タル堤防組合ノ第一次監督官廳ニ之ヲ爲スヘク又此ノ監督官廳ノ決定ニ對シ第三次ニ訴願セントスルトキハ主タル堤防組合ノ第二次監督官廳ニ之ヲ爲スヘシ

(5) 監督官廳ハ其ノ命令ヲ直接ニ執行スル權限ヲ有ス

第三百三條 (1) 堤防組合ハ土地ヲ讓渡シ又ハ負債額ヲ増加セサル場合ヲ除ク外債務ヲ負擔シ竝堤防

ニ水門ヲ新築スルニハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(2) 堤防長及堤防技術員ノ報酬ニ關スル議決ニモ亦監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

(3) 報酬カ判然不十分ナルトキハ監督官廳ハ之ヲ適當ニ決定スルコトヲ要ス 堤防組合ノ他ノ吏員ニ對スル報酬ニ付亦同シ

(4) 其ノ他ノ場合ニ對シ監督官廳ノ認可ヲ要スル事項ハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三百四條 (1) 堤防組合カ法令又ハ組合規約ニ依リ其ノ義務トシテ官廳ニ依リ其ノ權限内ニ於テ決定セラレタル事業及支出ヲ組合豫算ニ計上シ若ハ臨時ニ承認スルコトヲ怠リ又ハ拒否シタルトキハ監督官廳ハ理由ヲ示シテ之ヲ豫算ニ計算シ又ハ臨時支出ヲ爲シ及必要ナル分擔金ヲ徵收スルコトヲ得

(2) 前項ノ處分ニ對シテハ堤防組合ハ二週間以内ニ第二次監督官廳ニ訴願スルコトヲ得又其ノ裁決ニ對シテハ更ニ同一期間内ニ農林大臣ニ訴願スルコトヲ得

第三百五條 堤防長ハ堤防組合ノ機械的作業ノミニ從事スル組合吏員ニ對シテハ三十馬克以下ノ過料ニ依リ職務ノ履行ヲ強制スルコトヲ得 過料ハ堤防組合ノ收入トス

第三百六條 堤防組合ノ堤防其ノ他ノ工作物ヲ保護スル爲必要ナル警察命令ハ一八八三年七月三十日ノ普國行政法(法律集一九五頁)第一三七條及一三九條以下ニ依リ、縣知事カ第一次ニ第三〇二條

第四項ノ場合ニハ第二次ニ監督ヲ爲ス堤防組合ニ在リテハ其ノ土地ヲ管轄スル縣知事、其ノ他ニ在リテハ其ノ土地ヲ管轄スル郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳、而モ一郡又ハ數郡ニ對シテハ縣知事、一地方警察管區又ハ警察管區ニ對シテハ郡長之ヲ發ス 堤防組合ノ維持スル水流又ハ堤防行政廳ノ監督ニ服スル水流モ亦堤防組合ノ工作物ニ屬ス

第三百七條 (1) 堤防及第三〇六條ニ掲クル工作物ヲ保護スヘキ地方警察(地方堤防警察)ハ堤防長

之ヲ行フ、地方警察又ハ其ノ事務ノ一部ハ組合規約ヲ以テ之ヲ他ノ堤防理事ニ委任スルコトヲ得

(2) 縣參事會ハ抵抗力ヲ薄弱ナラシムル堤防ノ利用ヲ制限シ又ハ全ク之ヲ禁止スルコトヲ得 之ニ

因リテ權利ヲ侵害セラレタル者ハ維持義務者ニ對シ損害賠償ヲ請求スルコトヲ得

(3) 縣參事會ノ決定ニ對シテハ二週間以内ニ農林大臣ニ訴願スルコトヲ得

(4) 決定カ損害賠償ニ關スルトキハ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得 其ノ期間ハ制限又

ハ禁止ヲ命スル決定ノ效力ヲ生シタル時ヨリ之ヲ起算ス

(5) 縣參事會ノ決定ノ施行ニ必要ナル命令ハ縣知事之ヲ定ム

第三百八條 堤防長及地方堤防警察事務ノ委任ヲ受ケタル堤防理事ハ其ノ警察命令ヲ第二二七條第一

項ノ強制手段ニ依リテ執行スルコトヲ得 第二二七條第二項ハ之ヲ準用ス

(2) 強制手段ノ豫告確定及執行ヲ含ム堤防長又ハ其ノ他ノ堤防理事ノ警察處分ニ對シテハ二週間以

内ニ監督官廳ニ訴願シ且同一期間内ニ第二次監督官廳ニ更ニ訴願スルコトヲ得 訴願ハ裁決官廳ニ又ハ處分官廳ニ之ヲ提出スヘシ

(3) 強制手段ノ豫告ニ對スル上訴方法ハ其ノ命令カ既ニ特別ナル訴願ノ目的トナラサリシトキハ同時ニ其ノ強制手段ヲ執行スヘキ命令ニ及フ

第三百九條 (1) 堤防行政廳(堤防理事、堤防長)カ其ノ職權ヲ行使スル場合ニ組合員ニ對シ發スル命令ハ第二二七條第一項ノ強制手段ニ依リ之ヲ執行スルコトヲ得 第二二七條第二項ハ之ヲ準

用ス

(2) 堤防行政廳ノ命令及決定ハ本法ニ依リ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得サルトキ若ハ行政訴訟ヲ爲シ得サルトキ又ハ組合規約ヲ以テ仲裁裁判手續ノ規定セラレサルトキハ第三〇八條第二項及第三項ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得

第三百十條 (1) 堤防及之ニ附屬スル保安、排水及灌漑用工作物ノ築造及維持ニ必要ナル分擔金及

給付ハ組合規約ニ定ムル標準ニ依リ、土地カ公課ヲ免除セラレ又ハ特權ヲ附與セラルル場合ト

雖組合ニ屬スル凡テノ土地之ヲ支辨スルコトヲ得(堤防義務)賦課ノ標準ハ原則トシテ免カルヘキ損害及得ラルヘキ利益ノ程度ニ應スルコトヲ要ス但シ特別ノ理由アルトキハ他ノ標準ニ據ルコトヲ

得

- (2) 堤防義務ハ之ヲ免除スルコトヲ得ス
 - (3) 堤防義務ハ公法上ノ義務トス 第二二三條及第二二四條第一項第二文、同第二項ハ之ヲ準用ス
 - (4) 堤防義務ノ負擔又ハ其ノ程度ノ査定ニ關シテハ第二二六條第二項及第三項ヲ適用ス
- 第三百十一條 (1) 堤防組合ニ屬スル土地及堤外地ノ所有者ハ堤防組合ニ對シ堤防工作物ニ必要ナル土地ヲ補償ヲ得テ讓渡スヘキ義務ヲ負フ
- (2) 讓渡スヘキ土地ノ境界及面積、堤防組合カ不利益ナル效果ヲ豫防スル爲築造スヘキ保安工作物及給付スヘキ補償金額ハ堤防理事ノ決定ヲ以テ之ヲ確定ス讓渡スヘキ土地ノ所有權ハ土地ヲ讓渡スヘキ義務ヲ決定スル決定 (Bechtung) ノ效力發生ト同時ニ堤防組合ニ移轉ス
 - (3) 決定カ補償ニ關シ爲サレ其ノ決定カ組合規約ヲ以テ仲裁々判ニ移サレタルトキハ三月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得 其ノ期間ハ第二項第二文ニ定メタル時ヨリ之ヲ起算ス 堤外地ノ所有者カ補償ヲ請求シ得ヘキトキハ之ニ關スル決定ハ組合規約ヲ以テ之ヲ仲裁々判ニ移スコトヲ得ス
 - (4) 其ノ他ノ場合ニハ一八七四年六月十一日ノ公用徵收法(法律集二二二頁)第七條乃至第一四條、第一六條第一七條、第三三條、第三六條乃至第三九條及第四五條乃至第四九條ヲ準用ス
 - (5) 堤防ニ附屬スル排水及灌溉工作物ニハ第二二二條ヲ準用ス

第三百十二條

(1) 補償ヲ得ルトキハ堤防理事ノ命令ニ依リ

- 一 堤防組合所屬ノ土地及堤外地ノ所有者ハ堤防及之ニ附屬スル保安工作物ノ築造及維持ニ必要ナル野石、碎石、砂礫、芝生、粘土其ノ他ノ土壤ヲ其ノ所有スル農林業用地、原野及河沼ヨリ採取スルコトヲ許容スルコトヲ要ス
 - 二 堤外地ノ所有者ハ堤防及之ニ附屬スル保安、排水及灌溉工作物ノ築造及維持ニ必要ナル土地所有權ノ制限ヲ受忍スルコトヲ要ス
- (2) 第一項第二號ニ依リ堤外地ノ所有者ノ服スヘキ土地所有權ノ制限ハ組合規約ニ之ヲ詳細ニ定ムルコトヲ要ス 補償額ニ付爭アルトキハ縣參事會之ヲ決定ス 此ノ決定ハ其ノ送達後三月以内ニ通常裁判所ニ出訴シテ之ヲ取消スコトヲ得

第三百十三條 第三一一條第三一二條ノ場合ニ於テ既存堤防組合カ其ノ組合規約中ニ別段ノ規定ヲ有スルトキハ之ニ據ル

第三百十四條 堤防組合カ既存堤防ノ維持ヲ引受ケタルトキハ其ノ堤防ハ組合規約ノ許可又ハ發布ト共ニ堤防組合ノ所有ニ移ル 從來ノ所有者ノ利用權ノ存續スルコトハ組合規約ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三百十五條 (1) 堤防カ洪水ニ際シ危險ナルトキハ堤防警察官廳ノ命令ニ依リ危險區域内ノ住民、

及必要ノ場合ニハ其ノ附近ノ住民ハ無償ニテ救援ヲ爲シ且必要ナル工器具及運搬具ヲ現場へ運搬スルコトヲ要ス

(2) 堤防警察官廳ハ前項ノ場合ニ必要ナル處分ヲ直ニ強制手段ニ依リ執行スルコトヲ得 同廳ハ現場ニ存在スル危険ノ防禦ニ使用スヘキ一切ノ建築材料ノ交付ヲ要求スルコトヲ得 此等ノ材料ハ義務者間ノ公平ヲ保チ且損害ヲ賠償スルコトヲ留保シテ占有者ヨリ交付セシムルコトヲ要ス 堤防組合ハ損害ニ對シテ賠償ノ義務ヲ負フ 賠償額ニ付争アルトキハ縣參事會之ヲ決定ス 此ノ決定ハ其ノ送後達三月以内ニ通常裁判所ニ出訴シテ之ヲ取消スコトヲ得

第三百十六條 (1) 堤防組合カ其ノ組合員總會ニ於テ投票數ノ三分ノ二ノ多數ヲ以テ解散ヲ議決シタルトキハ縣知事ハ之ヲ解散セシムルコトヲ得

(2) 其ノ他堤防組合ノ解散及清算ニハ第二七九條乃至第二八二條ヲ準用ス
 第三百十七條 第二九四條乃至第三一六條ノ外第二〇八條、第二〇九條、第二一一條、第二一五條、第二一六條、第二二一條、第二二九條第一項、第二三〇條乃至第二三四條、第二三六條、第二三七條第二三九條乃至第二四四條第二七五條第一項第三項第二七六條及第二七七條ハ堤防組合ニ之ヲ準用ス

第三百十八條 (1) 本法施行ノ際既ニ存在セル堤防組合ニ對シテハ本法ニ依リテ設置シタル堤防組合

ニ適用スヘキ規定ヲ準用ス

(2) 第一項ニ依リ適用スヘキ規定カ組合規約ヲ以テ之ヲ變更シ得ヘキトキ又ハ之ヲ組合規約ニ委ネタルトキハ從來ノ組合規約ノ別段ノ規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第六節 堤防組合ニ屬セサル堤防

第三百十九條 (1) 多數所有者ノ土地ノ保護ニ供セラルル既存ノ堤防ニシテ堤防組合ニ屬セサルモノカ全部若ハ一部崩壞シ又ハ自然力若ハ他人ノ侵害ニ因リテ決潰シタルトキハ第一種水流ノ堤防及海堤ニ在リテハ縣參事會、其ノ他ノ堤防ニ在リテハ郡(市)參事會ハ關係者ノ申立ニ依リ、又其ノ堤防ノ保持懈怠ヨリ共同ノ危険ヲ生シタルトキハ申立ナキトキト雖其ノ決定ヲ以テ堤防維持義務者ニ對シ堤防ヲ從來保持シタル高サ及強サニ復舊スヘキ義務ヲ負ハシムルコトヲ得

(2) 前項ノ堤防ニ在リテハ同様ノ方法ニ於テ堤防維持義務者ニ對シ堤防ノ保持ヲ其ノ從來ノ範圍及狀態ニ保全スルニ必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ命スルコトヲ得

(3) 堤防ヲ維持スヘキ義務アル者不明ナルトキ又ハ争アルトキハ從來之ヲ維持シタル者ニ對シ又若シ其ノ者給付能力ナキトキハ官廳ノ裁量ニ依リ堤防ノ保護ヲ受クルト認ムル土地ノ所有者ニ對シ假ニ其ノ處置(Licencing)ヲ命スルコトヲ得 堤防維持義務者給付能力ナキトキ亦同シ 事情急迫

ヲ要シ迅速ニ土地所有者ヨリ徴收シ得サルトキハ堤防所在ノ市町村(私領地)ハ必要ニ應シ堤防ノ維持及改築ニ要スル費用ノ立替ヲ爲スコトヲ要ス 數個ノ市町村(私領地)ニ關係アルトキハ立替フヘキ費用ハ此等ノ者ニ割當ツルコトヲ要ス

(4) 縣(郡、市)參事會ノ決定ニ對シテハ二週間以内ニ農林大臣ニ訴願スルコトヲ得

(5) 縣參事會ノ決定ニ在リテハ縣知事、郡(市)參事會ノ決定ニ在リテハ郡長(地方警察官廳)其ノ施行ニ必要ナル命令ヲ定ム

(6) 第一項乃至第三項ニ依リ堤防ノ維持又ハ改築ニ必要ナル分擔金及給付ハ公ノ負擔トス

第三百二十條 堤防ノ維持又ハ改築ヲ假ニ命セラレタル者(第三一九條第三項)ハ其ノ分擔金ノ償還及其ノ給付ニ對スル報酬ノ請求權ヲ通常裁判所ニ訴ヘテ維持義務者ニ對シ主張スルコトヲ得

第三百二十一條 (1) 堤防築造ノ負擔カ假ニ定メラレタルトキハ將來ノ給付ヲ定ムル爲堤防組合ノ設置ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ承認又ハ裁判ニ依リ給付能力アル堤防維持義務者カ確定シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(2) 關係者カ堤防組合ノ設置ヲ拒ミタルトキ及其ノ設置カ共同ノ危險ヲ避クル爲必要ナキトキハ爾後堤防ノ保持ハ最早ヤ之ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百二十二條 第三〇七條第二項乃至第五項ハ堤防組合ニ屬セサル堤防ニ之ヲ準用ス

第七節 ハンノーフェル州及シユレスウイヒ・ホルス

タイン州ニ對スル特則

第三百二十三條 (1) 本章第二節、第五節及第六節ノ規定ハ左ノ地方ニハ之ヲ適用セス

一 シエレスキツヒ・ホルスタインノ沼澤地方但シ一八〇〇年一月二九日ノ特許及一八〇三年四月六日ノ一般堤防條例ノ施行セラルルトキニ限ル

二 一七四三年七月二九日ノ堤防命令ノ適用セラルルプレーメン及フェルデン公領但シ第二節ノ規定ハヴエーゼル河及アルラア河ニ於ルヘメリングル堰堤ノ上流地方ニ對シ之ヲ適用ス

三 ハアデルン州 (Land)

四 オストフリースランド侯領及バーベンブルヒ市ノアレンベルヒメツベン公領ニ屬スル區域 (Beirik)

(2) 第五節及第六節ノ規定ハ左ノ地方ニ之ヲ適用セス

一 リウネベルヒ侯領及ハンノーフェル州ニ屬スルラウエンベルヒ領地方但シ一八六二年四月十五日ノリウネベルヒ堤防及水門命令ノ適用セラルルトキニ限ル

二 ホヤ伯領及デイホルツ伯領但シ一八六四年一月二二日ノ堤防及灌溉命令ノ適用セラレ又ハ第

二次ニ適用セラルルトキニ限ル

第三百二十四條 第三二二條ニ掲クル地方ニ於テハ第三二五條乃至第三二九條ヲ留保シテ同地方ノ現行堤防及水門制度關係法令及法律上拘束力アル慣例ニ依リテ定マリタル堤防及水門法の規定ハ存續ス但シ堤防組合内ニ於テ持分築堤 (Kabeldeichung) ヲ共同築堤 (Kommuniondeichung) ニ移スロトハ全堤防竝個々ノ堤防又ハ其ノ一部ニ付テモ將來常ニ組合代表ノ多數決ヲ以テ之ヲ議決スルコトヲ得

第三百二十五條 (1) 堤防組合及水門組合ノ組織法 (Verfassung) ハ組合ノ同意ヲ得テ又異議アルトキハ水利顧問ノ同意ヲ得テ農林大臣ノ發布スヘキ組合規約ヲ以テ之ヲ新ニ規定シ又ハ決定スルコトヲ得

(2) 前項ノ規定カ爲サレタルトキハ國家官廳ノ組合事務ニ干與スルコトハ之ヲ上級監督ニ止メ且組合事務ノ直接監督及指揮ハ組合自體ノ吏員又ハ代表者ニ之ヲ委スヘシ

(3) 堤防組合ノ同意ヲ得テ農林大臣ノ發布スヘキ組合規約ヲ以テ、第三二四條ニ依リ存續スル堤防及水門法の規定ニ代ヘ之ニ相應スル本法ノ規定ヲ組合區域ニ適用スヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得

(4) 通常ノ堤防負擔カ持分經濟ノ原則ニ依リテ負擔セラルルトキハ共同築堤、又一七四三年七月二十九日ノブレーメン堤防命令ニ從ヒ組合負擔ノ支辨カ慣例ニ依リテ定メララルルトキハ第三一〇條ニ

依ル支辨ハ組合ノ同意ナキト雖之ヲ第一項ノ新規定ニ挿入スルコトヲ得

(5) ブレーメン堤防命令第四章 (Kapital) 第一二條ノ規定ハ之ヲ廢止ス但シ沼澤地ニ對シ通常ノ堤防負擔ヲ免除スルモノニ限ル

第三百二十六條 (1) 堤防ノ保持、堤防ノ新築又ハ保安、排水若ハ灌溉用工作物ノ設置、擴張又ハ維持ニ付共同ノ利益ヲ有スル數個ノ堤防組合ハ各組合ヲ解散シ又ハ解散セスシテ共同堤防組合ニ合同スルコトヲ議決スルコトヲ得但シ之ニ因リテ適當ナル監督ヲ爲シ得ヘキトキニ限ル 第二九八條第二項乃至第四項ハ之ヲ適用ス

(2) 前項ノ規定ノ全部又ハ主トシテ同一堤防組合ノ地域ニ屬スル水門組合 (Wasserlösungsverband) ニ之ヲ適用ス但シ水利經濟上ノ關係ニ於テ共通ノ利益ヲ有シ而モ同一堤防組合ニ屬セサル組合ハ此ノ限ニ在ラス

(3) 第三二五條第三項ノ規定ハ之ヲ適用ス

第三百二十七條 堤防及水門義務ノ免除ハ現在ノ分擔基礎又ハ現行ノ負擔割當法ニ基カサルトキハ之ヲ行ハス

第三百二十八條 新堤防組合ノ設立ニ關スル規定又ハ築堤地及堤外地ノ所有者カ堤防目的 (Deichzweck) ノ爲其ノ土地ヲ讓渡シ若ハ其ノ一時ノ利用ヲ許容スヘキ義務ニ關スル法律上ノ規定及法律上

拘束力アル慣例存セサルトキハ之ニ關スル本章第五節ノ規定ヲ適用ス

第三百二十九條 (1) 第三二三條ニ掲クル地方ニ於テ地方警察權カ堤防長若ハ水門長又ハ其ノ他ノ堤防若ハ水門行政廳ノ構成員ニ屬スルトキハ其ノ警察權ハ堤防若ハ水門組合ノ維持スヘキ水流又ハ堤防若ハ水門行政廳ノ監督ニ服スヘキ水流ニモ及フ

(2) 堤防及第三〇六條ニ掲クル堤防組合及水門組合ノ工作物ノ保護ノ爲ニ爲シタル警察處分ノ執行及取消ニハ第三〇八條ヲ適用ス

第五章 強制權

第三百三十條 土地ノ所有者ハ水流以外ノ地表ヲ流ルル水ヲ自己ノ所有地ニ於ケル工作物ニ依リテ排除シ得サルトキ又ハ之ヲ排除スルニ不相當ノ費用ヲ要スルトキハ之ヨリ低キ土地ノ所有者ニ對シ無償ニテ之ヲ收去 (Aufnahme) スルコトヲ請求スルコトヲ得 但シ低地所有者ハ其ノ水ヲ更ニ排除シ得サルトキ又ハ之レカ爲ニ巨費ヲ要スルトキハ高地所有者ノ利益カ低地所有者ノ損害ヲ著シク超過シ且補償ヲ得タルトキニ限り之ヲ收去スル義務ヲ負フ

第三百三十一條 (1) 土地ノ排水、餘水ノ排除又ハ動力機關ノ尙良キ利用ヲ目的トスル起業ノ爲ニ起業者ハ水流ノ所有者竝起業ノ實施ニ必要ナル土地ノ所有者ニ對シ他ニ適當ナル方法ナキカ又ハ巨

額ノ費用ヲ費スニアラサレハ之ヲ實施スルコト能ハス且之ヨリ生スル利益カ被害者ノ損害ヲ著シク超過スルトキハ補償ヲ供シテ水ノ疏通ヲ尙便ナラシムル水流ノ變更 (浚渫 *Vertiefung*、河幅擴大、掘鑿 *Durchstich*、轉位) ヲ受忍スルコトヲ請求スルコトヲ得

(2) 起業カ單ニ水流ノ自然ノ疏水路トスル土地ノ通常排水ヲ目的トスルトキハ起業者ハ第一項ニ依リ自己ニ歸屬スル權利カ確認セラルルト同時ニ權利ヲ確認セラレタル部分 (*Strecke*) ニ於テ水面ヲ低下セシメ又ハ水流ニ注水シテ之ヲ高ムル權利ヲ取得ス但シ之カ爲ニ地下水位ノ變更以外ノ損害ヲ生セシムルコトヲ得ス 單ニ地下水位ノ變更ニ因リテ生シタル損害ニ對シテハ起業者ハ補償ヲ爲スコトヲ要セス

第三百三十二條 (1) 第三三一條第一項ノ條件ヲ具備スルトキハ起業者ハ土地ノ灌溉排水又ハ家事用若ハ工業用ニ供スル給水又ハ餘水ノ排除ヲ目的トスル起業ノ爲ニ必要ナル土地ノ所有者ニ對シ相當ノ補償ヲ供シテ水ノ地上又ハ地下ノ貫流及其ノ導水渠ノ維持ヲ受忍スヘキコトヲ請求スルコトヲ得 此ノ規定ハ之ヲ水流所有者ニモ適用ス

(2) 不潔ノ水ノ貫流ハ土地所有者ニ損害又ハ迷惑 (*Belästigung*) ヲ及ホス處アルトキハ水ノ滲透セサル密閉等水管ニ依ルニアラサレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

(3) 第一項ニ基ク請求ハ其ノ起業カ著シク公益ヲ害スル處アルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得

第三百三十三條 (1) 沿岸地ノ所有者又ハ利用權者ハ自己ノ家事及家業(第二五條第四項)用ニ供スル爲自然水流ノ所有者ニ對シ階段、橋梁、艇庫、洗濯場、繫航杭又ハ之ニ類スル簡單ナル工作物ヲ施設スルコトヲ補償ヲ得テ受忍スルコトヲ請求スルコトヲ得 單ニ家事用及家業用ニ供スルニアラサルトキト雖第四六條ニ依リ特許ニ關スル規定ノ適用ナキ限リ水浴場及物揚場等ノ設置ニ付亦同シ 此等ノ工作物ヲ如何ナル狀態ニ持續スルモ公益ニ反スルトキ特ニ水ノ疏通ノ保持、確定計畫書ニ基ク水流ノ改良工事(第一六三條)及第一種水流ニ在リテハ船行ノ爲ノ規定ト相容レサルトキハ其ノ工作物ハ水利警察官廳ノ發議(Antrag)ニ依リ無償ニテ相當期間内ニ之ヲ除却又ハ變更スルコトヲ要ス

(2) 第一項ノ規定ハ第二五條第三項ニ掲クル水流ニ對シテハ之ヲ適用セス

第三百三十四條 沿岸地ノ所有者又ハ利用權者ハ特許セラレタル權利ニ基キ堰水工作物ヲ設ケムトスルトキハ對岸地ノ所有者ニ補償ヲ供シテ其ノ沿岸地ニ堰堤ノ附着ヲ受忍スルコトヲ請求スルコトヲ得

第三百三十五條 第三三〇條乃至第三三二條及第三三四條ハ之ヲ建物ニ適用セス又第三三二條ヲ除キ公園ニ竝邸宅及庭園ニ之ヲ適用セス 此等ノ土地ニ在リテハ第三三二條ニ定ムル義務負擔ハ水ノ滲透セサル密閉導水管ニ付テノミ存在ス

第三百三十六條 (1) 第三三一條、第三三二條、第三三四條及第三三五條ノ場合ニハ土地所有者ハ起業カ利用權ニ代ヘ其ノ工作物ニ必要ナル土地ノ所有權ヲ補償ヲ爲シテ取得スルコトヲ請求スルコトヲ得

(2) 土地ノ殘部カ從來ノ規定ニ依リテ最早ヤ適當ニ利用シ得サルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ土地ノ引受ヲ請求スルコトヲ得

第三百三十七條 第三三一條、第三三二條及第三三四條ノ場合ニ於ル損害ノ算定ニハ被害者ノ受クヘキ凡テノ利益ヲ參酌スルコトヲ要ス

第三百三十八條 堰水權ハ土地耕作又ハ舟行上ノ重大ナル利益ノ爲申請ニ依リ補償ヲ供シテ之ヲ剝奪又ハ制限スルコトヲ得 特許セラレタル權利ニ對シテハ第八四條ハ仍其ノ效力ヲ有ス

第三百三十九條 (1) 土地ノ排水工作物又ハ餘水排除ノ工作物ノ起業者ハ他人カ他ノ方法ニ依リテハ適當ニ土地ノ排水又ハ餘水排除ヲ爲シ得サルカ又ハ之ヲ爲スニ巨額ノ費用ヲ要シ又起業者ノ爲ニ共同使用ニ因リ其ノ工作物ノ利用又ハ經營カ著シク害セラルルコトナク且他人カ工作物ノ施設費及維持費ノ相當部分ヲ引受ケ又起業者ニ對シ共同使用ニ因リ常ニ生スヘキ利益ヲ賠償シ且起業者ノ請求ニ依リ相當ノ擔保ヲ供スルトキハ其ノ工作物ノ使用ヲ他人ニ許容スヘキ義務ヲ負フ 工作物ヲ適當ニ變更シタル場合ニノミ共同使用ヲ爲シ得ルトキハ起業者ハ其ノ選擇ニ從ヒ自ラ之ヲ變

更シ又ハ變更セラルルコトヲ受忍スル義務ヲ負フ 此ノ變更ハ費用ハ共同使用希望者ノミニテ之ヲ負擔スルコトヲ要ス

(2) 灌溉工作物ノ起業者モ亦其ノ工作物ノ設置ノ爲請求シタル土地ノ所有者ノ爲ニノミ第一項ニ掲クル義務ヲ負フ

(3) 第一項第二項ノ規定ハ水利組合又ハ堤防組合ノ設置シタル工作物ニ對シテハ之ヲ適用セス

第三百四十條 (1) 第三三〇條乃至第三三九條ニ基ク補償請求及關係者ノ引受クヘキ給付ニ關シテハ

第三三〇條ノ場合ニハ市(郡) 參事會其ノ他ノ場合ニハ縣參事會之ヲ決定ス 縣參事會ハ又第三

三三條ニ依ル工作物ノ除却ニ付決定ス 其ノ決定前關係者ニ對シ、殊ニ關係土地所有者ニ對シ第

三三六條ニ基ク權利ヲ行使スルヤ否ヤニ付其ノ意見ヲ徵スルコトヲ要ス

(2) 郡(市) 參事會ノ決定ニ對シテハ補償ニ關係ナキ限り申請人及其ノ他ノ關係者ハ二週間以内ニ訴願スルコトヲ得 訴願ニ關シテハ縣參事會終局的ニ決定ス

(3) 其ノ他ノ場合ニハ第七六條ヲ適用ス

(4) 補償額並其ノ支拂及供託ニ關シテハ第四五條ノ外公用徵收ノ規定ヲ準用ス

(5) 第四六條第三項、第四七條、第四九條第一項第三項第四項、第五一條第二項、第五九條、第六三條、第六四條第二項、第六五條第一項第二項、第六九條、第七〇條第三項、第七一條、第七四

條、第七五條、第七七條第一項乃至第三項、第七八條及第八一條ハ之ヲ準用ス第三三一條及第三三二條ノ場合ニハ第六二條ヲ準用ス

(6) 所有權取得ノ請求(第三三六條)ハ土地所有者ニ對シ縣(郡、市) 參事會ノ決定カ告示セラレタルトキハ最早ヤ之ヲ爲スコトヲ得ス

(7) 第三三〇條乃至第三三五條ニ依リ利用權ヲ確認スル決定ニ確定力ヲ生スルト共ニ利用權發生ス此ノ利用權ハ土地登記簿ノ公信力ニ對シ效力ヲ維持スル爲ニハ之ヲ登記スルコトヲ要セス 但シ決定官廳ハ土地登記簿官廳ニ遲滞ナク登記ヲ請求スルコトヲ要ス 此ノ規定ハ第三三八條第三三九條ノ場合ニ之ヲ準用ス 第三三一條乃至第三三三條ノ場合ニ於テ之ニ依リテ確認セラレタル水流ニ關スル權利ニ對シテハ第一八五條第二項ヲ準用ス

第三百四十一條 (1) 第三四〇條第一項ノ決定ナキ補償ノ請求ハ被害者ニ於テ郡(市) 參事會又ハ縣參事會ノ決定前適當ノ時期ニ不利ナル效果ヲ豫見セス又ハ豫見スヘカラサリシトキハ期間ヲ失シタルトキト雖之ヲ主張スルコトヲ得 第八二條第一項第四文及第二項ハ之ヲ準用ス

(2) 此ノ請求ニ關シテハ第三三〇條ノ場合ニハ郡(市) 參事會其ノ他ノ場合ニハ縣參事會決定權ヲ有ス 第三四〇條第一項第三文第三項及第四項ハ之ヲ準用ス

第六章 水利警察官廳

第三百四十二條 (1) 水利警察官廳ハ

- 一 第一種水流ニ對シテハ縣知事トシ
- 二 第二種水流及水流ニ屬セサル水ニ對シテハ郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳トス、警察行政カ郡長ノ監督ニ服セサル市ニ在リテハ市部ニ於ケルト同シ
- 三 第三種水流ニ對シテハ地方警察官廳トス

(2) 貯水池(第一〇六條)ニ在リテハ之ヲ監督スル縣知事ヲ以テ水利警察官廳トス

第三百四十三條 (1) 主務大臣ハ水利警察ノ任務ヲ左ノ者ニ委任スルコトヲ得

- 一 第一種水流ニ對シテハ其ノ關係河川區域ヲ管轄スル州知事又ハ縣知事ニ
- 二 數郡ニ渉ル水利組合ニ依リ維持セラルル第二種水流ニ對シテハ其ノ組合ヲ監督スル郡長、市部ニ在リテハ地方警察官廳ニ、其ノ他ノ關係郡ニ對シテモ亦同シ

(2) 水利警察官廳ハ第一種水流ニ於ケル地方的水利警察事務ヲ地方土木官吏、郡長及下級警察官廳ニ委任ニスルコトヲ得 此ノ場合ニハ地方土木官吏、郡長又ハ下級警察官廳ノ處分ニ對スル上訴並其ノ處分ヲ執行スル強制手段ニ對シテハ水利警察官廳ニ於テ直接ニ處分ヲ爲シタル場合ト同一

規定ヲ適用ス

(3) 水利警察ノ任務又ハ地方的水利警察事務ノ委任ハ關係縣ノ官報並郡報及其ノ他ノ適當ナル方法ニテ之ヲ告示スルコトヲ要ス

第三百四十四條 第三種水流ニ對シテハ州知事ハ郡部(Landkreis)ニ於ル水利警察ノ任務ヲ一般的ニ又ハ個々ノ場合ニ郡長ニ委任スルコトヲ得 一般的委任アリタルトキハ其ノ他ノ公布例及郡報ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第三百四十五條 (1) 第三四三條第一項第二號ニ依リ他縣ニ屬スル郡ニ於ル水利警察ノ任務カ郡長又ハ地方警察官廳ニ委任セラレタルトキハ其ノ郡長又ハ地方警察官廳ノ上位ニ在ル縣知事ハ他縣ニ在ル水流ノ部分ニ對シテモ亦其ノ任務ニ關シ監督ヲ行フ

(2) 第三四三條第二項ノ場合ニハ水利警察ノ任務ヲ有スル縣知事又ハ州知事ハ地方土木官吏、郡長及下級警察官廳ニ對シ監督ヲ爲ス

第三百四十六條 州知事ハ本法ニ從ヒ其ノ公權力ヲ行使スルニ當リ發シタル職權上正當ナル命令ヲ縣知事ノ有スル強制手段ニ依リ執行セシムルコトヲ得

第三百四十七條 (1) 州知事ノ水利警察處分ニ對シテハ二週間以内ニ訴願ヲ爲シ又ハ一八八三年七月三十日ノ普國行政法(法律集一九五頁)第一二七條第三項及第四項ニ依リ高等行政裁判所(Ober-

Verwaltungsgericht)ニ訴訟ヲ提起スルコトヲ得 訴訟ニ關シテハ公ノ舟行ノ爲ニスル水流ノ利用ニ關スルトキハ商工大臣其ノ他ノ場合ニハ土木大臣之ヲ裁決ス

(2) 其ノ他ノ場合ニハ水利警察處分ニ對スル上訴ハ警察處分ノ取消ニ關スル一般規定ニ從フ

(3) 第三四五條ニ依リ監督權カ他ノ行政區劃ノ知事ニ屬スルトキハ其ノ知事ハ訴訟ニ於テモ亦其ノ土地ヲ管轄スル縣知事ニ代ル 普國行政法第一二八條第一項乃至第六項ニ依ル訴ニ對シテハ監督權ヲ有スル縣知事ノ任地(Amtsitz)ノ縣參事會之ヲ管轄ス

第三百四十八條 (1) 水利警察上ノ警察命令ハ第二八四條、第三〇六條及第三五五條ノ場合ヲ除キ水利警察官廳其ノ管轄スル水利警察管區ニ對シテ之ヲ發スル權限ヲ有ス

(2) 此ノ管區ヲ越エテ同一州内ノ數個ノ地方警察管區、郡又ハ縣ニ涉リ警察命令ヲ發スヘキトキハ其ノ土地ヲ管轄スル郡長、縣知事又ハ州知事之ヲ發スルコトヲ要ス

(3) 警察命令違反ニ對スル刑罰ノ豫告、警察命令ノ形式其ノ他ノ要件竝其ノ施行ハ警察官廳ノ一般的ニ有スル警察命令發布權ニ基キ警察命令ヲ發スル場合ニ適用セラルル規定ニ依リテ之ヲ定ム

警察命令ヲ無効トスル權限ニ關シテハ尙一八八三年七月三十日ノ普國行政法(法律集一九五頁)第一四五條ノ規定ニ據ル但シ第一種水流ニ在リテハ此ノ權限ハ商工大臣及土木大臣ニ屬ス

(4) 水利警察ノ任務カ第三四三條第一項ニ依リ一般行政區劃ヲ越エテ或ル官廳ニ委任セラレタルト

キハ警察命令ノ發布ニ必要ナル認可(Zustimmung)ハ其ノ警察命令ノ行ハルヘキ管區ニ對シ土地ノ管轄權ヲ有スル官廳之ヲ與フ(aussprechen) 其ノ官廳數個アルトキハ水利警察官廳所在地ノ官廳之ヲ與フルコトヲ要ス

第三百四十九條 カイゼル・ウイヘルム運河及エルベ河隣接地ニ對シテハ主務大臣ハ縣知事ノ水利警察權ヲ該運河管理ノ爲ニ任命セラレタル帝國官署ノ長官ニ委任シ、水利警察ノ任務ニ付第三四三條第二項及第三四八條ノ規定ニ異ル定ヲ爲シ及運河警察官廳ノ管轄區域ヲ定ムルコトヲ得 運河警察官廳ノ處分(Maßnahme)ニ付テハ縣知事ノ強制權ニ關スル規定及縣知事ノ水利警察處分ニ對スル上訴ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百五十條 水利警察官廳ノ警察管區ヲ越エテ數州ニ涉ル警察命令ノ發布ニ對シテハ第一種水流ニ在リテハ商工大臣及土木大臣、第二種及第三種水流ニ在リテハ農林大臣其ノ權限ヲ有ス

第三百五十一條 第三四二條第一項第一號、第三四三條第一項第一號第二項及第三四八條乃至第三五〇條ノ規定ニ所謂第一種水流ニハ之ト連絡スル内陸港(Binnenschiffahrtschäfen)竝連絡水路(Verbindungsstrecken)ヲ含ム

第三百五十二條 一般法第二部第一七章第一〇條及其ノ他同法ト共ニ猶効力アル法律ノ規定ニ基キテ水利警察官廳ニ屬スル權限ハ本法ノ規定ニ依リテ變更セラルルコトナシ

第三百五十三條 水利警察官廳ノ評議員 (Beater) トシテ技術的専門知識アル官吏ヲ任命ス 其ノ詳細ナル規定ハ施行規則ヲ以テ之ヲ定ム

第三百五十四條 流水、氾濫、建設物ノ崩壊又ハ其ノ他ノ非常事變ノ爲水ノ危険ヲ生シ之ヲ除却スル一時的豫防ノ必要アルトキハ凡テノ隣接市町村 (私領地) ハ自己ニ危険ナキ場合ト雖甚シキ損失ナクシテ爲シ得ル限り水利警察官廳又ハ地方警察官廳ノ命令ニ應シ夫役ヲ供シ竝工作材料ノ供給及車馬ノ差出ニ依リ必要ナル救援ヲ爲スコトヲ要ス

第三百五十五條 (1) 水防義務 (Geordneter Wasserwehrdienst) ハ地方條例ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得 水防義務カ地方條例ヲ以テ規定セラレサルトキハ水ノ危険ニ際シ救援ヲ爲シ殊ニ義務水防 (Nichtwasserwehr) ニ参加スヘキ住民ノ義務負擔ニ關シ、之ト關聯スル夫役ニ關シ、車馬ノ差出及工作材料ノ供給ニ關シ、竝隣接市町村ノ水ノ危険ニ際シ救援ヲ爲スヘキ義務負擔ニ關シテ警察命令ヲ發布スルコトヲ得

(2) 前項ノ警察命令ハ一八八三年七月三十日ノ普國行政法 (法律集一九五頁) 第一四三條ニ所謂保安警察ノ領域ニ屬セス 此ノ警察命令ハ地方條例ヲ以テ水防義務ノ規定セラレタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

(3) 地方條例ハ一八九三年七月十四日ノ地方税法 (法律集一五二頁) ノ規定ニ依リテ拘束セラルル

コトナシ

第七章 水利検査官 (Schauämter)

第三百五十六條 (1) 第二種及第三種水流ニ對シテハ水利検査官ハ警察命令 (検査規則) ニ依リ之ヲ組織ス

(2) 水利検査官ハ郡部 (Landkreis) 又ハ市部 (Stadtkreis) ノ範圍ニ對シ又ハ數郡ノ一部ニ對シテモ之ヲ組織スルコトヲ得

(3) 第一二五條ニ依リ州組合 (縣組合、市町村組合) ニ其ノ維持ヲ委任セラレタル水流竝堤防組合ニ依リテ維持セラレ又ハ堤防行政廳ノ監督ニ服スル水流ニハ本條ヲ適用セス

第三百五十七條 水利検査官ハ其ノ受持區域ノ水流ヲ必要ニ應シ時々検査シテ水流及其ノ沿岸ノ適法ニ維持セラルルヤ否ヤ又ハ許可ヲ得シテ水流ヲ不潔ナラシムル者ナキヤ否ヤヲ確ムルコトヲ要ス 缺陷ヲ發見シタルトキハ之ヲ水利警察官廳ニ通知スルコトヲ要ス

第三百五十八條 (1) 水利検査官又ハ其ノ長官ハ水流及其ノ沿岸ノ爲第一一四條第一一九條及第一二〇條ニ從ヒ施行セラルル工事ノ方法、程度及其ノ施行ノ時ヲ水利警察官廳ニ代リ警察處分ヲ以テ確定スル權限ヲ検査規則ヲ以テ委任セラルルコトヲ得 (第一三三條第二項第一文) 水利検査官ノ

爲シタル處分ノ執行ハ其ノ長官ノ義務トス

(2) 水利検査官又ハ其ノ長官ノ警察處分ニ對スル上訴竝其ノ處分ヲ執行スル強制手段ニ對シテハ處分カ第三四二條乃至第三四四條ニ從ヒ其ノ水流ノ管轄水利警察官廳ニ依リテ爲サレタルトキト同一ノ規定ヲ適用ス 検査規則カ同時ニ第二種及第三種水流ニ關スルトキハ第三種水流ニ在リテモ亦其ノ關係アル第二種水流ニ於テ警察處分ニ對シテ適用シタル規定ヲ適用スルコトヲ要ス

(3) 第一項ノ場合ニハ水利検査官又ハ其ノ長官ハ維持規則(第一三三條第二項第二文)ニ定ムル刑罰ヲ一八八三年四月二三日ノ法律ニ從ヒ水利警察官廳ニ代リ警察即決處分ヲ以テ確定スル權限ヲ有ス

第三百五十九條 第三五七條ノ外水利検査官ニハ検査規則ヲ以テ水流ノ利用ノ監督ヲモ委任スルコトヲ得 水利検査官ハ其ノ監視(Wahrnehmung)ノ結果ヲ水利警察官廳ニ通知スルコトヲ要ス

第三百六十條 水利検査官ハ其ノ所管水流ニ關シ水利經濟上ノ意見ヲ具申スル權能ヲ有シ且行政官廳ノ請求アルトキハ之ヲ爲ス義務ヲ負フ

第三百六十一條 水利検査官ノ組織ハ検査規則ヲ以テ水利検査官ノ所管水流ノ維持又ハ利用ニ付利害關係ヲ有スル出來得ル限リ凡テノ營利集團及公共組合カ代表セラルル如ク之ヲ定ムルコトヲ要ス之ニ依リ水利検査官ノ構成員及其ノ代理人カ選舉ニ依リ任命セラルヘキトキハ郡會(市會)ハ六年

ノ任期ヲ以テ之ヲ選任スルコトヲ要ス 水利警察ノ關係管理者モ亦水利検査官ノ構成員トシテ任命セラルルコトヲ得 其ノ中ノ一人ヲ長官トスルコトヲ得

第三百六十二條 水利検査官ハ検査規則ニ別段ノ定ナキトキハ多數決ヲ以テ決定ヲ爲ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第三百六十三條 水利検査官ハ少クトモ其ノ構成員三人ノ出席ナキトキハ決定ヲ爲スコトヲ得ス 検査規則ハ此ノ決定能力ニ付更ニ多數ノ出席者ヲ必要トスルコトヲ定ムルコトヲ得

第三百六十四條 (1) 水利検査官ノ費用ハ各郡ニ對シテハ郡組合(Kreis Kommunalverband) 市部(Stadtkreis) ニアツテハ市(Stadtgemeinde) 之ヲ負擔ス

(2) 選任セラレタル水利検査官ノ構成員ニハ郡會(市會)ノ議決ヲ以テ其ノ水利検査官カ検査及評議ニ關スルコトニ對シ補償ヲ給スルコトヲ得

(3) 水利検査官ノ検査及評議ニ技術官ノ關係シタル費用ハ國之ヲ負擔ス

〔譯註〕 Stadt Gemeinde ist eine Geschichtlich als Stadt bestehende Gemeinde;

第三百六十五條 水利組合カ水流ノ維持ヲ負擔スルトキハ水利検査官カ第二三七條ニ規定スル組合工作物ノ検査ヲ同條ニ定ムル水利検査委員會ニ代リテ爲スヘキコトヲ検査規則ヲ以テ定ムルコトヲ得 此ノ場合ニハ組合ノ理事ハ水利検査官ニ於テ之ヲ代理スルコトヲ要ス

第三百六十六條 水利警察官廳及水利検査官並其ノ委任狀ヲ有スル受任者ハ水流ヲ検査シ殊ニ之ヲ通航シ及其ノ沿岸ニ立入ル權限ヲ有ス 第一三五條第二項及第一四八條ハ之ヲ準用ス

第八章 水利顧問 (Wasserbaur)

第三百六十七條 (1) 各州ニ水利顧問ヲ置ク水利顧問ハ本法ニ依リ委任セラレタル特別事務ノ外其ノ州ニ關係アル重要ナル水利經濟上ノ事務ニ關シ主務大臣ヨリ意見ヲ徵セラレ且之ニ關スル意見ヲ獨立シテ主務大臣ニ具申スル權利義務ヲ有ス 特許官廳ハ其ノ決定ノ準備ノ爲水利顧問ノ意見ヲ請求スルコトヲ得
ブランデンブルグ州ノ水利顧問ハ同時ニ之ヲ柏林市ノ水利顧問トス

(2) 水路顧問 (Wasserschutzbaur) ノ權限ハ變更セラルルコトナシ 水利顧問ハ水路顧問ノ權限ニ屬スル水利經濟上ノ事務ニ立入ルコトナシ

第三百六十八條 (1) 水利顧問ノ議長及其ノ代理人ハ國王之ヲ任命ス 其ノ他ノ顧問構成員及其ノ代理人ハ其ノ三分ノ一ハ州議會ニ依リ残り三分ノ二ハ農業會議所、商業會議所 (官選商業代表) 及手工業會議所ニ依リ之ヲ選舉ス

(2) 州議會ノ選舉スヘキ顧問構成員ハ市部及郡部ヨリ各其ノ半數ヲ採ル 農業會議所、商業會議所及手工業會議所ノ選舉スヘキ顧問構成員ノ數ハ勅令ヲ以テ其ノ州ノ經濟事情及關係組合ノ重要度

ニ應シ有權者團體ニ之ヲ配分ス

(3) ブランテルブルグ州及柏林市ノ水利顧問ノ選舉ニ在リテハ第一項第二項ノ規定ヲ適用ス但シ州議會ノ選舉スヘキ顧問構成員ノ三分ノ一ハ柏林市ノ市參事會及市會ニ於テ之ヲ選任ス

(4) 任命及選舉ノ任期ハ六年トス 但シ退任顧問ハ如何ナル場合ト雖新ニ任命又ハ選舉セラレタル者ノ就任スルマテ其ノ執務ヲ繼續ス

(5) 水利顧問ハ其ノ決議ノ準備ノ爲常設參事會ヲ設置スルコトヲ得 水利顧問及參事會ノ事務過程並參事會ノ組織ハ處務規程ヲ以テ之ヲ定ム處務規程ハ水利顧問其ノ草案ヲ作り農林大臣、土木大臣及商工大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第三百六十九條 水利顧問ニ關スル細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九章 水利審判所

第三百七十條 (1) 水利審判所ハ之ヲ柏林市ニ置キ左ノ者ヲ以テ之ヲ組織ス

一 長官一人及判事又ハ高等行政官ノ資格ヲ有スル常任職員若干名

二 水利事務ニ經驗アル陪審員

構成員ハ凡テ國王之ヲ任命ス長官及常任職員ハ本官ナルトキハ終身官トシ陪審員ノ任務ハ六年トス

- (2) 陪審員ハ無報酬ノ名譽職トシテ其ノ職務ヲ行フ
 (3) 何人ト雖同時ニ縣參事會及水利審判所ノ構成員タルコトヲ得ス

第三百七十一條 (1) 水利審判所ハ三人ノ終身官及二人ノ陪審員出席シテ決定 (Entscheiden) ヲ爲ス
 長官又ハ常任職員ノ一人其ノ議長トナル

- (2) 陪審員ノ立會ハ一般ニ豫メ定メタル順序ニ依ル 長官若シ特別ノ事由ニ因リ其ノ順序ヲ變更ス
 ルトキハ書面ヲ以テ之ヲ告知スルコトヲ要ス

- (3) 裁判所構成員ノ除斥忌避ニ關スル民事訴訟ノ規定ハ決定 (Entscheidungs) ニ關與スル凡テノ者ニ
 之ヲ準用ス

第三百七十二條 (1) 水利審判所ノ長官及構成員ニハ行政裁判所ノ構成及行政訴訟手續ニ關スル一八
 七五年七月三日及一八八〇年八月二日ノ法律 (法律集一八八〇年三二八頁) 第二〇條乃至第二五
 條ヲ準用ス 懲戒手續ニ於テハ水利審判所ノ長官ハ高等行政裁判所ノ長官ニ代リ、水利審判所ノ
 聯合部ハ高等行政裁判所ノ聯合部ニ代ル 聯合部ハ長官又ハ其ノ代理人ヲ部長トシ殘餘ノ常任職
 員全部及決定ノ際部長ヲ除キタル常設職員ト同數ノ陪審員ヲ以テ之ヲ組織ス 決定ヲ爲スニハ少
 クトモ部長ヲ除キタル常任職員ノ半數ヲ必要トス

- (2) 水利審判所ニ任用セラルル中級裁判官及屬官ニ對スル懲戒ハ一八五二年七月二日ノ普通文官

贖職罪其ノ他ニ關スル法律ニ依リ各省大臣ノ下級官吏ニ對シテ有スルト同一ノ職權ヲ以テ長官之
 ヲ行フ 免官ニ關スル懲戒手續ノ開始、調査委員及檢事代理ノ任命ハ長官之ヲ行フ 水利審判所
 ハ第一項ニ規定スル組織ニ於テハ之ヲ第一審裁判所ニシテ且終審裁判所トス

第三百七十三條 水利審判所ノ設置及組織、事務過程及手續ニ關スル細則ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十章 罰 則

第三百七十四條 第二八五條第二項及第二九一條ニ依リ其ノ設置、擴張、移轉又ハ除却ヲ爲スニ付許
 可ヲ必要トスル盛土又ハ工作物ヲ許可ヲ得スシテ設置、擴張、移轉又ハ除却シタル者及許可條件ヲ
 遵守セサル者ハ三百馬克以內ノ罰金ニ處ス但シ他ノ刑罰法規ニ依リ其レ以上ノ嚴罰ニ處セララル者
 ハ此ノ限ニ在ラス罰金ヲ完納セサルトキハ拘留ニ處ス

第三百七十五條 (1) 第二三條又ハ第一九九條第二項第二文ニ違反シテ水ヲ不潔ナラシメ得ル水其ノ
 他ノ流動物ヲ水流ニ故意ニ注入シ又ハ水ヲ清潔ニ保ツ爲ノ第九四條、第九九條、第一〇一條第一
 項乃至第三項又ハ第七二條第二號ノ規定ニ故意ニ違反スル行爲ヲ爲ス者ハ三百馬克以內ノ罰金又
 ハ一年以下ノ禁錮ニ處ス但シ他ノ刑罰法規ニ依リ其レ以上ノ嚴罰ニ處セララルトキハ此ノ限ニ在
 ラス

(2) 前項ノ違反行爲ニシテ過失ニ基クトキハ百五十馬克以内ノ罰金又ハ拘留ニ處ス

第三百七十六條 (1) 第二三條又ハ第一九九條第二項第二文ノ規定ニ違反シテ水ヲ不潔ナラシメ得ル水其ノ他ノ流動物ヲ水流ニ注入シタルトキハ起業者及經營管理者ハ實際ノ行爲者ノ處罰ト關係ナク五十馬克乃至五千馬克ノ罰金ニ處ス

(2) 第九四條第九九條第一項、第一〇〇條又ハ第一〇一條第一項乃至第三項ノ規定ニ對シ違反行爲アリタル場合ニハ堰水權者タル資格アル者ハ十馬克以上百馬克以下ノ罰金ニ處ス

(3) 起業者、經營管理者又ハ堰水權利者ハ故意ニ違反行爲ヲ爲シタルトキ又ハ事情ニ依リ自ラ經營ノ監督ヲ爲スニ付若ハ監督者ノ選任若ハ監督ヲ爲スニ付必要ナル注意ヲ怠リタルトキニ限り之ヲ處罰ス

第三百七十七條 (1) 特許手續、確保手續、調停手續、第一〇三條ニ依ル手續又ハ強制權設定手續ニ立合ヒタル鑑定人ハ

- 一 其ノ手續ニ於テ知リタル經營上ノ秘密ヲ故ナク洩シタルトキハ千五百馬克以内ノ罰金又ハ三月以下ノ禁錮ニ處ス
- 二 其ノ手續ニ於テ知リタル經營上ノ秘密ヲ經營起業者ニ損害ヲ與フルコトヲ知リテ發表シ又ハ其ノ秘密ニ屬スル經營施設若ハ經營方法ヲ模倣シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス 自己又ハ

他人ニ財産的利益ヲ與フル爲以上ノ行爲ヲ爲シタルトキハ禁錮ノ刑ト共ニ三千馬克以内ノ罰金刑ニ處スルコトヲ得

(2) 前項第一號ノ場合ニハ經營起業者ノ親告アルトキニ限り之ヲ罰ス

第三百七十八條 第三七四條及第三七五條ノ罰則ニ依リ警察官廳ハ一八八三年七月三十日ノ普國行政法(法律法一九五頁)第一三二條第二號ニ依リテ作爲又ハ不作爲ヲ強制スル爲罰金刑ヲ課シ及確定スルコトヲ妨ケラルコトナシ

第十一章 經過規定及附則

第三百七十九條 (1) 本法施行ノ際存在シタル權利ニシテ左ニ掲クルモノハ特別ノ名義ニ基クモノニ限リ存續ス

- 一 第四六條ニ掲クル方法ノ一ニ依リテ水流ヲ利用スル權利
 - 二 第一九九條乃至第二〇二條ノ制限ヲ越エテ水流ニ屬セサル水ヲ處分スル權利
 - 三 水流以外ノ地表ヲ流ルル水ヲ收去スヘキコトヲ低地所有者ニ請求スル權利
- (2) 特別ノ名義ニ基カスシテ本法施行ノ際存在シタル第一項第一號及第二號ニ所謂水流及其ノ他ノ水ヲ利用スル權利ハ只其ノ權利行使ノ爲ニ適法ナル工作物カ存在シ且此ノ工作物カ一九一三年一

月一日前設置セラレタルトキ又ハ其ノ時前設置行為カ開始セラレタルトキニ限り存續ス

(3) 一九一三年一月一日ニ於テ既ニ十年以上存在セル工作物ハ之ヲ適法ナルモノト推定ス 此ノ推定ハ最後ノ十年以内ニ主務官廳ニ對シ其ノ適法性ニ異議ヲ申立テタル者ニ對シテハ其ノ效ナシ

(4) 爾後存續スル權利ノ内容ハ其ノ權利カ特別ノ名義ニ基クトキハ之ニ依リテ定マル其ノ他ノ場合ニハ左ノ詳細ナル規定竝制限ノ範圍内ニ於テ從來ノ法律ニ據ル

一 一般慣例ヲ越エテ水ヲ不潔ナラシムルコトヲ得ス

二 本法施行後地下水汲出權ノ行使ニ因リテ第二〇〇條第一項ニ掲クル損害ヲ生シ其ノ損害ヲ防止シ又ハ償フ施設カ起業ト兩立シ且經濟上相當ナルトキハ被害者ハ其ノ施設ノ設置ヲ請求スルコトヲ得 其ノ他ノ場合ニハ被害者ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得但シ事情ニ依リ公平上賠償ヲ必要トシ且起業者カ起業ノ給付能力及經濟性ヲ害セラレスシテ賠償シ得ルトキニ限ル 損害賠償ハ定期給付ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

(5) 第八四條ハ存續スル權利ニ之ヲ準用ス

(6) 水位ノ變更ハ漁業用池沼湖及水溜ヨリ引水スルコトニ因リ生スルトキハ從來ノ範圍ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得但シ川浚、Arsamung、又ハ漁撈ノ爲ニ排水スルトキニ限ル

第三百八十條 (1) 第四六條ニ掲クル方法ニテ水流ヲ利用スル權利ニシテ第三七九條ニ依リテ存續ス

ルモノハ豫メ水利登記簿ニ其ノ登記ヲ申請セサルトキハ本法施行後十年ヲ經過スルコトニ依リ消滅ス 土地登記簿ニ登記シタル權利ニハ此ノ規定ヲ適用セス

(2) 水利登記簿官廳ハ本法施行後第一年及第九年ヲ經テ地方公布例ニ依リ及郡部ニ關係アルトキハ尙郡報ニ依ル告示ヲ以テ第一項ニ掲クル期間内ニ水利登記簿ニ登記ヲ申請セラレサル權利ハ消滅スヘキ旨ヲ指示スヘシ 之ト共ニ水利登記簿官廳ニ知レタル者ニシテ其ノ申請ヲ爲ササル爲消滅スル虞アル權利ヲ行使スルモノノ凡テノ氏名ヲ其ノ告示ニ指示スヘシ

第三百八十一條 第一六條第一項ニ掲クルハンノーフェル地方 (Gebietsteil) ニ於ル國ノ水流利用權ハ從來ノ範圍ニ於テ存續ス

第三百八十二條 本法施行ノ際水流ニ關シテ存スル權利ニシテ第三七九條第一項第一號ニ該當セサルモノハ特別ノ名義ニ基カサルトキハ從來ノ内容ヲ以テ存續ス 即チ通行稅賦課權竝沿岸地所有者又ハ其ノ他ノ者カ水流所有者ニアラサルトキト雖其ノ有スル利用權、殊ニ漁業ヲ行フ權利、水流中ニ存スル植物生茂蘆葦等ヲ利用スル權利ニ付亦同シ但シ水ノ疏通ニ對シ及第一種水流ニ在リテハ舟行ニ對シ水流ノ規定ノ適用ヲ妨ケス

第三百八十三條 本法施行ノ際繫屬中ノ事件ニハ官廳、手續及上訴方法ニ付從來ノ法律ヲ適用ス

第三百八十四條 (1) 郡(市)又ハ縣參事會ノ爲シタル第一審ノ決定ニ對シテハ本法ニ一八八三年七

月三十日ノ普國行政法(法律集一九五頁)第一二一條第一項ト異リタル規定アルトキハ官廳ノ長官ハ訴願スルコトヲ得 普國行政法第一二三條第二項乃至第五條ハ之ヲ適用ス

(2) 本法ニ依リ縣參事會決定手續ニ於テ管轄權アルトキハ伯林ニ對シテモ亦同シ

第三百八十五條 分割官廳ノ事務ト關聯スル水利經濟上ノ事項ヲ規律スル分割官廳ノ管轄權ハ本法ニ依リ何等變更セラルルコトナシ 中央警察官廳(Landespolizei)及土木大臣ノ權限ニシテ一八三八年十一月三日ノ鐵道起業法(法律集五〇五頁)第四條、第一四條及ホーヘンツォルレン州ノ鐵道工作物ニ適用セラルル一八六五年五月一日ノ鐵道事項ニ關スル法律(法律集三一七頁)ニ依ルモノハ變更セラルルコトナシ

第三百八十六條

一 一八八三年八月一日ノ權限法(法律集二三七頁)第一〇九條第一項中「水力機關(Wassertriebwerk)ノ爲ノ堰水工作物」ヲ削除ス

二 同法第一一〇條第二項ニ次ノ規定ヲ加フ 鑛山、選鑛場又ハ試掘ノ經營ニ用フル水力機關ノ許可(Zulassung)ニ關シテハ(一八六五年六月二四日ノ一般鑛山法第五九條第三項—法律集七〇五頁—一九〇七年七月十八日ノ法律ノ條項ニ於テ—法律集一一九頁)縣參事會ハ所轄高等鑛山監督局ト協議ノ上之ヲ決定ス

第三百八十七條

一八四六年十月二八日ノジーゲン郡草地命令(法律集四八五頁)及一八八三年八月一日ノ權限法(法律集二三七頁)第一卷第十二章ノジーゲン郡ニ關係アル規定(第六七條以下)ハ存續ス 一八四三年二月二八日ノ私川利用法(法律集四一頁)及一八一一年十一月十五日ノ水車ノ爲ノ堰水及水ノ疏通ヲ計ルコトニ關スル法律(法律集三五二頁)ノ規定ニ付亦同シ但シジーゲン草地命令カ其ノ第一二條及第二七條ニ於テ之ヲ援用シタルトキニ限ル

第三百八十八條

一八五八年七月二十七日ノナツサウ命令(命令集一〇〇頁)中市町村ニ依ル治水及灌溉排水工作物ノ實施ニ關スル第一八條第一項第二項及第一七條第二項第二文ノ規定ハ「市町村ニカ實施ヲ耕地警察的ニ強制ス」ヲ除キテ存續シ竝一八八三年八月一日ノ權限法(法律集二三七頁)ノ之ニ關スル第八七條第二號及第八九條第一號ノ規定ハ存續ス 但シ第二種水流ノ改修ニハ此等ノ規定ヲ適用セス

第三百八十九條

本法ニ所謂水流ニアラスシテ本法施行ノ際存在シタル動力機關用溝渠(水車用溝渠及之ニ類スルモノ)其ノ他ノ溝渠ニ對シテハ其ノ維持ニ關スル從來ノ法律ノ規定、之カ爲ニ他人ノ土地ヲ利用スル權利、其ノ土地ヲ保護スル義務及第三者ノ水ヲ利用スル權利ハ存續ス

第三百九十條

一八五七年二月十六日ノダンツィヒ市及其ノ地方ニ於ケル西プロイセン州法施行法第一一條第八號ハ新ラアドアウネ河ノ清潔及維持ヲ規定スルモノニ限り存續ス

第三百九十一條 一八七四年五月三十日ノ漁業法（法律集一九七頁）第四三條第三項乃至第六項ノ規定ハ變更セラルルコトナシ

第三百九十二條 一九〇四年七月十四日ノエムス河地方ニ於ル水ノ疏通ヲ計リ及餘水ヲ清潔ニスル組合ノ設置ニ關スル法律（法律集一七五頁）ノ規定ハ變更セラルルコトナシ但シ其ノ第一四條ハ次ノ如ク之ヲ變更ス

第六條ニ依ル被査定者（Veranlagten）ハ何人カ本法ニ所謂關係者ニ屬スルカニ付争アルトキハ税額査定（Veranlagung）ノ通知後四週間内ニ行政訴訟手續ヲ以テ出訴シ其ノ他ノ場合ニハ控訴委員會（Berufungskommission）ニ控訴スルコトヲ得 縣參事會ハ管轄權ヲ有ス

第三百九十三條 一九〇五年八月二八日ノ傳染病驅除法（法律集三七三頁）第一二條ニ依リ地方警察官廳及郡長ニ委任セラレタル權限ハ變更セラルルコトナシ

第三百九十四條 一九〇八年五月十四日ノ水源保護法（法律集一〇五頁）及一八六〇年七月七日ノナツサウ鑛泉保護命令ノ規定ハ變更セラルルコトナシ

第三百九十五條 次ノ法律ハ變更セラルルコトナシ但シ本法ト異ル規定ヲ含ムトキニ限ル

一 一八八八年六月六日ノオーデル河及スプレー河ノ改良竝一八八六年七月九日ノ法律ノ變更ニ關シ、新可航溝渠（Kanal）ノ築造及現在可航水路ノ改良ニ關スル法律（法律集二三八頁）

二 一八八八年六月二十日ノワイヒゼル河及ノガアト河ニ於ケル河川關係ノ統制（Regulierung）ニ關スル法律（法律集二五一頁）

三 一八九九年九月十六日ノシュレジエン州ニ於ケルオーデル河左岸支流水源地方ノ保護手段ニ關スル法律（法律集一六九頁）

四 一九〇〇年六月二五日ノゲムリツツヨリビーケルニ至ルワイヒゼル河ノ洪水縦斷面（Profil）ノ統制（Regulierung）ニ關スル法律（法律集二四九頁）

五 一九〇〇年七月三日ノシュレジエン州ニ於ケル洪水危險ノ豫防策ニ關スル法律（法律集一七一頁）但シ貯水池ニ關シ第一〇四條第四項、第一〇七條及第一〇九條ニ別段ノ定ナキトキニ限ル

六 一九〇四年八月四日ノ下オーデル河、ハーベル河、スプレー河、ラウジツツエル・ナイセ（Lausitzer Neiße）河及ボーパール（Bober）河ニ於ケル水ノ疏通ノ改良ニ關スル法律（法律集一八五頁）

七 一九〇四年八月四日ノブランデンブルグ州及ザクセン州ノハーベル河地方ニ於ケル洪水危險ノ豫防策ニ關スル法律（法律集一九七頁）

八 一九〇五年四月一日ノ水路ノ開設及改修ニ關スル法律（法律集一七九頁）

九 一九〇五年八月十二日ノ上流及中流オーデル河ニ於ル洪水、堤防及水ノ疏通關係ヲ規律スル方

策ニ關スル法律(法律集三三五頁)

十 一九〇八年五月十四日ノマスール運河(Kanal)及マスール湖地方ニ於ケル堰堤ノ築造ニ關スル法律(法律集一四一頁)

十一 一九一一年七月二十日ノノガアト河ノ協定(Abschluss)ニ關スル法律(法律集一三一頁)

第三百九十六條 現行ノ條項(Easung)ニ於ケル一八六五年六月二四日ノ一般鑛業法(法律集七〇五頁)ノ規定、其ノ規定ヲ一般鑛業法ノ施行區域外ニ適用スル規定竝鹽水泉ニ關スル規定ハ變更セラ
ルルコトナシ 水流ノ利用ニ關係シ且鑛業法上ノ公用徵收カ規定セラレサルトキニ限り鑛業法ト本
法トノ抵觸スル場合ニハ本法ノ規定ノミヲ適用ス

第三百九十七條 交通稅徵收權ノ特許及稅率ノ確定ニ關スル現行規定竝通航特權(Fahrtrecht)ニ關ス
ル規定ハ變更セラルルコトナシ 有償ニテ公ノ交通ニ供セラルル營造物ノ利用ヲ稅率ノ先決ニ繫ラ
シムヘキ主務官廳ノ權限ハ變更セラルルコトナシ

第三百九十八條 法律又ハ命令ノ委任シタル規定カ本法ニ依リテ廢止セラレタルトキハ之ニ相當スル
本法ノ規定ヲ以テ之ニ代フ

第三百九十九條 (1) 從來ノ法律中水法ニ屬スル規定ハ其ノ效力ヲ失フ但シ本法ニ依リテ變更セラレ
サル事項(Gegenstand)ヲ規定シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

(2) 左ニ掲クル法令又ハ規定ハ特ニ之ヲ廢止ス但シ現ニ行ハレサルモノ及第三三八條、第三三九條
ニ於テ存續セシメタルモノハ此ノ限ニ在ラス

一 一般國法(Allgemeine Landrecht)ノ次ノ規定

(イ) 第一部(Teil)中第八章(Titel)第九六條但シ水流ノ工作物又ハ地下水利用ノ工作物ニ關ス
ルモノニ限ル竝同章第九七條乃至第一一七條、第一二九條、第一三〇條、尙第九章第二二三
條乃至第二七四條、竝同章第九節(Abschnitt)但シ水法ニ對シテ仍效力アルモノニ限ル

(ロ) 第二部中第四章第二一條但シ性質上可航河川ニ關係アルモノニ限ル、尙第一章第三八
條乃至第四九條、第五五條乃至第七二條、第七九條竝同章第二二九條乃至第二四六條但シ水
車ニ關係アルモノニ限ル

二 ライン民法典ノ次ノ規定

第五三八條但シ水流又ハ其ノ沿岸ニ關係アルモノニ限ル、尙第五五六條乃至第五六三條、第
六四〇條乃至第六四三條、第六四五條第六五〇條及第七一四條但シ水法ニ關係アルモノニ限
ル

三 一八一一年十一月十五日ノ水車用堰水及水ノ疏通ヲ圖ル法律(法律集三五二頁)

四 一八一六年二月二四日ノ舟行及流材可能河川不潔豫防ニ關スル最高閣令(法律集一〇八頁)

- 五 一八四三年二月二十八日ノ私川利用法（法律集四一頁）及一八四五年一月九日ノケルン控訴裁判所ノ區域ニ於ケル同法施行令（法律集三五頁）
- 六 一八四六年一月二三日ノ排水工作物ノ爲ニ爲スヘキ公示催告手續及失權手續ニ關スル法律（法律集二六頁）
- 七 一八四八年一月二八日ノ堤防制度法（法律集五四頁）
- 八 一八四三年二月二八日ノ私川利用法第三章ノホーヘンツオルレン州ニ於ケル施行、排水工作物組合ノ設置及一八五三年五月三日ノ地下引水ニ疏通法ヲ適用スルコトニ關スル法律（法律集一八二頁）
- 九 一八四八年一月二八日ノ堤防制度法ヲシユレスキツヒ・ホルスタイン州及ハンノール州ニ擴張スル一八七二年四月十一日ノ法律（法律集三七七頁）
- 十 一八七四年五月三十日ノ漁業法第四三條第一項、第二項、第四四條及第五〇條及第五〇條第七號（法律集一九七頁）
- 十一 一八七九年四月一日ノ水利組合設立法（法律集二九七頁）
- 十二 一八八〇年四月一日ノ耕地及山林警察法第二七條（法律集二三〇頁）
- 十三 一八八三年八月二十日（法律集三三三頁）一八八四年五月三十日（法律集三〇三頁）ノ公

川沿岸占有者ニ對スル河川工事行政ノ權限ニ關スル法律

- 十四 一八八三年八月一日ノ行政官廳及行政裁判官廳ノ權限ニ關スル法律第六五條乃至第九五條（法律集二二七頁）
- 十五 一八八九年十一月十三日ノ土地登記簿制度命令（法律集五一頁）第一條但シ公水ニ關係アルモノニ限ル
- 十六 一九〇五年八月十六日ノ洪水危險豫防法（法律集三四二）
- 十七 一八〇一年八月四日ノ東プロイセン州法追加第一二及第一六
- 十八 一八〇四年二月十四日ノビツセ河ニ對スル河川及沿岸命令
- 十九 一八〇六年四月十四日ノ東プロイセン及リットハウエンノ一般河川、堤防及沿岸命令（法律集一頁）
- 二十 一八四四年四月十九日ノ西プロイセン州法（法律集一〇三頁）第四條、第四三條、第四四條、第六九條、第七一條及一八五〇年二月十一日ノ西プロイセン州法（法律集四三頁）第四四條ノ變更ニ關スル法律
- 二十一 一七七六年八月二八日ノ改正ランドウ河検査規則
- 二十二 一七九四年六月三十日ノカルトハーネ河ノ河川及検査規則（新普魯西王國及ブランデン

- ブルグ選舉侯國命令集第二卷二三四五頁以下)
- 二十三 一八六七年二月九日ノ新前ボンメルン及リウゲン疏通法(法律集二二〇頁)
 - 二十四 一七四六年十二月二十日ノシユレジエン疏通命令
 - 二十五 一七七七年八月二八日ノシユレジエン水車命令
 - 二十六 一五六一年九月十一日ノシユワルツ・エルステル河水車命令(民法典八月二日、六九九頁)及之ヲ補充スル一七七二年十一月三日ノ同令補充假規則
 - 二十七 一五六八年十一月二五日ノザーレン河、ルツペン河、エルステル河及プライセン河ニ設置セル水車ニ對スル水車命令(民法典八月二日七一七頁)
 - 二十八 一六五三年四月二十九日ノウンストルウト河ノ水車ニ對スルヨハン・ゲオルグ一世選舉侯ノ水利及水車命令(民法典八月第二卷七二七頁)
 - 二十九 一八〇〇年十月七日ノ選舉侯ノ命令
 - 三十 一八一一年五月八日ノ新水車ノ設置及之ニ要スル認可ニ關スル普通法(Das Generale)
 - 三十一 一八五七年五月二二日ノラウエンブルク公國疏水命令(Wasserlösung-Ordnung)
 - 三十二 一八五七年七月十六日ノホルスタイン公國ゲースト縣ニ對スル疏水命令
 - 三十三 一八六三年九月六日ノ土地改良ニ要スル水ノ引用及利用ニ關スルシユレスキツヒ公國

ゲースト縣ノ假命令 (Verfügung)

- 三十四 デイープホルツ伯國ニ於ケル水路(Wasserwege)ノ將來ノ保持及掃除ニ關スル一七七八年二月十八日ノハンノーフェル命令
- 三十五 一八二六年十一月二十日ノランドロスタイ縣管轄ノ沼地植民ノ爲ニスル普通堰堤、溝渠及橋梁命令
- 三十六 一八三〇年二月十六日ノ内地河川警察命令
- 三十七 一八四六年九月十六日ノ可航運河等ノ工作物ニ要スル讓渡義務ニ關スルハンノーフェル法(法律集第一章一九三頁)
- 三十八 一八四七年八月二二日ノ土地ノ灌溉排水竝堰水工作物ニ關スルハンノーフェル法但シ第三二四條ニ依リ存續スル法律ニ於テ本法ノ施行區域ニ對シ適用スト定メラレタル規定ハ仍其ノ效力ヲ有ス
- 三十九 一八五二年九月一日ノ水利工事制度ニ關スルハンノーフェル命令(法律集第一章二五七頁)但シ堤防及水門制度ニ關セサルモノニ限ル
- 四十 一八六七年五月二八日ノ新開地ノ灌溉排水工作物組合設置命令(法律集七六九頁)
- 四十一 一七七一年五月十一日ノ河川及通水溝ノ掃除ニ關スルミュンステル命令

- 四十二 一七四九年十二月二八日ノヴエゼル河及ウエルレ河沿岸ニ在住セルミンテン公領臣民及ラーベンスベルグ伯領ヴロート廳臣民ニ對スル沿岸及戰爭命令 (Schlachtforderung)
- 四十三 ウツベル河及其ノ支流區域ニ對スル一八七九年四月一日ノ法律ヲ補充スル爲公布シタル一八九一年五月十九日ノ法律 (法律集一九七頁) 及一八九一年十二月三十日ノ同法施行令 (法律集一八九二年五頁)
- 四十四 一八九一年五月十九日ノ法律ヲヴラルメ河及其ノ支流區域ニ擴張スル爲公布シタル一八九三年八月十四日ノ法律 (法律集一九九頁)
- 四十五 一八九一年五月十九日ノ法律ヲルール河區域ニ擴張スル爲公布シタル一九〇〇年四月十八日ノ法律 (法律集一一九頁)
- 四十六 村會議長、村長、戶籍吏、町村公金取立吏、村役場小使、積荷人夫、消防夫、地方巡查及夜番ノ職務其ノ他市町村ニ於テ監督ノ爲設置セル者ノ職務ニ關スル一七三九年十月六日ノヘッセン侯領命令第一四條、第一五條及第三八條 (ヘッセン國命令集第四卷六〇八頁) 但シ此等ノ規定ハ水法ニ關スルモノニ限ル
- 四十七 左ノ事項ニ關スル一七四七年二月九日ノヘッセン侯布告 (Kameral-Ausschreiben) (ヘッセン國命令集第四卷九四九頁)

一 吐水溝 (Tritgraben) 及排水溝ノ掃除

二 川中工事ノ禁止

- 四十八 一七八六年十二月一日ノシヤウムブルグ伯領ニ於ケルウエゼル河戰爭工事ニ關スルヘッセン侯國命令 (ヘッセン國命令集第七卷一二三頁) 及其ノ變更ノ爲一八七五年四月三日公布シタルリンテルン郡ノウエゼル河沿岸工事ニ關スル法律 (法律集一九〇頁)
- 四十九 一七八九年十二月二九日ノヘッセン侯國水利工事命令 (ヘッセン國命令集第七卷三八三頁)
- 五十 一八二〇年十二月二九日ノヘッセン侯國水車法 (ヘッセン國法律集第三卷一一八頁)
- 五十一 一八二三年四月十六日ノ沿岸栽植其ノ他水利工事ニ關スルヘッセン侯國命令 (ヘッセン侯國法律集一三頁)
- 五十二 一八二四年十二月三一日ノヘッセン侯國水利工事命令 (ヘッセン侯國法律集九九頁)
- 五十三 一八三四年十月二八日ノ耕作及牧草培養ノ改良ノ障礙除却ニ關スルヘッセン侯國法律 (ヘッセン侯國法律集一五六頁) 但シ第一一條第一二條ヲ除ク
- 五十四 一八三八年八月三一日ノヘッセン侯國命令 (ヘッセン侯國法律集第八卷六一頁)
- 五十五 一八五七年十二月十七日ノヘッセン侯國暗渠排水工作物實施法 (ヘッセン侯國法律集五

一頁)

- 五十六 一八二九年九月十二日ノナツサウ御領地整理命令(官報三一七頁)第一條第二條
- 五十七 一八五八年七月二七日ノ灌溉排水工作物及河川ニ於ケル水力機關設置手續ニ關スルナツ
サウ命令(命令集一〇〇頁)
- 五十八 一八三〇年十月七日ノヘツセン大公國草地開墾法(官報三六五頁)
- 五十九 一八五三年二月十八日ノヘツセン大公國河川掃除及維持法(官報六五頁)
- 六十 一八五三年二月十九日ノヘツセン大公國草地開墾以外ノ河川治水法(官報七〇頁)
- 六十一 一八五三年二月二十日ノヘツセン大公國河川水力機關設置及監督法(官報七五頁)
- 六十二 一八五八年一月二日ノヘツセン大公國土地排水法(官報三三頁)
- 六十三 一八六二年七月一日ノヘツセン伯國草地開墾法(官報第八號)
- 六十四 一八六二年七月十五日ノヘツセン伯國土地排水法(公文書八八九頁)
- 六十五 一八六二年七月十五日ノヘツセン伯國水力機關等ノ設置及監督法(公文書八九五頁)
- 六十六 一八五二年五月二八日ノバイエルン國水ノ利用法(バイエルン法律公報四九〇頁)
- 六十七 一八五二年五月二八日ノバイエルン國灌溉排水事業法(バイエルン法律公報四五六頁)
- 六十八 一八五二年五月二八日ノバイエルン國沿岸保護及氾濫防禦法(バイエルン法律公報五七

七頁)

- 六十九 一七六九年三月七日ノニール命令
- 七十 一七六九年四月十六日ノゲルテルン溝渠命令
- 七十一 一六六九年八月ノ河川及森林法竝一七九一年九月二八日及同年十月六日ノ水法ニ屬スル
規定

- 七十二 一七九〇年十二月二六日及一七九一年一月五日ノ沼澤乾燥法
- 七十三 一七九三年十二月四日ノ沼地乾燥法
- 七十四 一七九八年三月九日ノ河川及運河改修ニ關スル行政官廳ノ告示
- 七十五 一八〇三年五月四日ノ舟行不能ノ河川及運河ノ浚渫竝之ニ適當ナル維持管理法
- 七十六 一八〇七年九月十六日ノ沼澤等ノ乾燥法
- 七十七 一八一八年七月二十日ノライン職務條例第二條第三號、第四號
- 七十八 ケルン控訴院及エーレン・ブライトスタイン司法部ノ管轄區域内竝ホーヘンツォルレン
州内ノ水ノ疏通ヲ計ル一八五九年六月十四日ノ法律(法律集三二五頁)
- 七十九 一八四五年十一月八日ノホーヘンツォルレン州ニ施行スル水車法(法律集第七卷一五七
頁)

第四百條 (1) 本法第一條、第二條、第四條乃至第六條ノ規定及第一五二條乃至第一七五條、第三八三條ハ第一種水流ノ改修ニ關スル限リ本法公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 其ノ他ニ於テハ本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(2) 本法ニ於テ本法ノ施行トハ第一項第二文ニ掲クル期日ヲ謂フ

第四百一條 本法ノ施行ニ必要ナル規定ハ主務大臣之ヲ發布ス

第一種水流

第一 自然水流

* 印ノ記載アル水流ニハ第四九條第四項ヲ適用スヘシ

水流ノ表示

「アールパツハ」

「アランド」

* 「アルレ」

〔マスウル〕運河ノ河口上方ニハ第四九條第四項ハ之ヲ適用セス

「アルラー」

「アルスター」

「アングラツプ」ノ「オーベレ」

但シ「マウエル」湖ヲ含ム

〔「マウエル」ノ「ケエル」〕「マウエル」

ノ「プリスタニエ」〕「シウエンツアト」

「ボドヌ」〕「キルザイテン」〕「ダルガニ

水流ノ兩端

「デウホウウエル」水車

「ゼーハウゼン」ノ「ツオル」橋

「フリーランド」ノ鐵橋下流〇、四ニキロ

「ヤーゼニツエル」航路

「エルベ」

「プレーゲル」

「ツエルレ」ノ水車堰堤

「ダーテ、ステーゲン」ノ道橋

「マウエル」湖

「ウエーゼル」

「ハンブルグ」ノ境
閉水門

エン、「キツサイン」、「ラバブ」、「ド
ウベン」、「レオイツェンシエル」、「キツ
サイン」及「ダイタ」湖

* 「アングラツプ、ウンテレ」
一名「ブレイゲル」

「アベル、テーフ」
「アルゲ」

* 「アトマアト」(「メメル」参照)
「アウエ」

但シ「ベデルケザ」湖ヲ含ム
「ボーベル」

* 「ブラーエ」
「プロニスロウ」運河

但シ「プロニスロウ」及「バコシユ」湖ヲ
含ム

「クランベエ」
「クランツェル、ベーク」

* 「ダーメ」及「ウエンデイシエスプレー」

「インステルブルグ、ケオルゲンブルグ」
國道ノ橋

「オルデンブルグ」ノ境
「アツコモニーエン」ノ國道橋

「スキールウース」ノ合流點
「ベデルケザ」湖

新橋ノ堰堤

「プロンベルグ」ノ北鐵橋ノ上流二、八キロ
「プロニスロウ」澱粉製造所

王運河

「クランツ」ヨリ「ケオイニーヒブルク」ニ
至ル國道

「シュトレングアンツェル」湖

「インステル」ト合流スル點

「ジュンメ」
「ラウクネ」

「クール」灣
「ハアデルン」運河

「オーデル」
「ワイヒゼル」

「ネツツエ」
「オーデル」

「クール」灣
「スプレー」

(「シュトレングアンツェル」湖、「ダーメ
ドルゲン」、「クリニツベル」、「クリイ
ムニツク」、「ゼディン」湖ヲ伴フ「ツオ
イテネル」並小及大「クランベ」長湖、
「ウエデイシエ、スプレー」)

但シ「トイビツェル」、「ゲウエツセ
ル」ヲ含ム

北部(小「ケオイリゼル」、「ハオイツェル
ンネル」、「シユモオイデ」及「フウシユテ」
湖)(南部、第二、人工水流参照)

「ツエルンドルフエルランケ」、「ウエル
ントルフエル」、「ゼーンケツテ」、「ウエル
ンドルフエル」湖及「ジーアール」、「ツ
グ」ノ「ゴーセン」溝渠

* 「ダンゲ」

* 「ダーメ」

* 「デイーヴエノウ」、「オーデル」参照
但シ「カンミネル、ボツデン」ヲ含ム

「ケオリゼル」湖ノ「モツデル」溝渠口

「ダーメ」

「デメリツツ」湖ノ南岸

「セツジイン」湖

「ケイエル、タウルラウケン」街橋上流
二、四キロ

「クール」灣
「クール」灣

「シュテツテイン」灣

「クール」灣

東海
防波堤尖端ノ海三角標 Soekantem

ヲ結ヒタル線

「ハーヴェル」

「ネッツェ」

「クール」湖

「ワイヒゼル」

北海

城「トレンケ」ノ中央ト「ホオレ
ルウイーク」ノ塔トヲ結ヒタル線

北海

「テオイゼ」ノ球形測量地標 *Winkel*

Winkel ト「フリードリツヒスター

グ」ノ西方三角標トヲ結ヒタル線

(「デイクサンド」)

「ドツセイ」

「ドラング」

「ドラウオイネ」

「ドレウエンツ」

* 「アイデル」

* 「エルベ」

但シ北「エルベ」、南「エルベ」ケオイ

ルブラドヲ含ム、及「ハーブルヒ」ノ

「ライヘルシュティヒ」ウイルヘルム

スブルク、舊南「エルベ」、ケオイルヲ

レツス(小「エルベ」及「フィンケンウ

エルダーアウエヲ含ム)、支流ノ中特

ニ「ウイツシュハーフェン」ノ二ツノ南

「エルベ」及「アツセル、ルウテンシュト

ローム」及「ハトリンゲン」橋ヨリ「コル

「ホーヘンオーフェン」ノ「バビーアー」水

車堰堤

「ブレオイツエンフリース」

「ウイルヘルム」王運河

「ライビツツ」ノ大水車

「ウイルヘルム」帝運河、

「アウドルフエルゼ」南

「ザクゼン」ノ境

マル」支流ニ至ル内「エルベ」(「ドワー

ルスロツホ」ヲ含ム)ヲ含ム

* 「エルピングフルツス」

但シ「ドラウゼン」湖ヲ含ム

* 「エムス」

「ドラウゼン」湖

「シオイネフリーター」堰堤

「フル」湖

北海

「ウエスターマルシュ」ウトラン

ド」(岬)ノ西尖端ト「オーストボル

ダー」水門トヲ結ヒタル線

「ハーヴェル」

* 「エムステル、ゲウエツサー」

(「クロステル」湖、「ナーミツツエル、シ

ユトレンダ」溝渠、「ネーツエネル」湖、

「エムステル」運河「モア」湖ヲ含ム)リ

「エムス」湖及「シュトレンダ」

「エステ」

「フエーツエル・テーフ」

「クロステル」湖

「アキステフウデ」ノ水車

「ウエストグロセンフェーン」(北支流)

ト「ベツクツエトラメーア」(南支流)ノ

「アウリヒネーアモア」國道

「メウエ」ノ國道橋

「ガストハウス・ラーメハンド」

「エルベ」

「ケツセル」水門及「エムデン」ノ「ハ

ルレン」ト「トール」

「ワイヒゼル」

「エルピンフルツス」

「フエルゼ」

「フィシュアウ」

- 「フォルシユ」||「ワツサーシユトラッセ」
- 「フォルシユ」||「オストローケル」及「キールシユコーウエル」湖
- 「フライブルゲル・ハーフェンブリール」
- 「フル」灣
- 但シ「ケーニヒブルグ」ノ湖運河ヲ含ム
- 「フルダ」
- 「ゲーステ」
- 「ゲラーデ・オースト」||「メメル」参照
- 「ギルゲ」||「メメル」参照
- 「グリートハウゼル・アルトライン」
- 「ジーアール・ウステルウイツツエル」湖
- 但シ「ブラウ」湖ノ「アブラウフ」ヲ含ム
- 「ハンメ」
- 「ハーゼ」
- 「ハーヴェル」
- 「シユウツド」及「シユルプ」湖ヲ伴フ
- 「フォルシユ」水車
- 「フライブルヒ・アー」||「エルベ」ノ堤防水門
- 「メックラー」下方ノ郡界
- 「ケオイレネル」橋
- 「スキールウイース」||「ウイツ」||「トニツス」||「オースト」ノ分流點
- 「ルウス」ヨリノ分流點ニ於ケル「ウンゲダイルテメメル」
- 「グリートハウゼル・フェールダム」
- 「コオルベツク」
- 「ハーネンモア」運河
- 「メツケクレムベルグ」ノ境
- 「アテウルケル」湖
- 「エルベ」
- 「ビルロウ港」
- 外防波堤尖端ノ海三角標ヲ結フ線
- 「ウエーゼル」
- 「ウエーゼル」
- 「クール」灣
- 「クール」灣
- 「ライン」
- 「ウニンメ」
- 「エムスフルツス」
- 「エルベ」

- 「オーベレ・ハーヴェル」||「シユネルレ・ハーベル」——「シユネルレ・ハーベル」ニハ第四九條第四項ハ之ヲ適用セズ——「フリードリツヒスターレル」||「オラニトエン」||「ブルゲル」||「シユバシユ」
- 「シユバシユ」及「ストオイセン」湖及「シヤルフェランケ」ヲ伴フ「ビヘルズドルフェル・ハーヴェル」(大「ウワン」湖ヲ含ム)、クランドワー・ゼーシユトレツチ・ユングフェルン」||「レーニツツ」及「クランブニツツ」湖ヲ含ム「ポツツダーメル・ハーヴェル・ベツツイン」及「シユエローウ」湖、大及小「ツェルン」湖、ゲオイツェン」湖、「トレーベル」湖ヲ含ム、「ブランデルブルゲル・ハーヴェル」
- 「ペール」橋及「ブランデンブルグ」市運河ニ至ル「ベーツ」湖、「プライトリンダ」||「モオイゼルシエ」、「クエンツ」||及「ウエンド」湖ヲ含ム、「ブラウエル」

湖、「ラーテノウエル」水門運河及「ギ
ユルベル・ハーベル」ヲ含ム、「ウンテ
レ・ハーヴェル」

但シ「テレゲレル」湖、「グリンドウ」湖

「シュレニッツ」湖ノ「ウツビリッツ」

「ブリッツベル」及「ギユルベル」湖ヲ含
ム

「ホーヘンナウエル・ワツサーシユトラーセ

〔「ホーヘンナウエル」及「フェルヘサアレ

ル」湖〕

「ホツツエンプロツツ」

「イーナ」

* 「イルメノウ」

「ジエゲ」

「ジエーツエル」

小「バーレン」ノ國道橋

「ハーヴェル」

「フェルヘザール」湖

「ホーヘナウエル」運河

「クラビッツ」ノ水車

「オーデル」

「シュタルガルド」市域ノ南境

「オーデル」

「シュネルベルグ」ノ「アプト」水車

「エルベ」

「ブラシユケン」ノ「バウエル」橋

「ルツス」

鐵橋

「エルベ」

〔「シュテンダール」||「ユルツエナー」線

區ノ運搬

「レイダア」

「オルデンフルグ」ノ境

「メメルシユトローム」

「ウエスツエニンゲン」島ノ下端

「メメルシユトローム」

* 「カタリネン」溝渠及湖

「クロドニツツ」

「コオルベツク」

* 「クリニカウ」

「キユドウ」

「クール」灣

「フォルスト」倉庫

南「ゾスニウツア」鐵橋

「オースラ」||「ハンメ」運河

「エルムス」岬ノ水車

「シュナイデミュール」||「ブロンベルグ」

國道橋

「オーテルス」||「ブレイ」運河

「オーデル」

「ハンメ」

「エルベ」

「ネエツエ」

「メメル」灣

防波堤尖端ノ海三角標ヲ結ビタル

線

「ライン」

「ネモニンフルツス」

東海

防波堤尖端ノ海三角標ヲ結ビタル

線

「エムスフルツス」

「アルラー」

「ウエーゼル」

「ラインベルヒゲル・ライン」

* 「ライン」

「ラウクネ」

「レバ」

* 「レダ」

* 「ライネ」

但シ「イーメ」ヲ含ム

* 「レズム」

* 「リンドウウエル・ゲヴェツサー

「ヘッセン」ノ境

「アルゲ」ト「オツサ」ノ合流點

國庫港ノ南

「オルデンフルグ」ノ境

「シュネルレン」ノ堰堤

「ハンノーフェル」ノ溝渠

「ハンメ」ト「ユンメ」ノ合流點

「ウイーリイツ」湖

〔ウイリイツ〕湖及運河、〔グーデラツク〕湖、〔リイン〕及〔モオイレン〕湖ヲ含ム

*〔リツベ〕

〔ノイハウス〕ニ於テ〔バーデル〕ノ注入スル點

〔ライン〕

*〔レオイクニイツ〕

〔モイレン〕湖

〔フランケン〕湖

但シ〔モイレン〕、〔ペーツ〕及〔ウエール〕湖ヲ含ム

〔リユツヘ〕

〔ホルネベルヒ〕ノ水車

〔エルベ〕

〔ルウヘ〕

〔ウインゼン〕ノ港

〔イルメナウ〕

〔ルウネ〕

〔シュトオテレル〕水門

〔ウエゼル〕

*〔ルイヘネル・ゲウエツサー〕

〔ルイヘネル・フロツス〕堰堤

〔ハーヴェル〕

但シ〔シュタツト〕湖、大〔ルイヘン〕湖、〔ウオルブルイツ〕及〔ハウス〕湖ヲ含ム

*〔メーレン〕

〔バイエルン〕ノ境

〔ヘツセン〕ノ境

〔マヌウリイシユ・ワツサーシユトララセ〕

〔マウエル〕湖ノ〔レオエツエネル〕運河ノ出口

〔イエングリンネル〕運河入口

但シ〔レオイツエネル〕運河、〔ウオイ〕ノ湖ヲ伴フ〔レオイウエンテン〕、〔ザイン〕

テン〕湖、〔グルケル〕及〔ヘンセル〕湖ヲ伴フ〔ヤーゴットネル〕湖、〔シユモイン〕、〔ジーアール・コテイック〕及〔タルトウイスコ〕湖、〔タルテル・ゲウエセル〕、〔ラインシエル〕、〔ニコライケル・シユビルテインク〕、〔ウアルムノルド〕及第六湖、並〔ヴェルダイン〕小及大〔グスツイン〕及〔テーデル〕湖

〔アペンシュテール・シユイフスシユテレ〕

〔オーステ〕

*〔メメル〕

〔ロシア〕國境

〔クル〕灣

派流ノ中ニテハ〔ギールゲ〕、〔ルツス〕、〔アトマス・スキールウイス〕、〔ポオカルナ〕、〔ゲラーデオースト〕及〔ウイットニイスオース〕ニ限ル(尙此ヲ參照)

*〔ミンゲ〕

〔ウイルヘルム〕運河

〔アトマアトフルツス〕

但シ〔ダーゲ〕海渠及〔クルンメオースト〕ヲ含ム

*〔モーゼル〕

帝國領境

〔ライン〕

「ナイセ」
「グラツェル」

「レオイウエン」ノ鐵橋

「オーデル」

* 「ナイセ」
「ラウジイツェル」

「グーベン」ノ「エゲルナイセ」

「オーデル」

* 「ネモニーエン」

「シヤルタイクフルツス」

「クール」灣

「ネツツエ」

* 上部

「ロシア」國境

「オーベル・ネツツエ」運河

但シ「ゴオプロオ」
「ズアレイ」
「モ

「エイルノオ」
「ザトロゴシエ」及

「アテウルケル」湖ヲ含ム

* 下部

「プロンベルヒ」運河

「ワルテ」

但シ「ドリウゼン」ノ國道橋ヨリ「ネ

ツツエ」ノ入口ニ至ル舊「ニツツエ」

* 「ノガツト」

「ワイヒゼル」

「フル」灣

但シ派流ノ中「ビベルツウグ」ヲ伴フ

「フライテ・ファールト」及「ウエストリ

ンネ」ノミヲ含ム（「ワイヒゼル」參照）

「ノルデル・アウセンテイルフ」

「ノオルデル」水門

「レイ」灣

* 「ノツツテ」

「メエレン」湖

「ダーメ」

但シ「メエレン」湖ヲ含ム

「オーベルレンデイシエ」湖

「シュイルリグ」
「パウゼン」及「ドレ
ウエンツ」湖、

「アンケン」水車

「ドレウエンツ」

「エウイング」
「ゲスリツヒ」
「フラツ

ハ」
「デウベン」及「ウイドルグ」湖

「オーベルラント」運河

「ドイツエー・アイラウ」

「ビエルティグ」湖

「デウツ」運河

（第二人工水流ノ「オーベルラント」運河
參照）

「オブラ」

「ベンチエン」

「メゼリイツ」

* 「オーデル」

埃太利國境

東海

但シ「ダム」湖及「バーベンワツサー」

支流ノ中特ニ「プレストラウ」ノ「アルテ・

オーデル」派流ノ中「ビーネシュトロ

ム」
「スウイネ」及「デイヴエノ」ノミヲ

含ム（之ハ「シュティンチン」港並第二

人工水流參照）

「プレストラウ」運河及「ホーヘンシュタ

ーテン」
「フリードリツヒターラー・ワ

ツサーシュトラッセ」參照）

* 「オーデルベルゲル・ゲワツサー」

「フィノウ」運河

「オーデル」

〔アルテ・オーデル〕、〔オーデルベルゲル〕及〔リーバー〕湖但シ

〔リーツエネル・アルテ・オーデル〕及
〔フライエンワルデル・ランド〕溝渠ヲ
伴フ

〔オルデルツンメル・ジールティフ〕

〔オーステ〕

〔バツサルゲ〕

* 〔ペーネフルツス〕

* 〔ペーネシュトローム〕

〔オーデル〕参照)

但シ〔アハテルワツサー〕及〔クルンミ

イネル・ウイク〕ヲ含ム

* 〔ベルザンテ〕

* 〔ビンナウ〕

〔ビゼツク〕

但シ〔ロツシュ〕湖ヲ含ム

〔リーツエン〕ノ「ダム」橋
〔フライエンワルド〕ノ町橋

〔フェーントイテル・ティーフ〕

南村ノ境

〔ブラウスブルグ〕水車堰堤下方〇、五五

キロ汽船碇泊所

〔メクレンブルグ〕ノ境

〔クライン〕灣

〔コールベルヒ〕ノ「ホルツ」溝渠下河口

〔ビンネベルグ〕ノ街橋

〔ロツシュ〕湖

〔オーデルベルゲル・ゲワエサー・リ
ーツエネル・アルテ・ネーデル〕

〔エムス〕

〔エルベ〕

〔フル〕灣

〔ペーネシュトローム〕

東海

〔ビーネミュンド〕「堰濼北西端前ノ海

三角標ト對岸ノ岬最北點トヲ結ビタ

ル線

東海

防波堤尖端ノ海三角標ヲ結ビタル線

〔エルベ〕

〔ロシア〕國境

* 〔ブレーネ〕

〔ボカルナ〕「メメル」参照)

* 〔ブレイゲル〕

〔アングラツフ〕、〔ウンテレ〕ヲモ参照)

〔ブツエムザ〕

〔ランドウ〕

〔レクニツツ〕

但シ〔ザラー・ボツデン〕、〔ロツベル

シュトローム〕、〔ブローシシュトロ

ーム〕ヲ伴フ〔ボドシュテツテル・ボツデ

ンチングステル・シュトローム〕、〔バル

テルボツデン〕ノ「ガラボウ」及「ボツ

ク〕ノ「リンネ」ヲ含ム

〔リウエント〕湖及「オーベレバートツ」湖

但シ「シュトレンゲン」ヲ含ム

* 〔ライン〕

* 〔ラインベルゲル・アルトライン〕

〔ラインバルグ〕「運河」

〔ステツチン〕「舊」ダム」街ノ橋

〔スキールウイート〕

〔ブングラツフ〕「ト」インステル」トノ合流

點

〔ロシア〕國境、〔ミスロウイツツ〕ノ「ドラ

イカイゼレツチ

〔ニツゲズイン〕ノ街橋

〔マルロウ〕「」ブレンニン」國道橋下流一、

〇六キロ米

〔バルヘーフェル〕ノ上燈臺ト「ジ

ユートケルン」ノ漁夫標ト連結線

東海

〔リウエント〕湖

〔ハツセン〕ノ境

〔メーデルバツハ〕川口ノ橋

〔ダム〕湖

〔ボカルナ〕村ノ西端

〔フル〕灣

〔ワイヒゼル〕

〔ユイーケル〕

東海

〔バルヘーフェル〕ノ上燈臺ト「ジ

ユートケルン」ノ漁夫標ト連結線

東海

〔リウエント〕湖

〔ハツセン〕ノ境

〔メーデルバツハ〕川口ノ橋

〔オランダ〕國境

〔ライン〕

* 「ラインベルゲル・ゲエツサー」

「グリーネリイック」湖

「ベリイック」橋

(「グリーネリイック」湖、「ラインベル
ゲ」運河、大「ラインベルク」湖、「メー
リッツ」湖、ヲ伴フ「シュラボルン」運河
及湖、「フユツテン」運河、「ティツオウ」
湖、「ブレベロウ」運河、「ブレベロウ」
湖及水門運河

但シ「ドルゴウ」湖及運河竝「ピイコ

ウ」湖及運河ヲ含ム

「レイリツケ」

「オーデル」ヘノ流入入口ノ上方ニ、七キロ米

「オーデル」

* 「リュデルスドルフェル・ゲエツサー」

「ウオルテルスドルフェル」水門

「スプレー」

南部

但シ「フラークン」湖ヲ含ム

* 「ルール」

「キツテネル・ルール」シュラククト

「ライン」

(「ミュールハイム」ルール)ノ石橋ノ上

方ニハ第四九條第四項ハ之ヲ適用セス)

* 「ルツピナー・ワツサー」シュトラッセ

「ライン」スベルゲル・リン

「クレムメル」湖

(「ツエルミュツェル」、「テーツェン」及

「モルホウ」湖ヲ伴フ「オーベレリン」ワ
ツサー「シュトラッセ」、「ピユツ」湖ヲ伴
フ「ウンテレリン」ワツサー「シュトラ
ッセ」、「クレムメル」湖)

但シ「フェールベリーナー・ワツサー」

「リン」

「フェールベリーナー・アルヘ」

「シュトラッセ」ヲ含ム

* 「ルツス」

「ギルゲ」ノ分流點ニ於テ分レザル「メメル」

「アトマス」及「スキールキース」ノ分

* 「リツクフルツス」

「グライフスワルデル」港ノ「スタインベ

流點

ツカー」門橋

「グライスワルデル・ボツデン」、防波
堤ノ海三角標ノ連結線

「ナウムブルヒ」ノ「ウンストルト」

「エルベ」

帝國直隸地ノ境

「モーゼル」

「ルクゼムブルグ」ノ境

「モーゼル」

「ヨットカルレン」ノ北端

「ネモニーエンフルス」

「シエーナウ」ノ水車

「ワイヒゼル」

「バルト」水車ノ水車堰堤

東海

「シュエンツ」ノ「シュワルツ」溝渠口ノ下

「カムミナー・ボツデン」

方〇、一キロ米

* 「ザール」

「ザウエル」

「シヤールトタイク」

「シュワルツワツサー」

「シュウエンテ」(「ティーゲ」参照)

「シュエンテイーネ」、「ウンテレ」

「シュエンツェル・パツハ」